

一九 大豆谷に於ける信淵の生活 (二)

信淵が江戸に歸つて觀ると、露西亞船の蝦夷地來寇の噂は未だ消えやらす、人心は尙も穩かでないから、信淵が外國船を打ち攘ふ爲に、阿波に於て自走火船其の他種々なる海防の諸兵器を澤山造つたと云ふ話しが急に廣まり、夫れが忽ち評判となつた。そこで海防に志ある憂國の士や諸藩の士大夫は此の話しを耳にし、信淵に自走火船の製法や其の用法を聞かんとして、信淵を訪ふ客は織るが如く、車馬絡繹として市を爲す有様であつた。妻笹原氏は信淵が浪人の身でありながら名聲が一時に高くなつたので、人にも忌まれ意外の禍に罹らんことを憂り、頻りに信淵に隱遁を勧めた。因つて同年六月二十四日家族をもとの如く大豆谷の舊居へ移らしめた。

ときに幕府の若年寄であつた江州堅田藩主(後上州佐野)堀田攝津守正教も、信淵の自走火船の説を聞き、其の奇策なるに深く注意し、信淵を召して是を問はれたので、自走火船の圖を作つて上つた處、列席の評議があつたものと見え、同じ若年寄の和州高取藩主植村駿河守家長の掛りと成り、此の火船法を幕府の鐵砲頭井上左太夫正清に傳授せよとの内命を蒙り、同月二十六日左太夫の宅に於て、左太夫より誓紙を取り、悉く其の製法及び用法を傳授せしに、其の功勞を賞せられて、白銀十五枚を賜はつた。又七月二日には長崎奉行土屋紀伊守廉直にも召されて、再び此の火船の事を尋ねられ、又其の圖説を作つて呈せしに、土屋氏より長崎へ同行を勧められたが、

阿波より歸來して間もなく、且家族は既に江戸を去りて大豆谷に移居したので、是を辭し同月十三日江戸を去つて大豆谷に移つた。

信淵は既に大豆谷に移つて、もとの如く家學の大成に精進し、其の實驗の爲に農業・園藝を營み、傍ら醫業を開いてゐた。其の際には房總の各地を始め、諸地方の特産地へ研究旅行を爲し、ひたすら家學の大成を期してゐた。此のとき信淵は正に四十一歳の男盛り分別盛りの年であつた。家族には妻の笹原氏が三十五歳、三歳の昇太郎と其の母渡邊氏、秋田の自家の粹英吉郎が十九歳で、醫學修行の爲書生として同居してゐた。其の後二男樂三郎や四男勘四郎も生まれ、是に下女や作男などを交へて八、九人の大家族であつたから、暮し向きも容易でなかつたことであらう。此の頃の家は惣吉と云ふ百姓の北隣の通稱蛇屋敷と云はれた所であつた。阿波に於ける信淵は、殆ど兵學者又は造兵家であつたが、一度大豆谷に移るや、復もとの百姓にかへり、晴天の日には田畑に出で、鍬・鎌を取り泥にまみれて糞桶を擔つて、耕種・樹藝にいそしみ、専ら家學大成の爲に、熱心に實驗と研究を續けてゐた。今度は農耕の方は以前の如く大規模に營まず、果樹園を設けて主に園藝に力を注いでゐた。葡萄などは甲州産のものに劣らざる美味のものが出来たと云ふ。又家の庭などにも種々の花卉や樹木を植ゑて、研究旁々是を樂んでゐた。『種樹秘要』に「予名花と美果を好む。故にこれを植ゑて山居の樂みと爲す」とあり、又『別後日記』に「我家の菊は兩總州に於て人の知る所にして、大小既に三百七、八十種なり。故に八、九月の間は日々家居のみ致來りし事既に數年に相及び」と記してゐる所によりて察せられる。又『經濟要録』に「南總なる予が家の北陰の所に、椎木の横斷にせしを並べて、米泔水を沃ぎ草菰を覆ひ置きしに、年々多くの香蕈を生じ

たり。唯だ暑中には生ぜざるのみ」と記してゐるのを見れば、信淵が住んでゐた家の周囲の花卉や草木に至る迄、みな其の熱心なる研究の對象物と爲つてゐたことが知られる。

祖父不味軒・父玄明窩の二翁が遍く四方に遊歴中、苦心して集めて來た陸稻に、旱暎稻・陰雨稻・波潁・五分米（以上糯・粳の二種あり都合八種）及び白鬚・黒早稻・振袖糯・赤毛・禿糯の十三種があつたが、天明三年信淵が父に伴はれて故郷を去りしとき、同姓の喜平治・長藏の兩人に頼み、右十三種の陸稻を作らせ、其の種類の保存を固く頼んで行つた。其の後父は足尾に客死し、信淵は江戸に遊學すること十餘年、寛政七年に故郷に歸り、其の陸稻のことを尋ねしに、喜平治も長藏も共に死し、其の子等も農を營んではゐたが、農業に熱心ならざりし爲、師と父の遺命を守らず、十三種の陸稻を一種類も残さず種子切れとして了まつてゐた。信淵は是を聞きて太いに嘆き、數日間飲食も咽を下らなかつたと云ふ。其の後信淵諸國を遊歴する二度に及び、此の文化六年迄に右の十三種の陸稻の種子を悉く取集め、且其の他にも集めて都合十七種を得、是を門人なる埴生郡岩川村の白井忠藏に預けて栽培せしめた。

信淵は大豆谷に於て、晴天の日には田畑に出でて耕鋤・栽培に従事し、雨天の日には机に向つて讀書・執筆にいそしみ、斯くて高祖歡庵翁以來の家學を實地に試み、是を書き著はして其の大成に邁進し、又自分の研究による著述をなしてゐた。彼は阿波に於て研究せし行軍砲・防守砲・水軍砲の用法を再校してゐたが、文化六年八月これを完成して『三銃用法論』を纏め上げ、又『自走火船法』をも増校した。是はみなもと集堂翁の命に依りて爲したるものにして、信淵は是に因りて鐵砲の窮理を精究することを得たのも、みな是一に集堂翁の寵遇の賜物

であつた。然るに翁は急に其の職を罷められ、唯行軍砲及び防守砲用法の草稿を觀たばかりで江戸に歸り、水戰砲及び自走火船の用法に至りては、其の草稿をも見ずして歿してしまつたのであつた。信淵は幼にして孤兒となり、艱苦して世を渡りしだけに、世の中の人の義理・人情に感ずること頗る厚かりしかば、集堂翁の恩誼を深く肝に銘じ、「これを思ふ毎に遺憾胸に充ちて、墮涙袂を濡さざるはなし」と云つてゐた程であつた。されば此の書の成るや、其の寫しを書して是を持參し、芝泉岳寺の瑩域に眠れる翁の墓前に詣で、是を燃やし、以て翁の靈に報告したと云ふ。是を以て觀ても、信淵が如何に恩誼に酬ゆることの篤かつたか知られるであらう。又信淵は父玄明窩が種樹の業に精しく、接樹・摺木・壓條の法を研究して、『種樹秘要』と云ふ書を著はしたが、天明五年の春火事の爲に是を失ひしことを深く惜しんでゐたが、阿波に滞留中偶々浪華の園藝家小泉英伯に就きて、接樹・摺木・壓條の秘訣を悉く傳授せられたが、上總に移るに及び、大豆谷に果樹園を設けて園藝の業を修め、自分の實驗に據る研究をも加へて、二代目の『種樹秘要』を著はした。父の遺志を空しくせざらんとする信淵の孝心が窺はれてゆかしく感ぜられる。信淵は此の外佐藤家の家學を大成する爲に、其の中心をなす所の農政學及び經濟學を組織立て、一つの體系ある學問とする爲に非常なる苦心と努力を拂つてゐたのである。

信淵は佐藤家の家學を大成する爲に、自らも鋤・鎌を執り、糞桶を擔ひ、農夫にまじつて田畑に出で、實驗と觀察に餘念なく、其の研究を怠らざりしが、自分の農圃や果樹園のみにては、固より總ての研究を爲し得べくもないから、農耕・樹藝や醫業や著述の隙を偷みては、佐藤家獨得の旅に出で、信淵にとりては教室であり實驗室でもある各地の特産物其の他の視察を爲し、又到る所指導を怠らなかつた。殊に房總三國は父祖會遊の地であり、

信淵にとりては第二の故郷でもあり、又房總半島は、氣候良和、土地廣潤、山あり河あり海あり、原野遠く開け、田圃相連なり、各種の産業發達し、幾多の産物豊富なる天府の地なるを以て、殆ど各郡村を遍歴して其の足跡を印せざる所なく、房總の産業界は信淵の爲に大いに指導せられた。されば信淵は房總産業界にとりては大恩人とも稱すべきであつた。先づ大豆谷村から上總方面に於ける信淵の足跡を尋ぬるに、信淵が最初頼つて行つて其の世話になつた大豆谷村の木村久右衛門が、隣村なる瀧村の荒野二十五町歩を拂ひ下げたのを、信淵が高祖歡庵翁によりて創められた測量術により是を測かり觀るに、四十八町七段もあつたと云つてゐる。東金にては小兒藥として有名なる大野傳兵衛の一角丸を特産の最大なるものとして擧げ、海内の諸國に卸賣りして、頗る土地の利潤を益せりと云ひ、又東金の中村松慶が、瓠瓜かぼちを越前より持來りて作りしより、上總にも此の瓜が多く産するやうになつたと云つてゐる。大豆谷より東南へ一里ほど離れた所に幸田村と云ふ所があるが、此處へも足を運んで、もと此の村は荒野原にして極めて貧乏なる村なりしが、村民みな農業に心を用ひ蔬菜を作ること勸みし結果、隣り同士みな富み、自ら官に願ひ年貢を倍にして納め、戸數や人口も四五倍になつたと、農村佳話を『田畯年中行事』に記してゐる。又既に屢々述べたる岩川村の白井氏にも、甘藷・三叉及び占城稻シヤウキョウコの種子や苗木を與へてこれを作らしめたり、又客土法を教へて土壤の改良を行はしめ、其の近くの長南の菅笠も又特産の最大なるものにして、産地を利益するものとして擧げてゐる。更に望陀郡に入り、鹿野山愛染明王の別當が茶を栽培せるを觀ては、喜撰にも劣らぬ煎茶を製せりと云ひ、茶は培養と製法とに精粹を盡しさへすれば、いづれの地にても上茶を産し得ると述べてゐる。信淵は又山邊郡早船村・南白龜村・埴生郡坂本村・地引村等にては、天正十八年に淺野

彈正・長東大藏が纏入れせる水帳を視しが、みな石高を記してあつたと云へるを觀れば、農政學の參考となるべき古文書を所藏せる舊家をたづね廻はれることが知られる。信淵は斯くの如く房總の各地を遍歴視察してゐるうちに、門人も次第に増し、彼の指導によりて作物の收穫を増加するやうになつた。乃ち『草木六部耕種法』に、『予上總國に移つて、埴生・長柄・山邊・市原の間に耕獲せしに、我が法を用ひ作る者は、一段の田にて年々米を増加すること、大約一石二斗餘を得たり』と述べてゐる。

安房の國にては、昔元暦元年の春宇治川の先陣争ひのとき、佐々木四郎高綱が先登して河を乗り切り、高名を揚げし活著いけづと云ふ名馬を産せしと稱せらるゝ嶺岡牧場を視察して、牛・馬の牧養場に就いて研究した。此處は不昧軒・玄明高兩翁も曾遊の思ひ出多き牧場であつた。此の外沿岸の漁場を廻はり、又洲崎・野島崎・北條等の要害の地を視察し、北條には安房の國府を置き、洲崎と野島崎には水寨即ち軍港を設け、東京（信淵が始めて用ひし名稱）の守りとすべきことを論じてゐたことは甚だ卓見と稱せざるを得ない。

下總國にては、八日市場に土屋半兵衛と云ふ門人あり、肉桂を作つて利益を得てゐたので、此處にも視察に行き、又此の地の名産たる八日市場木綿の機織場をも視察してゐる。甘藷は享保十九年青木昆陽が、始めて上總國武射郡不動堂村と下總國千葉郡馬加村まかむらの百姓にその栽培法を教へてより、全國に其の栽培が廣まり、馬加や檢見川は其の後有名なる甘藷の産地となり、甘藷は現今燃料國策の上よりも重要な産物となつてゐるのであるが、信淵は是等の地にも視察に行き、『甘藷説』を著し、又渡邊舉山の爲に著した『田畯年中行事』の中にも甘藷栽培の利益を述べて、『下總の葛飾郡檢見川は、高五百石にも足らざる村なりしに、近來甘藷を作る事を覺えしよ

り、そのこれを出すこと夥しく、年々金三、四千兩の物産となり、その隣村なる馬加村よりも、毎年三千餘金の甘藷を出せり。信に無盡蔵と尊稱すべき物なる事を」と記してゐる。又曾祖父元庵翁が、諸國遊歴のとき、下總國葛飾郡永洲村に滞留して、其の土地の佛掌諸に宜しきを視て、里人に是を作るの法を傳授してより、關宿藩にては其の優良品を産出するに至り、夫れより佛掌諸は同藩より幕府への獻上品となるに至つたので、信淵も此の地へも視察に行きて曾祖父元庵翁の遺業を偲び、又結城地方にも遊んで、結城木綿の産地をも觀た。

上總の大東崎より下總の犬吠崎に至る間は、鰯網の漁場を以て天下に有名なる九十九里濱にして、父玄明窩は此の沿岸の大網主共の家に數年滞留して漁場を視察し、彼の「漁村維持法」を著はしたが、信淵も父の足跡を慕うて此の地方に遊びて父の舊知を訪ね、漁場を視察してゐる。信淵は「經濟要録」に「諸國漁獵の中に於て、其業の最も大なる者は、九十九里の海鱈なり。此九十九里の漁獵は、日本總國の第一なるべし。何んとなれば、南總東浪見村の大東崎より、北總銚子港なる犬吠鼻までの間に、漁獵を以つて口を糊する者四萬餘戸、その首領たる地挽網主たる者三百餘家に及び、その他繩舟を業とする數百家ありて、各々その配下の漁夫等を養へり。これを以つて網主たる者は、箇々毎年千金以上の獲ものあるにあらずんば、その部下を衣食せしむるに足らず、然れば九十九里なる網師の業も亦大なる物にあらずや。諸國海岸遠淺の所は、地引網を用ふることも多しといへども、大抵みな片地引なるものにして、九十九里の如く兩地引を用ふるは甚だ鮮し。故に大網は往々一擧に千金の大利を得ること有り、漁業の第一なる所以なり」(註一)と記して、此の漁況の盛大なることを稱讚してゐる。又安房・上總・下總の房總三國に亘りては、紫の染料となる紫草の優品を産することも記してゐる。是を以て觀るも、信

淵が如何に房總の各地を視察して廻はつたか知られるであらう。

下總國小金ケ原はもと小金牧と稱し、徳川將軍が屢々諸侯を會して、大規模なる牧狩を催せるを以て有名なる所であるが、此處には七ヶ所の牧場があり、是を小金七牧と稱し、全國に名高き幕府の牧場にして、多數の牧士が住んでゐた。其の牧士の大部分は信淵の門人であつた。信淵は屢々此處に行つて、是等の牧士等に牛・馬の牧養法や乗馬の仕方を教へた。祖父不味軒翁は牛馬の牧養に就き頗る詳しく、「六畜牧養法」・「馬經」を著はせし位にて、殊に馬を牧養する上に種々有益なる發明をなしてゐるが、從來漆樹の實より蠟を搾りたる糟は不用の廢物として、邪魔物扱ひにされ焼棄せられてゐたが、不味軒翁は是をよく煮て、毎日五、六合より一升位づゝ馬に食せしむれば、馬は是を歡ぶこと甚だしく、三、四ヶ月を経れば、其の馬の毛色は次第に光澤を増し、弱き馬は強くなり、病馬も直つて元氣を増し、老馬も若返りて壯健とならしむると云ふ馬の名藥を發明したるほどの、馬の飼養・繁殖上の功勞者であつた。信淵も其の遺法を繼ぎて、父祖の如く諸國遊歴中、嶺岡・小金等の牧を視察して、畜産に就きても深く研究し、「牧馬法」・「牧牛馬法」等の書を著はしてゐる。其の中に種々の名説があるが、「馬は元來野生の獸にて、草を食ひ水を飲み、風雨をうけて生長するは天理なり。しかるに今時武家一統の乗馬を飼ふを見るに、上品に過ぎて甚だ宜しからざること多し。故に馬もまた習ひ性となりて奢り誇り、身體懦弱になりて、艱難に堪ゆること能はず」と述べてゐることなどは、今日大陸作戦上、實に見逃すべからざる意見であらう。先年我が國のシベリヤ出兵の際、今迄餘り馬を大事に養ひ過ぎたる爲に、雪の曠野に立ちしとき、馬が其の寒苦に堪へず大いに惱みしと聞いてゐるが、信淵の此の説を讀むに及び、彼の此の卓見に大いに敬服を禁じ得

ざるものがある。信淵は馬の牧養法に長ぜしのみならず、又馬を御するの術に於ても、實に立派なる名騎手なりしことは、『牧馬法』に「先年予上總の國の大豆谷村にて卜居せしに、險阻を馳しり、泥沼を渡たり、藪の中を横行し、荒野を奔走するに、進退周旋自在にして、仲々以つて今時駿足と稱する乗馬の絶えて企て及ぶべき所にあらず、多年艱難に馴れたる馬なるを以てなり」とあるによりて察すべく、信淵が頗る悍馬を御するに妙を得てゐたことが知られる。尙面白きは、同書に「先年予南總の大豆谷村に在りし時、小金七牧の牧士等、過半我が家の社中となれり。その中に於いて瀧の澤村の清兵衛なる者は、頗る乗馬の達者にて、七牧第一と呼ばれたる牧士なりしかるに柳澤といふ牧ありて、その内に直徑二町餘まりの泥沼あり。これを馬上にて渡るものは、予と清兵衛の二人より外には絶えてあることなし。時に文化年中野馬掛り中山信濃守殿、野馬の牧御用に就きて小金に出役の砌りに、二人が彼の泥沼を乗り渡りしことを聞き知られ、内々切りに懇望致されしに因りて、已むことを得ず、二人ともまた行きて乗り渡れり。信濃守殿甚だ感賞せられ、次いで自身も乗り込まれるに、僅か三段許りにも及ばざるに、人馬共に漸々泥中に沈みて進退維れ谷まり、奈何んともすること能はざる様子に見受けらる故、予も清兵衛も甚だ驚き、急速に乗り返して引き上げたり。此の中山信州は、當時御旗本衆の中に於いて、名譽なる馬術の達人なり。然れども險阻の艱難に馴れざるを以つて、斯くの如き危殆に遇ひたり。武士たる者は、危険に馴れずんばあるべからず」(註二)と記してゐる所に據りて、信淵が有數なる名騎手たりしことが知られるであらう。『武士たる者は、危険に馴れずんばあるべからず』と謂つてゐる一言は、現時極寒・酷暑下に、峻山・大河・長沼・曠野の錯綜として展開する大陸に、聖戦を敢行せる將兵にとりては、頗る味ふべき名言と稱せざるを得ぬであらう。

註一。經濟要録(『佐藤信淵家學全集』上巻第八八頁—第八六九頁)。

註二。牧馬法(同書下巻第六八〇頁—第六八一頁)。

二〇 秋田藩の財政改革

文化七年の秋、信淵は郷國出羽の久保田（秋田）藩主佐竹左京大夫義和侯より財政窘窮の故を以て、江戸の邸に召されて財政挽回策を問はれた。信淵乃ち秋田藩にて大船數艘を新造し、東海の航路を開きて秋田の米穀及び鑛産物等を江戸に廻漕し貿易を盛んにして、秋田藩を富盛ならしめ、秋田領六郡の蒼生を救済し、戸口を増益せしむべきの策を上つた。當時秋田に於ける米相場は、一石に付代銀三十二三匁替へであつたが、江戸にての秋田米の相場は、金一兩に付一石一斗六升替へであつたから、例へば是を江戸に廻航して賣れば、米一萬石の賣り上げ代金を廻漕業者に四分の船賃を支拂ひ、藩にて六分を得るものとしても、秋田にて五千兩のものが五千百七十二兩一分二朱餘となる勘定であつたから、二十萬石丈け江戸に輸送して賣捌かしむることゝすれば、二千三百數十兩の利益が得られ、且秋田の特産たる銀・銅及び其の他の物産をも脇荷として江戸に送るに於ては、其の利潤計り知るべからざるものがあつた譯であつた。併し當時航海の術未だ發達せず、往々難破することもあつたので、多くの日子と多額の運賃を費して陸上駄送をして居つたのである。重役連の間には難破の懸念もあり、廻漕賃が高過ぎるとの議もあり、且財政窘窮の際に大船數艘を新に建造すると云ふことは、頗る考慮を要する問題たりし爲に、此の議は容易に決せず、荏苒として日を送つてゐた。翌八年七月二十八日には其の衝に當つてゐた瀬谷小

太郎が國詰となつて歸國したので、其の後は熊谷惣助・關口半八等と其の議を練り、古満久藏・升屋與右衛門・石橋彌兵衛等と運賃問題を折衝したが、其の議遂に纏まらず一時此の問題は中止することゝなつた。其の後惣助より鹿島清兵衛其の他より五千兩以上の銀主を吹擧すべきの内命を受けたが、信淵は去秋以來引續き江戸に滞在してゐたので、大豆谷の家族より屢々使者を遣はして歸宅を促し、且惣助の態度に慷慨たらざるものがありしを以て一旦歸國することゝなり、八月九日江戸を出足し、鴻臺・眞間・中山・千葉寺・成田等を遊覽して、同月十三日大豆谷の萬松齋に歸臥した。信淵が大豆谷に歸ると、惣助より廻船の儀に付折衝せよと紹介せし松屋佐助や關口半八や門人の山本淡齋等より荐りに飛脚を以て出府を促して來たので、九月十五日大豆谷を出立し、上總國市原郡菊間村に至り、同村の八幡神社に參籠し、願書を奉納し祈誓をこめた。其のとき信淵和歌一首を詠じて神前に供へた。

ねきことを菊麻の神のかみ垣に

ぬさも手向けんわか國のため

信淵此のことに就き『別後日記』に、『抑々此菊麻の神と申は、神功皇后・仁徳天皇・武内宿禰の三神を祭り奉るの靈社にして、上總國菊麻村にあり、我願ふ所は海上の事大抵十中の七、八分なるを以て、此神社に參籠仕候』と記して、其の願意を述べてゐる。此の神社の大官司は根本邦胤と云ひ、本姓は千葉氏にして祖父を胤滿と

云ふ。荷田春満の門人にして其の子を佳胤と稱し、父子共に國學者として知られ、信淵はかねて邦胤とは知己の間柄であつた。同月十八日菊間村を出發し、下總國船橋宿の船橋大神宮の大宮司富上總介直利が宅に一泊した。此の富上總介は江戸湯島妻戀坂下の溝口相模守の二男にして、富氏の養嗣子となつたものである。直利は後に信淵と共に平田篤胤の門人となつてゐる。信淵とは従前よりの知友であつたから、酒宴を設け終宵閑談に耽つたが、其の序に佐竹侯の老女歌橋は直利が姨母にして、長刀問題が起つてゐるが、兄泰仲は其の爲に多額の物入りには困ることであらうから、役人共に指し止めるやう取りなして呉れと頼まれた。翌日江戸下谷竹町佐竹侯の上屋敷に着し、關口平八の客となり、歌橋一件に就き、半八や惣助等に頼んだが、惣助も田代の威を畏れて、諫言せざる爲、遂に大物入りとなり、半八も浩歎を發したと云ふ。ときに鹿間勘兵衛が秋田より歸府して秋田の模様も大略知れたが、明九年の産物は紅花と紫根のみにて、且是等の品々は、仙北一郡の外は當てにならざる様子、且又松屋佐助は海上の難破を恐れて駄送のみを主張し、役人中へ紅花や紫根の種などを獻じ、又は度々美酒・鮮魚などを贈りて、只々大金を出さずして最良を得んとの奸謀を巧むので、信淵が其の柔佞を嚴誡すれば、却つて信淵を誹謗し、佐助と計つてゐては到底埒明かず、明九年早春の出帆には間に合はず、殊に夏にもなれば、東海廻りは南風多く吹き出で、往來も遲滞するを免れざるを以て、せめて當年中に御手船の一艘も取り建て、外に二艘も備船し都合三艘を早春に乗り出させ、東海より廻り土崎湊へ入津せしめんと、竊かに雜賀屋源兵衛に内談せし處、雜賀屋の申すには、御屋敷の文六丸が破船になり、浦賀の房州屋方に諸道具を預けてあると云ふことを聞き及んでゐるが、直段は何程になるか、若し御屋敷より立合ひの上入札仰付けられ、落札の直段にて加入に御下げ

下さらば、私方にて千石船を新造して廻船方の御用を相勤めたと申し出た。因つて此の儀を惣助へ相談せし處、惣助は始めは是を悦んでゐたが、其の後大黒屋久兵衛に對し、惣助より此の話しを爲せしに、久兵衛は船道具の入札は大損であり、雜賀は身代も小さければ、夫れは取止めた方が宜敷かるべしと邪魔を入れた爲、是は變替となり、且久兵衛は以ての外信淵を忌刻し、且又惣助は久兵衛とのみ相談して決斷せるを以て、信淵が建言する所は多く齟齬を來すので、彼は建言を差控へてゐたが、惣助より鹿島屋清兵衛を引附け、明九年四月頃に金五千兩以上用立つる銀主を吹舉せよとの内意があつた。信淵が柳町の宅は二十年以前より鹿島屋の地面に建てられてゐて、新川の本宅、木場の隠居所も夫れ以來知つて居るので、其の内談を傳へし處、鹿島屋にては、御屋敷の儀は此の節評判もよいから御出入りするもよいが、江戸表に一向引當ての品もないから、先づ見合はせにしたい。併し此の頃芝邊にて松屋と申す質屋が、御廻米引請けを仰付けられたる由噂に聞いてゐるが、若し御廻米・御國産等の江戸御藏積の儀が極まつたならば、私方も御出入を願ひ度いから、其の節は口入れを頼むとの返答であつた。又知己の豊田彌太郎へも掛け合つた處、是も鹿島屋同様の返事であつた。然るに佐助は一向に船の心配せず、半八よりは頻りに廻船のことに就き信淵に催促するので、信淵は止むなく別懇の間柄なる伊坂金藏と云ふ廻船問屋に内談せし處、金藏は御屋敷にて船道具にても金子にても加入せしめて下されば、親類供寄合ひ御手船を建造致し、私儀は小家の事故松屋佐助の手先きとなり松屋の下知により勤むべきにより、松屋に紹介して呉れとの事にて、兩人を引合はせしに松屋も殊の外歡び、出金せずして松屋名前にて御手船を建造せられることとなれば、信によき手先きなりとて、是より兩人は水魚の如き仲となり、日々御手船建造に奔走して居つた。半八も是を聞

き大悦びにて、信淵を『西遊記』の石猿に比し、大黒屋久兵衛が時々信淵を誹謗するので、猪八戒に比して笑つてゐた。而して半八も愈々宿望成就を悦び居り、信淵も其の實現を期してゐたが、是も大黒屋久兵衛の故障に依つて中止となつてしまつた。十一月十六日松屋佐助より廻船の儀に付相談したいからと云つて迎ひの者を遣はせしにより、同道して中橋大鋸町の新宅へ行つて、内談せしに、金藏をも交へて相談せんとのことに呼びに遣りし處、夜五つ頃近隣より火災起り、松屋が新宅、市次郎の宅並に信淵が柳町の本宅其の外中橋より京橋の間、村木町邊二十町ばかり類焼し、信淵が柳町の小兒共はみな浅草廣小路の出張所へ避難するやら大騒ぎとなつた。同月二十三日始めて石橋彌兵衛と知人となつた。此の彌兵衛は仙臺侯・尾州侯其の外二、三十大名の藏元を勤め、近來は幕府の勘定所御手附けにもなり、苗字・帯刀を免され、拜領屋敷を賜はり、諸國米穀取調方御用達を仰付けられ、此の頃海内知名の大町人であつた。此の彌兵衛は信淵の著せし『通商論』三卷を、山崎助右衛門へ貸し置きけるが、彌兵衛は此の『通商論』を又借りして讀んだが、質問したいことがあると云ふので、助右衛門の弟勝次郎が案内して茅場町の喜兵衛宅にて初対面した。此の喜兵衛は彌兵衛の實子にて、彌兵衛の兄の歿後其の家を嗣ぎ、彌兵衛は其の後見人となつたが、彌兵衛に至つて家業頗る盛大となつた。信淵は此の豪富の彌兵衛と近付きとなつたのを幸ひに、廻米・産物東廻り等の内談せし處、彌兵衛の云ふには、私は仙臺侯の御國を開き、只今にては廣大なる國益となつてゐるが、物産は急には開けず、殊に江戸廻漕を爲すには、先づ東海廻り運送の海路開達をはからざれば、逆も産物に手出しをしても無益である。年々廻米の積合ひに産物を積入れば、次第に國産も増加するから、先づ廻米の東廻りをはかることが、國産開發手始の第一であると云ふので、信淵は東廻

りの海路を開くことは勿論の事であるが、度々難波船が起つては、國中の人心甚だ危懼する上は、多く廻米することは極めて困難なる時勢に付、逆も國許役人中の用意を得て、積み出しすることは調ひ難かるべしと云へば、彌兵衛は信淵に向ひ、貴下が御國の重役方よりの依頼による相談ならば、此の彌兵衛は請合ひて運送を仕るべく、此の彌兵衛が五七年も瀬踏致さば、海路も自然に開達熟練になるべく、既に仙臺侯先年度々の破損にて、殊の外難澁せられたるを此の彌兵衛が海上請合の運送を始めてより、今日にては難破は少くなり、勝手も大いに取り直された。秋田侯の船も沖乗りを能く心得たる船頭ならば、破船などなき筈なるを、不案内にて地方に近く難乗りをする故、破船を爲すのである。御廻米をなさるゝならば、此の彌兵衛が海上を御請合ひにて運送を爲すべしと申せしにより、信淵痛く喜び、先づ其の方法等を審かに尋ねしに、先づ其の定めとして、秋田湊にて米一萬石請取り、江戸着船の上屋敷へ六千石上納し、残り四千石は運賃として下され度、若し又其の廻船が難破するか、或は濡米等になれる場合は、其の米代金を秋田湊の相場にて、江戸屋敷へ辨納すべき約束であつた。因つて此の事を惣助に話せし處、餘り運賃が高過ぎるから、もつと運賃を減せしめよとのことに就き、彌兵衛に掛合つたが彌兵衛は即答致し難き趣きを申し、請合ひと申すことは容易くは出來難きことながら、既に一旦請合ひたる上は、五萬石にても十萬石にても廻漕致すべく、殊に御屋敷の御望次第、前金として二三萬兩も上納したる上にて運送を致すこと故、並々の運送とは別格の取扱ひを爲すべく、實に危険なる事なるも、貴下の『通商論』に論ぜられし通り、有無相通することは、天への奉公であり且又私は仙臺と尾州の運送のみにても、年々數百艘の海路を支配してゐること故、他の船問屋などよりは安心であるから、貴下とも右様の相談を爲し得るのである。貴下も廻

船のことに就きては定めし外の船問屋へ聞き合はせて、海上の事情を承知して居らるゝことと思はれるが、此の御時節に金の十萬兩と二十萬兩も證據金に御預け申して、五十萬石にても百萬石にても海上無難の請合運送を爲す馬鹿者は、此の彌兵衛より外には澤山ないことと思はれる。但し並々の請合ひなしの運送ならば、百石に付金二十二兩位にて出来ようとの話しであつた。且又其の他の咄しの序に彌兵衛が申すには、國産の銅長崎御用六十萬斤の外、銅並に白目銅・鉛等の品も江戸銅座にて地拂ひなされるならば、是も東廻り海路の開通の一助ともなるべく、若し御屋敷よりの思召しもあるならば、此の彌兵衛は日々御勘定所へ勤めてゐるから、内々奉行衆へ伺ひ、様子次第御屋敷より表向の願書を出されては如何かと存ずることであつた。因つて信淵は彌兵衛と折衝した顛末を半八へ報告したる處、半八は此の相談は甚だ面白いから、熊谷と田代へは此の半八が掛合ふにより、彌兵衛の方は信淵より頼み置くやうにとのことであつた。此のとき大豆谷より妻笹原氏が病氣の爲め、急使が迎ひに來たので、歸國することになつたが、此の折衝の爲め歸國が延引した。十二月朔日、二日の兩日は銅の相談で彌兵衛方へ行つたが、彌兵衛は月迫となり公私用向繁多であり、信淵も歸國を急ぐので、彌兵衛の悴喜兵衛並に支配人八十七の兩人に委細を頼み置き、彌兵衛へは置手紙を残し、其の返事は上總本宅宛送られるやう頼み、信淵は同月三日淺草の出張所より出立し、其の通路の序を以て鹿島屋吉兵衛方へ立寄りて、石橋彌兵衛が海上請合ひ運送の噂を爲したる處、吉兵衛の申すには、夫れは甚だ面白く存ぜられるが、若し此の事が取り極まつたならば、主人清兵衛も直ちに御出入りを願ひ、殊に清兵衛は彌兵衛とは極めて入魂にしてゐるから、石橋方より大いに海上請合ひ運送を爲すことになつた場合は、清兵衛も是迄石橋方と諸事加入して、經營して來てゐる關係上、當方

にても出精して相勤むることに仕るべしとのことであつた。信淵は是より小網町行徳河岸より乗船し、同月五日の夕刻大豆谷の故窟に歸着した。信淵は江戸出立前に熊谷惣助に、御用金を調達すべき銀主として、石橋彌兵衛・鹿島清兵衛・豊田彌太郎を吹舉し、且海上運送の儀に付、石橋彌兵衛との掛合ひの始末を報告して置いた處、惣助は早速大黒屋久兵衛を招きて是を問ひ、又は吟味役をして取調べしめた。此のことを松屋佐助が傳へ聞きて、信淵を恨み吟味役等へ信淵を誹謗した。何故に佐助が信淵を恨むに至つたかと云ふに、佐助は仙臺藩の産物藏元を願ひ出で、是に就き相當の物入りもあつた處、其の藏元は石橋彌兵衛へ仰付けられて、大恥辱を受けてゐたのに、信淵の斡旋にて秋田藩の産物藏元が、復候彌兵衛へ仰付けられるやうのことがあつては、恥の上塗りとなることを惧れてゝあつた。偶々佐竹侯は下谷上屋敷の大普請を爲して居り、大黒屋久兵衛が其の元締めをしてゐたが、其の國家の金銀を費すことの惜しむべきを説き、久兵衛は出精し家に歸らざるは甚だ奇特なれども、其の出精する志を選して國家萬世の爲を計らば、定めて非常の功業を立つべきになどと、役人共の多人數居る所で、遠慮なく直言を吐いたので、柔佞なる役人共及び元締は別して信淵を誹謗するものが多かつた。同月二十日彌兵衛より面談したいから至急出府するやうにとの飛脚を大豆谷へ立てたが、信淵は疼痛を覺えるので出府しなかつた處、同月二十六日又彌兵衛より急使を以て、銅・鉛の方は後々相談することとして、米直段も宜くなりたるに付、海上請合ひなり、又は賣捌きの上利潤分配なり御希望通りに働き申すべきにより、出府せられたしとのことであつたが、信淵は病氣を理由に出府しなかつた。笹原氏も此の頃病氣の床に臥してゐたのであつた。信淵は彌兵衛の書翰を藩邸の重役に届けて、其の指揮を待つことにした。信淵願ふに、今迄は松屋佐助・伊坂金藏等に申付け

て、明年は早春より廻船二三艘を東海より土崎へ廻はさうと考へてゐたが、彌兵衛が藩へ出入りを仰付けられることになれば、秋田藩は大國であるから其の廻米船は五艘や七艘にては到底事足るまじく、なまなか一艘や二艘の御手船を作つて、萬一難破でもした曉には、却つて水路開達の妨害ともなるから、御手船の建造は暫時是を見合はせ、彌兵衛に其の瀬踏みを申付け、佐助には其の物産の取立て並に馬の背にて運べる紅花・紫根等の藏元を勤めさせ、海運の方は悉く彌兵衛に仰付けられるやう、明年出府した際に建言する積りであつたが、同月二十九日半八より書翰を以て、佐助が船を求めたきに付、六百兩の内屋敷より三百兩出金、佐助・金藏にて残り半分を差し出し、外に一艘を雇ひ、来る正月出帆の豫定なること、彌兵衛を秋田に遣はして瀬谷小太郎と交渉せしめてゐること、來春信淵が乗船して、秋田に下るのを瀬谷が待つてゐると云ふこと、彌兵衛や清兵衛との交渉に今一臂の勞を頼むと云ふこと及び來春の出帆前に出府せられたきこと等を申送つて來たのであつた。然るに、同月晦日金藏より態仕立ての飛脚を以て、相州浦賀に石數も宜敷き賣船があるとの事故、佐助と相談し脚力を以て求めるやう圭助へ頼みし處、手金として佐助より五十兩、拙者方より五十兩、都合百兩遣はし、殘金は當二十七日爲替にて伊勢町三倉屋八四郎へ渡す約束になつてゐたが、其の後佐助より右の船は藩の密使が取調べたる處に據れば、年數も相違してゐるし、代金も高過ぎるから變違するやうにと仰渡されてゐるから、其の旨を心得居るやうにとの話があつて驚いてゐる。然るに浦賀の船賣主かも勘兵衛が金藏方へ爲替金の催促に來たので佐助へ談じ假令船が破談となつて元方へ戻せば、買代金の一割引きにて受取ると云ふが、夫れでは損金があまり大きいから、屋敷へ納まらなくとも、二十七日渡しの爲替百七十兩を支拂ひ、其の殘金は來春迄支拂ひを延期し、船を他

へ賣却すれば、諸掛り位の損にて、元金は返ることと思ふからと、掛合つて觀たが、佐助は一向に取合はざるを以て、金藏は自分にて爲替金を支拂ひ、船の買代金は四百二十兩であつたが、船道具の内、檣網・碇等の不足の外に作事もあり佐助は直切人であるから、跡より追入用等を申出しても聞入れまいから、夫れ等の諸費用一切を見込んで、船代金を五百二十兩と書上げた處、佐助の云ふには、愈々御買上げとなれば、當地へ乗り廻はして御見分を受け、其の節船祝ひ等餘分の入用も掛かるから、買代金を六百兩と書付け呉れるやうにとの事故、夫れにては船代が高金になり役人の思召しも如何かと云へば、佐助は拙者が吞込んでゐれば差支へないから六百兩と書上げて呉れとのこととて、帳面に六百兩と記し捺印して佐助へ渡した。然る處雇船運賃の儀、出精して米百石に付金二十三兩と定め書付けて佐助へ差し出し、金藏の廻船組合に堀江喜八と云ふものがあり、同人所有船の内年々東廻はりする船があるので、是を雇船として差出したき旨を佐助へ内談した處、喜八より大黒屋久兵衛を頼み、客船日吉丸と申す船を運賃二十兩にて雇船に差出すべき旨の願書を出してゐるとて、其の願書を金藏に示したので、箇様に外より働く者もあれば、右の買船も定めて不吟味となるべきものと考へ、勘兵衛の甥善助を見分の爲浦賀へ遣はし、其の上にて萬事調査せしむる積りだが、迎も二十兩の運賃にて參る船は一切是なかるべく、喜八より差出したる日吉丸は何か外に仔細あることと考へられる。若し右の買船が違變ともなれば、大難澁に付松の内にも早々出府して解決して呉れとのことであつた。信淵は此の奇怪なる佐助の行動に痛く驚き、翌九年正月元且『私儀不寄存義』と云ふ長文の建白書を認めて、是迄の経緯を述べ、且『若右申上候如く、御新制相立候はば、毎年數十艘の大船筒崎と野代の兩湊に入津仕り、米穀並諸産物を積載に海上無難に江戸御藏入に相成候はば、

銀主の仰望今日に十倍可仕、右の通りに十年程も相過候はゞ、國中の人情大に海上を安じ、自然と御國內にも船持多く相成り、海路熟練運賃安相成、其勢に連れて諸産物も追年増加可仕、土地次第に繁昌に相成、後々には無雙の富盛國と相成可申候〔註一〕と意見を書し、庄左衛門を使者として重役に送つた。同月七日使者が江戸より歸り、半八よりの普信に、出府して佐助を委曲論して呉れるやうにとのことであつたが、船買上げの件に付重役よりは返事もないので、同月十二日又飛脚を以て其の回答を求めた處、同月十九日半八より建白書は惣助に遣はし置きし處、惣助は以ての外立腹して居り、自分も大いに迷惑してゐるから、出府に及ばぬ旨の返信があつた。爰に又本城屋祐助なる者があつて、佐助の手先きとして呉れるやうにとの頼みであつたが、信淵が多用の爲紹介する暇なく歸國したのを含み、其の後佐助の手先となるに及んで、佐助と共に惣助に信淵を讒構せし爲、惣助の不機嫌となつた譯であつた。信淵やるせなく、

武藏野の霞のそてにつゞまれて

獨り物うきはるの夜の月

と詠じて、其の折角の苦心が疑雲に包まれて水泡に歸せんとするのを嘆嘆した。併し憤懣に堪へず、同月二十一日英吉郎を使とし、惣助へ吟味願を差し出した。其の一節には「如何なる儀にて右様六ヶ敷事に相成候哉、甚以不審千萬に奉存候。——關口氏の御難儀相成候上は、下拙が身體粉碎に相成候とも、中々可捨置の心底無之候。

依之關口半八殿御紙面並伊坂金藏紙面貳通共奉入貴覽候。何卒佐助・祐助・金藏を同時御呼出被下、三人對座にて御吟味被成下、分明に御札被下置候様奉願上候。若可相成候はゞ、右一件の吟味御役人様方御列座の席にて、下拙儀に相糺候様被仰付候得者猶以難有候。私儀此節痛風相煩罷在、殊に關口氏よりは出府に不及候様被申越候得共、御下知被下候はゞ早速罷出、理非明白に相糺し御疑相晴し可申候。萬一右御吟味御屋敷にて難相成筋合も御座候はゞ、江戸御町奉行所へ願出相糺し可申候〔註二〕と頗る強硬なる文言が書き連ねてあつた。二月朔日惣助より是に對する辯疏の返翰があつたが、彼は是に耳を假さず、「別後日記」の終りに、「下拙儀は御存知の通り磊々落落として、放逸に世を渡り來り候事既に四十四歳、今更狐媚柔佞の修業など仕候とも、逆も時人の氣に入候様には不相讓義に御座候得者、最早世上に望無之、恬然として大豆谷の故窟に高臥する」を記して瀬谷小太郎に送つた。併し彼は慷慨禁する能はず、侃諤の筆を揮ひ、同年十二月二十六日國老疋田松塘に封事を呈し、「足下此書一覽之上は、定めて此百祐が頑愚にして謾に狂妄の大言を吐出候様思召可被成候得共、秋田之境内四拾萬人之中、足下に對して右様の議論仕候は、當今之世捨我而誰也。かゝる非常の大言を吐候者は固より可被斬者に候。足下大に憤怒を發し先づ小生の頸を斬りて後、以て弊政を更革し、以て舊染之惡俗を一新し、以て秋田之封内を充實し、以て横殺之赤子を救濟し、以て本藩之國勢を慤盛に御取建被成候はゞ、小生之死其生に勝るや遠し。故に自ら勇進して虎威を犯す。誠に秋田之蕃昌を見るに及ばずば亦何樂かあらん哉。足下若し此百祐を御斬も不被成、又虎變も不被成候て、只安閑と御勤仕被成候得ば、實に是れ俗に所謂聞て千兩見て一兩の御家老なり。小生亦遠く他邦に行き、遂に北望之念を絶ん而已」と直言を放つて、毫も憚る處がなかつた。是

信淵が生國に對する憂郷の大文章にして、又以て野人信淵の爲人を覗ふに足るであらう。信淵の秋田藩に於ける財政改革の企圖は失敗に歸し、信淵と秋田藩との關係は是を以て斷絶したるが如き觀あるも、決して然らず、彼が自ら賢なりとし、自ら直しとして、直情徑行極言して憚らざりし爲、忌刻誹謗を招き、東海輸送の儀は沙汰止みとなりしも、彼の吹舉せし豊田彌太郎・石橋彌兵衛・鹿島清兵衛等の如き豪富の巨商の用立金に依りて、佐竹侯をして眉念の難を免がれしめしは、應急策なりしにもせよ、藩侯の財政を救へるものにして、又彼が日本三家老と迄論はれし正田松塘及び重役熊谷惣助に對し、斯く迄に激越なる言辭を呈せしにも拘はらず、何等の制裁を受けざりしのみならず、却つて彼をして秋田藩に再勤せしめんとの議さへ起つたのであつた。是蓋し彼の熱誠と彼の獻策に動かされしものと云ふべく、則ち文化十四年十月十日信淵が英吉郎に送りし書翰に「秋田より御家老正田齊（松塘）殿儀、廻米の相談に付、八月八日大坂へ登被申、今月六日大坂御出足にて御出府也。定めて此月廿日頃には江戸着なるべし。右に付屋敷にて百祐再勤近にあるべき評判之由、今日運沼仲殿之御嘶にて有之候。又保坂市次郎・鹿間勘兵衛等當月廿日秋田出足に而江戸着なるべし。——且又正田の出府は實に我開運之始り也」とあるは、假令其の實現を觀るに至らざりしとは云へ、信淵と秋田藩との間に親密なる關係が持續されてゐたことを物語るものである。後年信淵が其の師友として親交深かりし平田篤胤と共に、佐竹侯の舊城趾千秋公園に神として祀られしも奇縁と稱すべく、今や彼は地下に微笑んでゐることであらう。

文化九年は信淵にとりては、甚だ悲しむべき年であつた。秋田藩の財政改革成らず、憂心慷慨の裡に日を消しけるが、十月十二日貞淑の譽れありし愛妻笹原氏が病歿した。享年三十八。尋で隣村なる豪方村に移りしも、安一家舉つて復もや江戸に出た。

註一。別後日記（第三三丁—第三四丁）。

註二。同書（第三八丁—第三九丁）。

註三。奉呈松塘君封事（『佐藤信淵家學大要』第一八七頁—第一八八頁）。

二一 吉川家の神道講談所取建一件

文化十年信淵は世帯を疊んで江戸へ出ると、今迄松庵と稱してゐたが、専ら百祐を以て呼名とし、今度は日本橋富澤町なる忠兵衛の店を借り受けて醫業を開いた。例の京橋柳町に行かずして此處に開業したのは、柳町の持家は去る八年十一月十六日夜の火事で焼失し、今の家を見出したのは門人勝間伊織の斡旋に依つたものであらう。然るに忽ち名醫として評判も廣まり、世帯向きも立直つて英吉郎に醫業を仕込んでゐた。門人伊織は信淵の阿波行のとき隨行した一人で、當時津山藩主松平越後守康孝侯の扶持人として、同侯の深川海邊大工町の下邸に棲んで鑄物師を業としてゐたが、同十一年十二月中伊織の親類にして、當時萩藩主松平大膳大夫齊熙侯家中の厄介人なる田中靜馬なる者が、武家奉公をしたいから、當分差置いて呉れとの伊織からの頼みであつたので同居せしめることにした。同十二年五月信淵は郷人平田篤胤に従つて本邦の古道學を學んでゐたが、六月上旬の頃知人なる本所石原町甚兵衛店茂八郎方同居の浪人平兵衛事吉田主水方へ赴いた節、幕府の神道方吉川源十郎拜領屋敷内神明札守等配札の儀に付、來合はせた深川常盤町一丁目三郎兵衛店喜惣次から其の話を聞き、是を引請ければ、吉川家の助成にもなり、且かねてより神道信仰に付、其の相談に加り度き旨を申入れて様子を聞いたのであつた。抑、此の吉川家は代々幕府の神道方を勤仕し、本所押上に拜領屋敷を賜はり、高百俵を給せられてゐた。當主

源十郎は幼名を富之助と云つたが、寛政九年父源十郎の病死により跡式を相續し、文化十二年は三十七歳であつた。吉川家の拜領屋敷内には古くより、神明・春日・稻荷の三社が鎮座してあり、祖父源十郎の代迄は、神道免許の門人共の取斗ひを以て、信仰の者共に參詣させ守札も出してゐたが、其の後門人も減り、參詣人も中絶したので、通用門の外參詣人出入の門も締切り置き、且祖惟足代には神道學館もあつたと傳へられてゐたが、是も中絶してゐたのであつた。然るに近年追々門人も増加せる故、往古の如く學館を再興せんと議も起つたが、夫れには多分の經費を要することゝて、容易に實現し難く、殊に學館再興は幕府の許可を要することもあるから、神道精業の爲、屋敷内へ立派なる講談所を建てて平日議論もしたならば、倅四方之進を始め、門人共の勵みにもなるべきものとの存念であつた。併し是とても仲々實現困難であつた處、麻布櫻田町七藏店に居つた、元浪人大町雄助事當時俳諧點者白雄房は、近來の門人ではあつたが、此の者が講談所取建の議を聞き、往古屋敷内三社へ參詣人も差免し守札なども遣はしたる上は、右の趣奉行所へ申立て、參詣を差免し札守等も差遣はし、右の初穂を取り集めて講談所を取建てたならば宜敷かるべしと獻策せしにより、古き門人等にも相談せし處、精業の爲講談所取建の儀はかねてより一同の望み居ることとて、みな賛成したので、文化十年二月脇坂中務大夫安董寺社奉行勤役中右取建を出願せし處、取調べの上同年三月届の趣聞届けられ、相對次第にいたし、押して札守を差遣はすこととは致す間敷き旨申渡しがあつたから、是を門人にも傳へ、從來締切りとなつてゐた門を開きしに、參詣人もあり札守等を望む者も増加したが、格別の儀もなく講談所取建の儀も延引になつてゐた處、尙又白雄房其の外門人共相談の上、往古の通りの學館を取建てたならば、信仰者も増加すべきに付、願の上學館を取建つるやう門人一

同の申し立てにより、願書を調へ同年七月中務大輔へ提出した處却下となつた。其の後白雄房其の外の門人等相談の上、白雄房が拜領屋敷内神明守札を願出で、御免勅化同様手廣に配札して初穂を取集めたならば、學館再興も出来、白雄房の爲にもなんと門人等が申合せ、學館再興の願は中務大輔掛りにて一旦却下になつた事故、此の上押して願出るのは如何かと思はれるが、門人共の擧つて望む處であり、白雄房も學館取建の件はかねての心願に付、拜領屋敷内神明守札を門人共の取斗ひを以て、武藏一圓御府内を始め、武家並に百姓・町人へ差遣はし、五ヶ年の間初穂取集め置き、學館再興並に三社修復いたしたきにより、向々へ觸流し度き趣の願書を調へ、同十一年三月松平右近將監武厚へ差し出した處、種々諮問せられたが聞届けがなかつた。然る處、門人等の取斗ひを以て札守を遣はすことは、去る十年既に中務大輔より聞き濟みにもなつてゐること故、相對にて札守等配ることは差支へないが、觸流等のことは願つて聞濟みなきときは、相對の配札も致し難くなりはせぬかと云ふので、同年八月願書の取り下げを願つたが、其の後札守希望の者が追々増加し、殊に去る十年中務大輔より聞濟みになつた届書に、守札門人共取斗ひを以て差遣はしとあること故、門人の取斗ひにて、御府内其の外在方まで配札して差支へなきやうにも考へらるゝが、十年届濟みの節、押して札守差遣はす間敷き旨の申渡もあること故、在方へ門人を遣はして配札することは、奉行所へ申立てすばなるまいし、且奉行所聞濟みにも拘はらず配札せざるときは、諸人の存込みも薄く、學館再興の助成にもならざるを以て、右の趣を届出づべきであると白雄房の主張により、十二年二月二十五日附を以て右近將監へ願出た處、未だ聞届けの沙汰はないが、いづれ聞届けらるゝこと思ひ、且學館再興は容易ならざる難事業であるから、屋敷内に手軽に講談所を取建てることゝなし、中の郷代

地町家主喜右衛門は、この者の母方の叔父西丸裏御門番頭西尾對馬守方に年來勤仕せる者にて、此の叔父方へも格別懇意に立入り、吉川家にては勝手向き定式に賄はせる者はないが、差支へた節は米・金とも用立て呉れ、萬事實意に取計ひ、無人の際は家來分ともなり、門人共へ應對も爲す故、講談所普請並に配札等の儀も、白雄房と相談して周旋して來たが、同年三月頃配札の事は固より講談所取建の儀は重要な事であるから、右の普請に取掛らずば、奉行所への届けにも相違するやうにも聞へ、且諸人の取用ひも宜しからざるに付、白雄房とも相談し、普請に取掛るべしと申してゐたが、其の頃より喜右衛門は痢症となり、氣分差塞がりて勝れざる様子であつたが、喜右衛門は實體なるもの故、萬事然るべく取計ふやうに任せて置いた處、白雄房の知人なる小普請猪子英太郎の元家來にて平兵衛事吉田主水と云ふ者が、講談所普請並に配札等の儀は、白雄房と共に取計ふべき旨、同人並に喜右衛門より話せるを以て、源十郎は白雄房と相談して然るべく取計ふやう依頼した。其の後白雄房は總ての取計ひが宜敷くないと云ふので、主水の知人深川常盤町一丁目三郎兵衛店喜惣次と申す者が、主水の相士となり普請の儀を引請けたる旨喜右衛門より源十郎に告げたが、其の後喜惣次は省くことになつた。

吉川家の講談所取建並に配札一件は、其の運動開始以來爰に至る迄には三ヶ年の日子を閲したのであるが、仲思ふやうに其の事業は進捗しなかつたのであつた。そこへ信淵が吉田主水と知合ひの關係上、自ら進んで一役を買ひ、此の事件に登場したのであるが、焉ぞ知らん信淵は此の事件の爲に、後半生を江戸拂ひ又は江戸十里四方追放の身と爲つて、其の生活が常に闇影に塗蔽されようとは神ならぬ身の知る由もなかつたのであつた。信淵は是を引受くるに於ては、神道振興の助成にも成り、且かねてより神道信仰に付、大いに神道の研究にもなるこ

と思ひ、今迄の経緯を開き、神明の守札を御府内を初め、在方へも配り、其の初穂を以て神道講談所の取建を爲さんとし、源十郎より奉行所に届済みにもなつてゐる上は、是を引受けて世話をすれば、格別助成にもなる事故、引受ける積りであつたが、入用金にも差支へ彼是相談にも及べる由に付、普請並に配札等の儀も引受くべきに依り、相士にして呉れるやう申込みしに、主水も承知に付喜右衛門とも知己となり、同人の世話にて源十郎に面談の上其の門人となりしに、講談所普請等の儀は主水と申合はせて然るべく取計らひ呉れるやうにとの依頼あり、委細の儀は喜右衛門より承り、喜惣次を省き主水と共に着々事業の進捗を圖りたるが、其の後源十郎の勝手賄入用に用立つる心得にて、度々に金六兩餘を喜右衛門へ渡した處、主水は金子手廻り兼ねる由にて、主水は源十郎の家來分となつて勝手向を引受け、信淵は主に講談所普請並に配札の事を引受くることとした。尤も配札の儀が首尾好く進行したる上は、夫々割合ふ管にて三人相談の上、源十郎名印の書付を喜右衛門より請取りたる後、配札の儀は實は奉行所へ届済みになつてゐないと云ふことを聞き及んだので、其の趣きを主水に相談せし處、主水も其のことに就きては疑はしく考へてゐたのであつたが、既に兩人共金子等用立て居ることゝて、今更破談となりては損失となること故、彼是相談したる上、届済みの由はかねて喜右衛門より聞及べること故、主水同道にて喜右衛門と掛合ひしに、届済みに相違なく届書の控書もあるとのことで、是を一覽したが、夫れには奉行所の開済みの文字は見えず、果して許可済みとなりしや否やは不分明なりしも、喜右衛門は開済みなりと稱してゐる事故、兩人にて是を寫取り、且講談所普請に取懸れば、門人等より寄附金も集まるべしとの喜右衛門の説により、同人の懇意にせる田所町勘兵衛店町醫上條元秀へ、講習所普請並に配札を引請けたりとの趣を語り、右入用に差

支へるに付借金を頼み、返済の儀は配札神納料を以て元利共相添へ支拂ふ約束にて普請に取懸り、追々に金六拾兩を借受け、十二年九月中迄に講談所並に神明供所共荒増出來せしも、さて門人よりの寄附金はなく、元秀よりは度々の催促に接して其の處置に窮し、彌々配札に着手せんとしたが、右配札の儀は届済みに相違なき旨源十郎より規定書にても取置かざれば不安心に付、主水とも相談し、以後間違ひの儀なきやう源十郎より規定書を請取り度旨を喜右衛門に申込みし處、左記の規定書を喜右衛門より渡された。

規定書之事

- 一 當家神祇道學館元々荒廢に相成居候處、此度依其許之御再興相催し、當家之眉目満足之至に候。爲右褒美御府内は勿論、東海道十五ヶ國の配札勸化等之諸件其許壹人に相任候條、然上者右國々在々迄其許心底次第配札差出、寄附神納料年々積金にいたし置、以後永々其許家之懸りに而、學館造營修復共可被相勤事。
- 一 當家拜領屋敷内神明宮守護配札之儀は、一兩年以前より門人共相對を以御府内並國々在々迄信心之人々へ手廣に差出、右神納料積置、神學館再興仕度旨、門人一同舉而相願候に付、以先格寺社奉行月番松平右近將監へ届差出置候處、當三月中届済に付、配札之儀は何れ之國々も勝手次第に相成有之候。尤隨分大切に取扱支配向より御不審無之様諸事心附可被申事。
- 一 五畿内并山陰・山陽・南海・西海之諸國も門人取締は勿論、配札勸化悉相任上は、其許心底次第取計可被申事。

右規約之上者相違有之間敷候也。仍如件。

文化十二亥年九月廿九日

佐藤百祐殿

前書御規約之通相違無御座候。依而證印如件。

吉源十郎

用役	吉田主水
同	横山喜右衛門

信淵は前記の規定書を得たからには、不念なきものと心得、在方へ配札を爲さんとしたが、御免勸化とは事違ひ、相對勸化の事故、逆も多分の勸物等取集めることは覺束なく、人足賃等を支拂つた日には、助成にもなるまじと考へ、十二年七月中信淵の患者として知合つた、上州群馬郡倉賀野宿本陣八左衛門方へ、勸化の者を無賃にて附出し呉れるやう頼み、上州より配札する豫定の處、此の八左衛門は配札勸化のことは不案内なるを以て、喜右衛門の世話にて元下谷金杉下町に居りし神職大塚主膳と信淵及び主水兩人とも知人となり、奉行所へ届済みにて配札する旨を委細咄して源十郎の門人となし、配札に赴くやう頼み、尙兩人づゝ二手に別ち、上州より配札したきに依り、懇意なる者もあらば今一人世話して呉るゝやう話せしに、偶々主膳の門弟なる樋口周輔とも知合ひとなれるを幸ひに同人をも頼み、主膳は源十郎の門人と爲す積りなりしも源十郎病氣の爲、信淵の取計ひにて白河家より免狀を得て名を相模と改めしめた。然るに兩人とも身元も判然せず不安心なるを以て、私慾等爲さざる爲、

相模へは信淵の寄客たる田中靜馬を差添へ、周輔へは英吉郎を同行せしむることとした。英吉郎は當時下總國堀田領印旛郡岩富村の醫師大野清庵の養子となり、大野貢と稱してゐたが、英吉郎を呼寄せ源十郎の門人と爲さしめて遣はす筈であつたが、是又源十郎病氣の爲、白河家より神職の許狀を受け、縫殿介と改名せしめ、兩人へは配札の儀は奉行所開済みに相違なき旨を傳へ、特に靜馬と英吉郎には、相模・周輔兩人が私慾等致さざるやう云ひ含め、勸化帳を拵へ「神道長上館配札記」と表題を記し、是には源十郎より、先格を以て松平右近將監へ届けの上、門人共願の通り配札申付くる趣を認め、喜右衛門とも相談し、源十郎方にて札守に用ふる押切判請取を押し、相模・周輔兩人へ一冊づゝ渡し、夫々支度金をも與へ、相模へは倉賀野八左衛門への手紙を持たせ、相模・靜馬は同年十月二十一日、周輔・縫殿介は同月二十二日江戸を出立して上野國倉賀野宿へ赴いた。相模等は翌二十二日八左衛門方に至り、信淵よりの手紙を渡せしに、上州の入口は新町宿に付、次宿なる倉賀野より附出しては不順であることであつたから、何れとも天然に取計ひ呉れるやう頼んで旅籠屋に止宿して居り、翌日周輔・縫殿介兩人も到着し、周輔よりも重ねて頼みければ、八左衛門は新町宿名主五左衛門に宛て依頼を認め渡されたので、早速五左衛門方に至り、新町宿を附出とし、軒別に配札せる趣並に案内人足一人差出せし旨を勸化帳に記して貰つたが、實は配札もせず、初穂錢並に正人足は差出さしめずして、其の儘倉賀野宿に立戻り、帳面は周輔が預り、同宿より二手に別れて配札して歩行き、無賃の人足を差出した村方もあつたが、宿方にては承引致さず人足賃は勿論旅籠代をも拂つたから、格別上州筋の助成は得られなかつた。十一月上旬縫殿介は病氣にて立戻り、配札を斷つて養家に赴き、大野貢と改名して養家を相續した。相模外二人より初穂等は一切送來らず、

元秀よりは度々借金の返済を迫られしにより、才覚して金拾參兩を返辨したるも、殘金返済の手段なく延引に及びしに、元秀も心元なく思ひ居る様子に付、配札納料を以て相違なく返済すべき旨を述べ、喜右衛門より請取りし源十郎名印の規定書を同人に預けて延引を請ひし處、十二月二日周輔は右近將監領分上州館林城下に至り配札の儀に付、所の役人へ願出でしに、差留吟味を受けて、取押へられたとの噂を聞き、相模・靜馬兩人に宛て早々立歸るやう度々書面を出しても、何地を廻り歩けるものか歸府せず、是が爲に信淵は多分の金圓を支出せるも、初穂等は少しも請取らず、借金は多くなりて生活困難に陥り、翌十三年春早々懇意にせる日本橋難波町七郎衛門店陰陽師中村主水方に同居してゐたが、御免勸化にもあらざるに、勸化に赴いた神主等が無賃にて宿場人足を使役したのが問題となり、周輔が逮捕せられて江戸に送られ、二月十日入牢を命ぜられたるに端を發し、信淵は同月十四日揚屋入り、主水は同十八日、喜右衛門は同晦日何れも入牢を命ぜられ、尋で源十郎を始め關係者一同取調べを受くることとなつた。一方相模・靜馬は上州綠萐郡邊迄赴いた處、周輔が館林で差押へられたと云ふ風聞が傳はり、村方によりては此の兩人をも疑ふ様子にて助成も薄く、二月迄に都合初穂料、初穂錢は三拾四貫文餘集つたが、右の内にて路用等を支拂ひ、殘金二兩一分程を持つて二月十八日江戸に歸り、信淵を尋ねたが轉宅して行方知れず、漸く近隣にて配札の儀にて吟味を受け入牢してゐると云ふことを聞きて大いに驚き、兩人相談して初穂料の殘金を配分し、靜馬は上州の知人の許へ、相模は伊勢參宮に赴いて了つた。此の事件は源十郎を始め十五人の多人數に及び、審理を進めてゐたが、十二月二十七日寺社奉行内藤豐前守正敦役宅に於て同人吟味の結果、源十郎は御目見以上の御取扱ひの者に付、御咎附けはなく差控仰付けられ、信淵と主水は江戸拂、相模は五

十日押込、貢は五十日手鎖、八左衛門は過料五貫文、五左衛門と市右衛門は過料三貫文、上條元秀と七藏は急度叱り、喜惣次と佐々貴飛彈は御構無し、白雄房は行衛永尋が夫々申渡され、周輔と喜右衛門は吟味中病死した。信淵に對する江戸拂の書付は左の如くである。

御構場所書付

難波町七郎右衛門店陰陽師

中村主水方に罷在候元町醫

佐藤百祐

江戸拂御構場所

品川・板橋・千住・四谷・大木戸より内御構

本所・深川但町奉行支配場限

右之場所徘徊すべからざるもの也

文化十三年十二月廿七日

幸か不幸か信淵は、吉川源十郎の門に入りて神道及び國學を學び、吉川家の神道講談所取建問題の爲、端なくも江戸拂を言渡され、後半世に黒い影を曳いたが、反撥的にして不屈な彼は却つて是が刺戟となり、愈々其の心

志を鐵石と化し、益々其の思想・學問を陶鍊し、前人未聞の卓見を披瀝するに至らしめたのであつた。

註。本章は舊幕文書『公事吟味留』中の『神道方吉川源十郎不束之取斗いたし候一件吟味』に據る。

一二二 大豆谷に於ける信淵の生活 (三)

信淵は江戸拂に遭ふや、夫れよりは唯一人かねて知合ひの下總國葛飾郡船橋宿の船橋大神宮の大官司富上總介直利が寄客となり、名を融齋と改めた。信淵には居を移す度に其の呼稱を改める面白い習慣があるが、彼には醫師と云ふ生活の術があるにもせよ、夫れは決して彼の素志ではない。家學の大成こそは歡庵翁以來五代の宿願である。浪人學者として此の大業を成就せしめんとする彼にとつて、江戸拂に處せられたことは、彼一家の生活と彼の思想に一大衝擊を與へたに相違ない。されば今度彼が融齋と改めたのには深い意味のあつたことと思はれる。即ち融と云ふ文字は、融和・融合・融通など、熟字され、やはらぎ・とけあひ・さはりなく等の意味を現はす言葉として用ひられる所より察すれば、彼が是迄の生活の跡を顧み、其の悍馬の如き性格がいつも禍してゐたことに鑑み、深く内省して悟道の一步を踏み出す爲に、自戒する座右の銘ともして此の號を撰んだものと想像せられる。事實又此の江戸拂が契機となりて、彼の生活上にも學說上にも太い一線が劃せられ、是以後の彼の言行は圓熟せられ、其の學說には萬古不動の哲理が織込まれ、彼をして古今獨歩の國策學者として稱讚せしむるに至つたのであつた。刺戟は實に幸福のよき母たることを思はしむるものがあつた。

翌文化十四年は信淵は正に四十九歳に達し、人生の岐路に立ちし彼は一大決心を發し、家眷を門人根岸延貞に

托して京橋の靈巖島に棲はせ、自らは或はそこかしこに遊杖を曳きて研究の資を訪ね、或は隨所に杖を休め、健筆を揮つて著述三昧に耽つてゐた。此の年の春より秋にかけては相模の國三浦半島に遊び、曾て自走火船の製法及び其の用法を傳授せし幕府の鐵砲師井上左太夫が、鎌倉郡にて大砲の點放を行へるを觀、或は三崎港に遊び、會津藩の海防陣營中の勤士中野理八郎の許に身を寄せ、日夜營中の諸士と武事を講論し、其の後同藩の鴨居村の營中なる平手惣右衛門が家の客となりて諸士と交はり、時々浦賀港平根山、鴨居村の觀音崎及び三崎港の城が島の三ヶ所の御臺場に到りて、大砲點放の操練及び備押し其の他の戦法の演習等を參觀してゐた。

四月十日には鴨居村の永寶樓に止宿して、『三銃用法論』中巻の校訂を爲し、五月より六月にかけて『神字日文考』三巻を著し、九月九日には父玄明窩の著はしたる『培養秘録』七巻の校訂を了はつた。此の書の序に、『知命に至り横事有て寄食に淹禁せられ、間豁の後篤疾に罹りて身體骨立し、飲食三分の二を減じ、呼吸短急、行歩すること能はざる者周年、自ら長生すべからざるを分とす。時に長子信昭僅に十歳なり。我學の永く斷絶して先人の志を繼ぎ其事を述る者のなきを悲歎し、潜焉として涙を零すこと數日、於是乎此書七巻を筆して『培養秘録』と題し、此を固く封じて以て幼兒に遺傳すと云ふ』(註一)と記せるを觀れば、其の苦惱と彼が思想上に大轉換を爲せることが認められるであらう。彼は醫者だけに、自己療法として藥石の外に、葡萄・山葵・青菜の三味酢と醬油と大根おろしなどで和して食餌療法を併用し、十月初旬頃には、漸く食慾を得るに至つた。

信淵は健康の恢復するを待ちて潜かに江戸に入り家族を訪ね少時隠れてゐたが、身の危険を慮り船橋に歸つた。彼は曩に家學の指導原理を得んとして平田篤胤に従ひ皇國の古道を繹ね、又吉川源十郎に國學と神道を學びしも、

未だ其の目的を達するに至らずして、中道に横事起り、江戸を追はれて船橋に退きしを遺憾とし、如何にもして其の素志を遂げんものと思ひ、船橋に居りては不便なるを以て、江戸市内に隠れ家を需めてゐたが、幸ひ門人根岸延貞の計らひにて、南新堀町醬油屋多田屋新兵衛所有の深川永代寺境内の空店を借受けて此處に僑居し、此處より篤胤の許に通ひ、惟神の大道を修むるに及びて、深く我が國天神・地祇の神教を精究し、日本精神の眞髓たる神教が本正しく末明かにして、天地の萬物を鑄造化育するの本源たることを悉く會得し、此の原理を以て家學に生命を興へ、是を大成し得るの自信を愈々強固ならしむることを得た。斯くて信淵は家學大成の自信を得たが、年齢の徒らに老ゆるに懼れをなし、若し家學を大成せずして空しく死せば、父祖四代の遺業を失墜せんことを慮り、文政二年の初めつかた三度懐かしき大豆谷の地に僑居して、父祖以來の宿志貫徹に精進することに決した。信淵は曩の寓居に程近き川島倍右衛門方の奥座敷に獨居して専ら著述に従事した。大豆谷は冬も菜種の花咲くほどの温かき閑寂郷にして、此の奥座敷は庭に面したる四疊半敷きの物靜かなる居心地のよき一室であるから、彼が遠大なる理想を夢み、深遠なる哲理を思索し、構想一度成つて其の健筆を走らすには、寔に屈竟なる書齋である。信淵は是を萬松齋と稱して、特に此の室を愛好してゐた。さればにや、是より天保三年に至るまでの間に於ける彼の著述は、實に驚くべきほどの大數に達し、遂に此處に於て家學を大成するに至つたのであつた。大豆谷は信淵が多年永住せし土地にして、附近には彼の門人も多かりければ、ときには門人の書齋に移りて執筆することもあつた。

信淵は父祖の研究したる所を基礎とし、且自ら多年書物によりて研鑽し、又は實地に就きて自得したる新知識

とを鑄融陶鍊し、夜を日に繼ぎて孤燈の下に紙を展べ、思索し得たる所を筆に托して著述にいそしんでゐたが、此の年の春の初めの頃には、近村なる小西村の門人宅に於て、『天柱記』を著はしてゐる。

信淵は家族を靈巖島に棲はせてゐたが、此處には根岸延貞が塾頭と云ふやうな貌でこれを守り、奥山操・加藤淳・中西速雄・松本正義・大久保仁齋等の社友六七輩が常に出入して、信淵の著書の頒布を爲し、又彼の家族の世話もしてゐた。信淵は大豆谷に獨居して著述に専念し、是が完成する度に江戸に出ては深川の隠れ家に赴き、家族を見舞ひ、原稿を社友等に渡し、知友と往來すると云ふやうな頗る複雑なる生活を續けてゐた。従つて相當に生活費を要したことであらうが、此の頃は主に著述生活を營んでゐたから、醫師としての藥禮も多少あつたにしても、門人の束脩や著書代が主なる生活資源をなしてゐた譯である。田舎の門人よりも江戸の門人からの收入の方が遙かに實入りが多かつたであらうし、且家族思慕の念も手傳つて、斯かる生活環境から此の期の終りに近づくに隨つて信淵滯留期間も永くなり、大豆谷に於ける彼の姿を観ることも、稀になつたやうである。

聖文政三年信淵は江戸に出で、篤胤を訪ひ、『イツツブ物語』を持參して、西洋の書籍中に、我が國の『古事記』、『舊事記』、『日本書紀』を變めてゐる記事があるなど、話したことが、篤胤の日記の中に記されてゐる所より考へると、此の頃信淵は既に斯かる本まで手に入れて讀んでゐることが知られ、彼の耽讀振りが現はれるのである。

信淵は此の期に於て、實に驚くべきスピードを以て、大著・名著を頻發してゐるが、前記『天柱記』の外に、今著作年月の知れてゐるものには左記の如く、大量の著作を爲してゐた。

天然流	砲術三銃用法論	一卷	文政四年
天然流	大銃窮理論	同	同
天然流	奧秘口授錄	同	文政五年
大圓流	深秘錄	四卷	同
天地鑄造	化育論	三卷	同
鑄造論	衍義	八五卷	同
經濟總錄		六〇卷	同
經濟大典		若干卷	同
天刑要錄		同	同
地柱記		同	同
坤元錄		同	同
司材要錄		同	同
經濟要略		二卷	同
字內混同秘策		同	文政六年
垂統秘錄		一卷	同

三二 大豆谷に於ける信淵の生活 (三)

開國要略	一卷	文政六年
異風炮異様船製作記	同	文政七年
太陽正昇度	同	文政八年
經濟要錄	七卷	文政十年
經濟要錄補遺	一五卷	同
經濟提要	二卷	文政十一年
別本經濟提要	一卷	同
別本内洋經緯記	同	同
復古論	同	同
祭禮新式	同	同
農政本論	一〇卷	文政十二年
草木六部耕種法	二二卷	同
禹貢集覽	二卷	同
薩藩經緯記	一卷	文政十三年
甘藷諸記	同	天保元年

此の外交祖の遺稿たる『十字號莢培例』、『山相秘錄』、『坑場法律』、『隄防溝洫志』、『隄防溝洫志圖解』を校訂した。

文政八年は信淵に取りては實に不幸な年であつた。即ち七月十八日には長女スカを喪ひ、又數日を隔て、四男勘四郎を奪はれたことは悲しき極みであつた。此の頃信淵はかうして家事に煩はされて江戸に久しく滯留してゐたことは、平田篤胤の日記及び此の後の竹川竹齋の日記に據つて知られる。

信淵は斯くの如く著述や家事に多忙であつたが、又よく遊歴にも出てゐた。文政九年二月上旬に上州の高崎領に遊んだ。川越侯の老臣に山田新藏と云ふ人があつたが、此の人は資性濃厚篤實にして、同情心の深き人にして、よく君に仕へ、極めて言行を慎しみ道德堅固なること磐石の如き君子人であつた。此の人が曾て厩橋領の郡宰をしてゐたときに、國家を思ひ君侯を思ふこと最も深きにより、國家永久の利益を起さんとして、新に種々の産業を興して、國家の爲に經營すること多年に及んだが、すること爲すこと悉く物の本性に逆らひ、諸事みな道理に叶はざるを以て、何れの産業も思はしきものなく、徒らに數萬の大金を空費して、其の事業の成功を見ずして終つた。信淵が厩橋領に至つて、山田氏の事蹟を観るに、植ゑたる草木は悉く土性に合はず、且又城内に立派なる寮數十ヶ所を築き、彌里山の白土を採りて甕類を焼かしめしが、是は山田氏が其の事にくらく、彌里山の土は、其の色潔白なるも、甕類をつくるべき土ならざるに、土石の性質をも辨へざる爲、陶工等の爲にたぶらかされて、事業を興したるを以て、多大の損毛を蒙り、遂に、失敗に終はつたのであつた。信淵是を視察して、『山田氏の業を創めて勉強せられたる事實を熟視するに、至心國家の爲めを思ふことの、極めて篤かりしことを知れり。噫か、かる有志の人にして、賢師友の無かりしは、最も惜しむべきの事なりける。孔仲尼曰く、人の過ちは各々その黨

に於いてす。過ちを觀てこゝに仁を知ると、山田氏これなり。故に賢師友なきときは、仁なるもなほ過失なき能はず。國家に長たるものは、熟察せざるべけんや」(註二)と評して、人には良師・賢友の必要なることを述べてゐる。信淵は又上戸澤の砥山をも視察して、「予上州に遊びて、上戸澤の砥山を巡覽せり。時にこの山砥を掘採ること年數既に久しきを以つて、この坑の大なること直徑數百歩にして、深さも亦數十尋あり。上廣ろく底狭ましく圓形にして、恰かも楯鉢に似たり。坑の上より底に群集なせる人夫を視れば、鳥の聚まりたるが如く、この山に頼つて衣食する者凡そ三千人有りといへり。實に上州の寶山なり。然れども坑の深くなるに従ひ、泉の沸くこと次第に多く、修理の費少なからず、且つ坑深きときは、人夫の働きも不便になる者なれば、別に新坑を開くを良しとす。上州は元來砥山の甚だ多き國なるを以つてなり」(註三)と述べてゐる。信淵が上州に遊んだ年の前年即ち文政八年は、此の地方は凶作なりし爲に、檢見を受けて破免を請ひしに、此の地方は二毛作をなし得る所にして定免の地なりければ、檢見の役人が是を怒りて、檢見を遅らしめし爲、人民は二毛作を爲すことを得ず、頗る難澁してゐたと云つて、役人の不親切を浩歎してゐる。農政經濟學者の觀る所寔に其の觀察眼の鋭さを知るに足るであらう。

同九年の夏信淵は下總國銚子港に遊び、當時銚子に於ける有名なる醫油醸造家柳仁平治方に滯留してゐたが、信淵は此の旅行によりて、種々の研究を爲してゐるが、又面白き數々の話が残されてゐる。彼は其の専門的な知識を以て、東金より銚子街道を銚子に向ふ沿道の土石・草木を始め、各種の産業を其の炬の如き炯眼を隨はつて進んで行つた。先づ最初に彼の眼に映じたものは匝瑳郡の大浦牛蒡であつた。其の中の最も大なるものは周

圍一尺五六寸、長さ二尺にも達し、其の一莖よりは種子三四升を得るものありとし、大浦牛蒡の名聲天下に高しと云つてゐる。夫れより海岸に出で九十九里濱沿岸の風光を愛でつゝ進んで行つたが、匝瑳・海上兩郡の海岸に於て砂鐵の多きを觀、殊に菜洗村(名洗)にあるものは其の品質の優良なるを珍重し、『經濟要録』に下總海上郡なる磯山に、極上品なる銹砂あり、これを日本第一とす。阿州の銹砂も良なりと雖ども、これは遙かに劣れる者なり。卿等若し藍を作らしむることあらば、銹砂をば必らず海上郡より採るべし。蓋し本法を用ひて作りたる藍葉に、この銹砂を混じて藍靛を製煉することあらば、天下第一の極上品なる藍靛を出すべし」(註四)と記述してゐる。尋で八日市場に門人士屋半兵衛を訪ねて、其の栽培せる肉桂を觀、又此の地方の特産たる八日市場木綿の機織場を視察し、夫れより銚子に入つた。銚子は人も知る如く大利根の河口にありて一大漁港を爲し、其の大漁節は餘りにも有名な所である。此の地の犬吠岬は九十九里濱の北端を爲し、風景絶佳にして名勝地として普く知られ、又銚子は關東に於ける醫油の名産地でもある。此の地は父玄明窩翁曾遊の地であつたから、信淵は父の舊縁を頼つて、此の地の醫油醸造家柳仁平治を訪ね、少時仁平治の客となり、醫油の醸造法、漁場の有様、附近の産物等を觀て廻はつた。

銚子の海岸に海驢島と云ふ島があつて、此所には多くの海驢が群棲してゐた。一日信淵は土地の人に案内せられて、黒生から犬吠岬の方へ狩獵に出かけし處、丁度此の海驢島に、大なる海驢が嘶聲をあげて晝寝をしてゐたので、信淵乃ち携行せる獵銃を以て是を射しに、唯だ一發にして是を打止めた。曾て阿波にて銀へし腕の冴えが、物の見事に功を奏したのであつた。是に驚きし他の海驢はみな海中に没して逃げ去つた。早速行つて是を觀るに、

其の丈一丈三尺にも及ぶ大物であつた。土地の人が是を開付け、買ひたいと云ふので是を賣りしに、錢七十文に、値せしと云ふ。又信淵は此の地にて立派な建蘭を觀しと云ふことを、『草木六部耕種法』に記してゐる。即ち『下總の國銚子の港は、各別の暖地にもあらず、且つ土性も亦宜しき處にあらず。然れども植田屋徳平なる者の庭に植えたる建蘭は、甚だ盛んに繁榮し、數歩の間深碧にして蘭田の如く、花開くときはその香近隣に薫す。以つて蘭の花壇に宜しきを證するに足れり』(註五)とあるが夫れである。此の外信淵は銚子に於て、種々觀察したことが『經濟叢錄』に載つてゐる。即ち『下總の銚子等の海中より、寶石の出る所數多あり。然れども下品のみ多くして上品は甚だ稀なり』と云ひ、又『近來下總國銚子の濱より上がりたる乾漆に、琥珀の混交りたる物を觀たり』と述べ、又『下總は山らしき山のなき國なれども、海上郡には銀を含める岩石多し』と云ひ、或は『名玉とは——下總國銚子港の龜甲石の如きをいふ』と記し、又『石炭は能く燃ゆる石にして、薪の代りにこれを用ゆ。——人世に益あること最大にして、甚だ重寶なる者なり。——下總銚子と筑前黒崎には上品あり』と述べてゐる。由來房總には鑛産物は産せざる物として考へられて來たのであるが、現今ニッケル鑛が発見せられて盛んに發掘せられてゐる。信淵は今より百十餘年前既に其の専門的知識を以て、銚子地方に優良なる砂鐵・石炭及び銀鑛のあることを示唆してゐる。鑛物資源開發の念なる今日、識者の一考を要する問題たるを失はぬであらう。

信淵が文政十一年頃より江戸に居ることが多くなつたことは平田篤胤の日記に據りて知られるが、薩藩の士相田儀平は此の年同藩の大夫猪飼央の命を受けて經濟策を信淵に尋ねた。信淵乃ち『經濟提要』を筆して是を贈つた。翌年猪飼大夫信淵の門に入つたので、『農政本論』を作つて是を贈りしに、同藩の老侯榮翁此の書を觀て大い

に悦び、山本理平・田中七平を使として酒肴料を賜はつた。尋で十月十二日猪飼大夫門人相田儀平を使とし、輿を以て信淵を其の邸に迎へ其の講説を請ふ。至れば歡待頗る篤く、早川宗節・山本理平・田中七平等列席の上にて開物學の講演を爲し、同邸に滞留すること三日三夜、其の後引續き講演すること七回に及びしに、猪飼氏は日向・大隅・薩摩の三國が、衰微して年々戸口の減少するのを憂へて、其の弊政改革策を信淵に尋ねたので、是を救濟するの方策を述べしに、猪飼氏深く信淵の説に感服した。因つて通貨合璧法を傳授し、翌十三年即ち天保元年三月物産を豐饒にして國家を富實し、萬民を撫綏する方策を記して、『薩藩經緯記』を作つて猪飼大夫に贈つた。老侯榮翁又是を觀て悦び、自家牝牡各三頭を賜つた。因つて是を門人相田儀平に飼はしめしに、大いに繁殖せしと云ふ。

竹川竹齋の日記に據れば、信淵は文政十二年竹川家の新堀町・南茅場町の兩江戸店へ醫師として招かれてゐた。是によりて察すれば、信淵は醫師として相當の名が聞えて居り、其の出府の度に招かれてゐたことが判かり、又かうして收入の道をはかつてゐたことが知られる。竹齋は彦三郎と云ひ、伊勢國射和村の豪商にして江戸に支店を有し、度々其の監督の爲出府したのであつたが、病弱の爲信淵の診察を求めたとき、其の博學多才なるに驚き、鄉國射和の窮乏を語つて、其の救濟策を尋ねたのであつた。信淵是を聞き、其の救濟法としては溜池を掘ること、が最上策なることを陳べた。彦三郎は郷里に歸り、信淵の教へに従ひて溜池を開鑿した。是が射和の上池で、是より射和村は富饒なる土地となつた。此の彦三郎は種々殖産興業に盡したる功勞に依り、大正四年從五位を追贈せられた。

- 註一。培養稅錄『佐藤信淵家學全集』上卷第三二二頁。
註二。經濟要錄(同書第八六三頁—第八六四頁)。
註三。同(第七六五頁—第七六六頁)。
註四。同(第七八四頁)。
註五。草木六部耕種法(同書下卷第二〇七頁)。

二二三 信淵の哲學思想

佐藤家の家學は是を細分すれば、凡そ二十餘の部門に別ち得べく、そこに一貫したる指導原理ありて、是に體系を與へざれば、雜學の謗りを免れ難きは當然過ぐるほどの當然であつて、信淵は是が爲に多年苦惱を續けてゐたのであつた。是が信淵の哲學への門出であつた。其の苦心の結晶として『天柱記』が成つた。此の書は文政二年既に稿も脱したのであつたが、其の後更に推究精微して、同五年に其の上卷を同八年に下卷を完成した。信淵其の來由及び大綱を記し、『我家世々天文・地理・物産・經濟の學を修め、祖父不昧軒翁『開國新論』十二卷を著はし、先考玄明窩翁また繼ぎて家學を講明し、『開物要錄』二十三卷、『製煉秘錄』二十卷を著はし、且つまた山嶽に神ありて諸金を生育するの理を精究し、『五金開發論』七卷を作り、以つて山相玄微の極を立つ。その他諸種の筆記あり、異論・奇說極めて多し。惜哉予生るゝこと甚だ晩く、十六歳にして先考を喪ひ、教へを受くること甚だ少なく、家學を熟習する能はず。然れども當時既にその概略を知れり。その後ち四方に遊學し、審問慎思四十餘年、而して知見漸やく開くるに至る。爰に於いて熟々天地運動、星月循環、萬物を化生し人類を養育する所以の理を推究して、深く造物主の大徳を欣戴せり。然れども奈何せん天造草昧の事實未だ詳かならず、その運動を作す所以の基原を講明する能はず、因つてその理を窮めんと欲し、支那・印度諸子百家の載籍、西洋蟹行の書

に至るまで搜索し、その記するところ悉くみな荒唐虚誕にして取るに足るべきものなく、幽憤既に久し。近來皇國の神代諸紀を讀むに及び、始めて天地を旋轉し萬物を發育して、造化の首めを爲すものは、みな我が皇祖産靈神攪回の神機に係かるを知れり。乃ち卷を捲きて歎じて曰く、道は近きに在り、而して遠きに求む、吾れ誤てり、吾れ誤てり。蓋し皇國は大地の最初に成れるものなり。則ち天地開闢の事實は皇國に傳はるべきに論なし。その後ちまた本居氏の『古事記傳』、服部氏の『三大考』、平田氏の『靈眞柱』等の書を読み、而して益々古實を精究するに及びて、恍然として天地生々の理悉く産靈の元運たるを悟り、既に元運を悟得し、後ち心内自から別に一箇の神代紀あるを覺り、因つて再び『古事記』、『神代紀』等を取りてこれを閲し、事實闕亡固より少なからず、且つまた世上傳ふるところの諸説、また後人の攪入せるもの半ばに過ぎ、無稽の妄語極めて多し。爰に於いてか天地現在の運動に就きて、自然の定理を推究し、則ち皇祖天神の天地鑄造の規則に、一大綱・四定例あり、而して盤古不易の天紀たるを發見せり。所謂一大綱とは、太初産靈大神一元氣を攪回し、その運動の妙機に賴り、重濁なるものは早く脱して至遠の域に至り、軽く清きものは遅れて分かれて至近の郭に止まるこれなり。四定例とは一に曰く運動、凡そ宇内の運動は必らず西より東に進む。二に曰く旋回、凡そ分かれて生ずるものは必らず本物の外圍を旋回す。三に曰く運速、凡そ本物を距り離るゝこと、遠き者は行くこと遅く、近き者は行くこと速し。四に曰く形體、凡そ分かれて生ずる者は必らず本物の正體に似るこれなり。この一大綱・四定例は、産靈大神の天地鑄造の規則にして、天文・曆數の基、萬物化育の原也。予既に天地開闢の事實を推明す、乃ち古典純粹の正文を表章して煩碎の謬妄を刪去し、事實の闕亡は天の規則に照し以つてこれを補ひ、千古未發の大論を作くり、

『天柱記』と題し、以つて同志に示すものはこの編なり。悉く信淵の愚按に出づと雖ども、俗儒牢習の妄夢を醒覺し、宇内含靈の耳目を一新し、蒼生をして皇祖・皇妣の天地を鑄造し萬物を發育し、以つて人類を養育するの洪恩を欣戴して、道を修め聖を煉らしむるの一助と爾かいふ(註一)と云つてゐる。信淵に従へば彼は支那・印度・波斯・希臘・羅馬・猶太・埃及等諸國の開闢神話を闡明したる後、『皇國は伊弉諾・伊弉冉の二神、曾て皇祖天神の詔を受けて修造したる所にして、大地の最初に成就し、天孫の天降以來、皇祚無窮に聯綿して天地と共に悠久なり、實に萬國の基本たるに論なし。故に太古の事實を言繼ぎ言傳へたること、皇國の古説より精しきは無く、又皇國の古説より眞なるは無し。海外諸蕃の國も亦各々史官を立置て、事實を記する者なるを以て、各國歴史も亦極めて多きこと論なきなり。蓋し文字と云ふ者の出來たることは、遂に中世以後のことなるを以て、太古のことを記すには、皆是れ各々其國々にて古より言傳へたることを採據して、此を書に筆するより他なきのみ。外國は皆皇國の既に成れる後に、漸々潮泡凝結びて土地と成れる所なれば、其開闢の晚きこと固より論は俟ざるなり。——天地開闢の説は、何れの國も皆荒唐にて、唯皇國の古傳のみ實徵にして據るべき者なり。故に予此を祖述して究理學の基根と爲す。若し夫れ初等の輩此書と『鑄造化育論』とを熟讀するときは、天地の運動、萬類の化育を始め、物産を興し國家を富し、其他人世の經濟、日用の要務、皆朗然として其理自ら明白ならん(註二)と云ひ、又『昔し伊弉諾大神既に此大地を修理し、須佐男神に詔曰く、汝蒼海原潮之八百重までを治よと、其後須佐男神も亦曰く、蕃夷に奇貨多し、皇國に舟舶無きときは不可なり。於是乎樟等生ぜりと云ふ。是に由て此を觀れば、大地は悉皆皇朝の所領なり。故に少彥名神の外國を修理し庶物を發育し、以て皇國に輸送するも、皆是皇祖の神

意を奉りて、有無周贖し、多少融通し、其有餘を遷して不足を補ふなり。産靈大神既に至微至精の妙義を竭し、此に列するに衆星の成象を以てし、而して天地の經緯井然として紀すべく、此に纏するに七曜の異政を以てし、而して時刻の分秒煥焉として算すべし。由て知るべし、日月星辰を曆象し、天度經緯を明辨するに、卽是れ神意を奉行し萬物を發育し、世界を融通し蒼生を濟救する盛業の大本なることを。誠に能此經濟の大道を行はば、全地球を掌面に運すべし、可不講明哉（註三）とも述べて、我が國の天地開闢を以て世界の最初にして本源なるものとし、各國の創造は我が國の夫れより晩れて派生的に行はれたるものにして、大地は悉くみな皇朝の所領なりとしてゐる。而して其の天文・曆數に於ては、ピタゴラスやコペルニクス等の説を延きて頗る詳密なる天象學を説けるが如きは、高天原を天上にありとする國學者の空想論と其の精疎に於て同日にして語るべきでない。彼が日輪を以て天となせる思想は、我が神話以來の思想にして、爰に彼は我が肇國の理想たる八紘一字の大精神を擴充し、産靈大神の天地鑄造、蒼生養育の神教を以て經濟の大道なりとして、我が惟神の至仁至滋なる大徳を光被せしめんとする皇道精神を其の家學の指導精神として是を取入れたることは、彼の卓見と稱すべく、斯くして彼の家學が永遠の生命を保持する所以である。

既に説けるが如く信淵の天地開闢の生成及び變化は有原因論であるが、彼は又土・水・火・風を四資と稱して萬物構成の元質となしてゐる點より觀れば多元論者であつた。而して萬物を土石（鑛物）・生植（植物）・活物（動物）の三種に大別し、信淵は是を三富とも云つてゐるが、是を分解するときは、悉く四資に歸すると稱してゐる。斯くて物質は宇宙を循環するものと爲し、其の循環の理法を説き、肥料學の原理を窮めた。而して土石は是を美

玉・寶石・美石・丹青・擬玉・七金・半金・金器・藥石・雜石・堯石・諸鹵・鹽石・硫礬・瓦搏・諸土の十七種に分ち、生植は其の耕種・製造法より分類して、諸穀・諸菜・菓實・造醴・製饅・諸絲・衣料・染料・藥物・製劑・油脂・澆紙・茶香・家器・雜器・竹器・材木・炭薪・雜産・名花の二十種とし、活物は是を製造法より分ちて、魚漁・飼魚・家禽・野禽・家獸・野獸・水獸・割調・脂骨・皮革・羽毛・骨角・藥物・雜産・玩物の十五種となし、是等は悉く人類の生存を保つ資料にして、神の授くる所なるを以て、人類は宜しく四資の良能を悉くし、生産を勤め神の功業を曠くし廢せしめざるを義務とすると云つてゐる。

信淵は又「所謂天柱は卽ち天瓊戈なり。若し夫れ天柱の玄機を會得するときは、卽ち産靈の神意を知る。産靈の神意を熟知して、而してこれを奉行するときは、卽ち土・水・火・風の四資奇結妙合して、天泰らかに地平かにして萬生蕃息す」と述べて、宇宙觀を説き、更に「最初産靈神の天御中主神の勅命を奉じて、この天地を造るや、豈にたゞ萬物をも育し、人類を滋育するのみならんや。その意は必らず人をして道を修め徳を積み、神聖ならしめんと欲するなり」と云うて人生觀を論じてゐる。信淵は此の宇宙觀及び人生觀を樹立したることによりて、家學に光明を與へ、世界の根源たる我が國開闢の功を、天御中主神・高皇産靈神及び神皇産靈神の三神に歸し、地球修造の功を伊弉諾尊及び伊弉册尊の二神に歸して、其の功業を讃仰し、敬神を説くと共に、生々發展して窮まる所なき我が大和民族の高遠なる理想、宏大なる抱負を述べて、我が皇祖の宇宙創造は、星辰の曆象、天度の經緯に依りて、航海の便を得しめ、世界を融通し、普く全世界の人類を濟救する大本と爲したることは、我が國民の血を躍らしめ、我が國の發展、我が民族の世界雄飛を暗示するものと云つてよからう。

信淵は更に『天地鑄造化育論』を著し、この至大至遠なる指導精神に基き、驚くべき組織力を以てその廣汎なる彼の家學を有機的に體系化したのであつた。則ち『有土の君の天理を講究し、星象を精明し、陸海を測量し、度分を經緯し、氣候を審驗し、土性を明辨し、田畑を樂開し、經界を匡正し、溝洫を調理し、堤坊を修造し、早潦を豫備し、耕耜を精細にし、培養を懇誠にし、力を農事に盡す者は、鑄造の神意を繼ぎて天地の化育を贊くる所以なり。故に名づけて農政の十三法といふ。農政の十三法を精究すれば、則ち萬物悉く豐熟す。然かる後に諸種の物産を統括して、通移開闢の制を行ふときは、則ち天下の貨財みな當に輻輳すべし。こゝに於いて大いに四海に資して事天の教化を勉強するときは、則ち生民その仁に歸す。故にこの農政を精しくし、萬物を括し、教化を勉む。これを經濟の三要と名づく。國家に主たる者定に能くこの三要を修めば、則ち物産大いに興り、貨財輻輳し、四海豐饒、萬姓富樂、貧窮の患を知らざるなり。豈その多子を害する者あらんや。然かる後に推恩の教化を奮勵し、舊染の汗俗を惟新し、人材を教育し、武備を精銳にし、法度を嚴肅し、以つてその政を脩めば、則ち人みな本性の善に復することを得ん。而して暴を行なふ者は漸く減じ、徳を修むる者は漸く増し、人民大いに蕃息せん』(註四)とて指導原理を家學に結び付け、『人君能くかくの如くなれば、則ち天に代りて萬姓を濟ふなり。皇天の寵靈を受けて、四海の福祿を鑿くるに恥なしといふべけんや。豈只だ現世の富貴のみならんや。必らず歿して後ち天に昇り、爵を諸神の元首に受くる』を究極の目的とした。其の言や寔に壯んなりと稱すべきである。信淵は此の確固不動の指導原理を得て、從來の學說に修正を加へた跡が觀られる。即ち『防海策』に説けるカムチャツカ及びオホーツクへの北進論や、ヒリピン・ヂャヴア・ボルネオ等への南進論が單に皇國防衛上の手段として

て論ぜられてはゐるが、そこには何等皇國の道義的大精神の顯現が認められなかつた。然るに是以後の著作に係かる『宇内混同秘策』には、八紘一字の大徳を萬國の蒼生に光被せしめんとする聖戰の意義が、截然として示現されてゐる。

註一。天柱記(『佐藤信淵家學全集』上巻第四七三頁—第四七五頁)。

註二。同書(第四七五頁—第四九二頁)。

註三。同書(第五三六頁—第五三七頁)。

註四。鑄造化育論(同書第五八五頁—第五八七頁)。

二四 探鑛冶金家としての信淵

佐藤家にては祖父不昧軒が始めて鑛山學を起し、父玄明窩が是を繼ぎて更に是を研討し、信淵に至りて遂に完成した。元祿年代我が國の金・銀・銅等が夥しく海外に流出して、貨幣鑄造の資源に乏しく、大いに困窮して其の形を小にし質を疎にしたるときに當り、不昧軒は當時據すべきの學則なく、徴すべきの書籍なきの際、自ら海内を経歴して、山河を跋渉し崎嶇を攀躋し、實物に就きて講究し「山相秘録」を著して鑛山家を利すること多く、又阿仁銅山・院内銀山及び松岡金山等を開きて我が埋藏資源を開發すること頗る大なるものがあつた。爾來是を一子相傳の學とし、玄明窩是を修補し、信淵に至りて其の内容に増訂を施したるのみならず、信淵は其の指導原理に據りて深奥なる學問としたのである。則ち信淵は我が開闢論より説き起し、太初産靈大神が此の大地を造り給ふに先立ちて先づ一沌の土と水とを以て萬物發育の資本と爲し、乃ち日輪の火焰を以て是を熬炙すれば、水土は其の火氣を含みて溫暖熱沸して風を蒸發するに至つた。然るに此の水火風土の四資が既に混合するに及んで、乃ち伊弉諾・伊弉冊の二神に命じ、天の瓊戈を賜ひて、是を修理凝固せしめた。二神天命を奉じ天の浮橋に駕りて彼の一沌に就き、乃ち天瓊戈を指下して是を攪回すれば、彼の一沌は轉輾運動して西より東に旋はり、以て地上の晝夜を判かつた。水土既に分離し大地既に結定するに及んで、戈を運回する正中に衝き立て、地球旋轉の樞

軸と爲し、以て天柱に擬せる「古事記」及び「日本書紀」に取り、而して二神修理の妙機に頼り、土地厚隆の處は山となり、開陷の處は海となり、以て世界が成就するに至つたと説きて山海の成因を論じ、山は土地極めて廣厚なるが故に、産靈の神氣を含蓄すること甚だ盛んにして、發育する品物も又甚だ大である。故に人世の寶貨の生ずること山より多きはなしと云つてゐる。彼に従へば恰かも土石は生物の如く發育するものと爲し、又普通人の常識にては山は峻嶮にして産物の少き所と爲せるに、彼は山を以て第一の寶藏としてゐるのである。而して信淵は山を定義して、丘陵・岡阜以上土地高隆にして耕作するべからざる處とし、山より出づる人生の寶貨は、水・草木・諸金・寶石・硫礬・丹青・諸石の七種なりと云ひ、山には級戸邊神・火産靈神・埴安姫神・水速女神・大津見神・金山彦神・木祖神・草祖神・玉祖神の諸神が宿り、皇祖大神の詔命を奉じて、各々數十萬の眷屬を率ひて、人世有用の諸物を發育し、日夜其の職を勉強して絶えて休息する間もなきものなれば、土地を領する者は、物産の學を精究し、經濟の法を講明し、審かに境内の山谷を實檢し、化育の群品を巡覽して人世有用の貨物を探索し、國人を將ひて諸神の寶を受採り、以て境内を富饒にして萬民を安養し、上下の神祇を敬ひ祭り、以て其の大神に答謝することは、國土に主たる者の常職である。然るに國土に主たる者が經濟の學を勤めず、開物の法を明かにせず、山谷を探索せずして、己が領内に生ずる品物をも知らず、天地の大神を輕蔑して諸神勉強の寶を採取せず、徒らに是を腐朽せしむを名づけて天工を曠廢するものであると云つてゐる。其の説明の方法には從ひ難きものなしとせざるも、其の理の頗る肯綮に當り、物資の増産を要すること今日より愈なるはなきときに當り、彼に示唆せらるゝ所頗る多きは何人も辭み能はざる所であらう。信淵は山より産する寶貨の内、主なる金類を分

類して金・銀・銅・鐵・鉛・錫・水銀の七種とし、是を七金と稱し、此の七金を含有する山の相を鑑定して、金か銀か或は銅か又は鉛を知り、且其の諸金の中に於て、何れの金にても其の山に藏有する多少より、藏處の上下深淺迄を山外より觀察して、悉く是を前知する神傳の秘訣ありとし、此の山相を観るには、必ず其の山の太祖を正南に當て、正北の方より相するを定法なりと云ひ、月は五六月を上とし、日は雨の新に晴れたるを上とし、時は巳より未の間を以て上とする。暑中雨の新に晴れたるときに、南山を遠望すれば、雲消し霧滅して諸峯の顔色宿酒の頓に醒めたるが如きときに當り、太祖・太宗より兒孫までの層層を熟視するに、青翠の中に別に霞光瑞霧を發して、鮮明他に異なる所あるは、即ち諸金含有の山相なりとして、是を最初遠見の法と名づけてゐる。而して其の遠見の距離は二十町を過ぐべからずと云つてゐる。次に此の層層の重複を熟視して、審かに表的の峯を暗記し、夜中幾度も其の表的と爲したる所を窺へば、其の山の含有する諸金より蒸發する精氣を望見して、其の金なるか銀なるか或は銅・鉛・錫等を視定めよと云つてゐる。而して此の法を名づけて中夜望氣の法と稱してゐる。此の法を行ふには五月より八月迄をよしとし、諸金の精氣を出現するは、大抵夜半子の刻にして、月のなきよく晴れたるを撰定することの必要なることを説いてゐる。其の諸金の蒸發する精氣は、金精は華の如く、銀精は龍の如く、銅精は虹の如く、鉛精は煙の如く、錫精は霧の如く、金・銀・銅の精氣は、高く昇るものは二十丈の上に出で、鉛精は風に順ひ、錫精は風に逆ふと云つてゐる。又諸金含有の山はみな必ず岩石を負つてゐるが、其の岩石を負ふに、左擔・正面・東北二面・東南二面・左前後三面等の十五相あり、左擔の山を以て第一の福相とし、以上五相の山は、大抵みな繁昌するものなりと云つてゐる。又諸金含藏の山には必ず五種の燐様石と諸種

の銛石とを吹出して、各々其のある所の諸金の徴を示現してゐると云つてゐる。斯くの如くして諸金の有無及び其の種類を鑑定し、次に探鑛の測定に就きて、一に金山の相を観て即ち其の山に藏有する諸金の多少を前知し、二に其の山の相を審にして諸金のある所の高下を前知し、三に其の金に掘り著くる迄の土石の深淺を前知するを三要の秘訣と稱してゐる。更に進みて諸金の含有量を前知する秘訣に、四竊・三持・二闕・一込のあること又諸金の處在の高低を前知するに上下一・下上一等の秘訣のあることを述べ、尙詳しく、金・銀・銅・鐵・鉛・錫・水銀・硫黃の諸鑛物に就き、彼は専門的知識を以て、其の探鑛法及び製煉法を述べてゐることは、實に驚くべきものがあり、其の山相學に於ては、歐米の精緻なる鑛物鑑定法を以てするも尙判明し難き點があると稱せられてゐるが、信淵は『不昧軒翁少年の時より此學に志すこと極て篤く、諸國の坑場を遊歴して刻苦數十年、神魂を山嶽に飛して寢食を忘るゝに至る。古語にも云へる如く此を思ひ此を思て止ざれば神明これに通ずるの妙にして、遂に異人に遇て秘訣を受くること有て、始て山相の學を開基し』たとあるから、永年の實際研究の結果、所謂其の勘によつて鑛床を鑑識し得るの域に達したことを思はれる。玄明窩の『山相圖翼』には諸金の發する精氣の形象や色彩を明示せる彩色入りの秘本がある。此の外佐藤家に玄明窩の『五金開發法』及び不昧軒の『坑場法律』があり、是には鑛山の實際經營法が記されて居り、門番所・政事所・掘方會所・薪炭會所・輔方會所・勘定所・雜穀會所・醸造會所・雜品會所・吳服所・藥種所・料理所・日和會所・歡樂所・典管所・祭祀の禮の十七條の深秘が規定せられてゐる。要するに佐藤家の鑛山學の特徴は其の山相學にして、第一は金屬の精氣を望見すること、第二は鑛脈の位置に依りて埋藏鑛量の貧富を豫知すること、第三は露出の鑛物に依りて其の種類を鑑識すること、

第四は露出の鑛物に依りて埋藏金屬の多少を豫知すること、第五は鑛體所在の高低を豫知すること、第六は鑛體に到達する迄の深淺を豫知することであり、而かも是が信淵の指導原理に依りて組織立てられたのであつた。信淵に斯かる純科學的な一面のあつたことは、一部の鑛山學者及び其の實際家以外には餘り知られてゐなかつたのである。

註。本章は『山相秘録』・『坑場法律』・『日本鑛業誌』等に據る。

二五 信淵の經濟論 (一)

信淵は曩に父祖の經濟學を祖述し、大いに是を校訂増補して『鑛造論衍義』八十五卷及び『經濟總錄』六十卷を完成した。ときに大豆谷の近村なる冬青村の門人橋本延壽、此の兩書の頗る浩澁にして望洋たるを以て、其の大要を拔萃したるものを作らんことを請ひしにより、同人の宅に寄居し、文政五年十二月十二日前記の二書を要約して『經濟要略』二卷を著はした。此の書は大部ならずと雖も、信淵の此の頃抱懷せし經濟論を窺ふに足るべき唯一の要書である。

信淵は此の書に於て、先づ彼の所謂經濟の意義を、『經濟とは、國土を經營し、物産を開發し、部内を豊富にし、萬民を濟救するの謂なり。故に國家の主たる者は、一日も怠ること能はざるの要務なり』と述べてゐる。されば今日の生産、配給及び消費の關係を論ずる經濟學とは頗る其の趣きを異にし、多分に政治學若しくは國家學的意味を包含してゐる所に、著しき特徴があり、其の理想とする所は、泉原法・通移輕重法・開闢決塞法を實行して、富國強兵を策し、以て無窮なる國家の隆昌を企圖するにあつた。信淵は此の書に於て、佐藤家經濟道の要綱として創業・開物・富國・垂統の四條を説いた。

信淵に従へば、創業とは開物の業を創むることにして、開物とは國土を經營し、物産を開發し、國內を豊饒に

し、人民を蕃息せしめる爲の業なるを以て、即ち天地の神意を奉行する事なりと云つて、よき政治を行ふ君侯の爲に、恭儉の二徳を敬守すべきことを警戒し、以て隆治美俗宇内を一新すべきことを力説してゐる。

開物とは百穀・百貨を始めとして、種々なる水陸の物産を開發して、境内を豊饒にすることであると云つて其の意義を説き、是を爲すには國內を審かに測量し、氣候を考へ、土性を察し、山澤・河海を開拓し、平原・曠野を新墾し、種々の貨財を出し、其の製法を精妙にし、是を用ひて以て萬民に衣食せしめ、且自國に餘れる物は、是を他國に輸出して交易し、其の利益を收めて國內を富貴ならしめ、以て萬民を安養して、益々子孫を繁榮せしめなければならぬ。開物は人君が天地に代はりて、萬民を安養するの本業であると云つてゐる。

國を富まさんとする者は、先づ財用の融通を宜くして、諸事に行詰まりのなきやうにしなければならぬ。財用の融通自在なれば、海陸・山澤の物産も興るべく、物産多く出づれば、其の製造法も段々精巧を極むべく、貿易の利益も次第に増加すべく、國內の貨財豊富となるに従ひて、人口は漸次増加し、自然に萬物が國內に輻輳し、國家は大いに富むに至ると述べてゐる。

垂統とは統を永久に垂るゝと云ふ意味にして、國家に君たる者が是を實行すれば、子々孫々萬世衰微することなく、此の國家を永久に全盛ならしめ得ると云ふのである。此の法は不昧軒翁が京師に遊びて西本願寺の奕世繁昌なるを觀て、乃ち其の門に入り彼の門徒の富盛を爲す所以の淵源を究極し、遂に大悟して統を永久に垂るゝの良法爰にあることを知つた。然れども親鸞と蓮如が立てたる法は、唯是門主及び其の門徒等が、福田・利益とするのみにて、國家を富盛にし萬民を蕃息する用を爲さず、且又あまり盛んに佛恩を説きて愚民を極樂に募るの弊、

或は歷世重恩の君を忘却するに至り、寔に畏るべきの法である。然れども彼の門に於て人を教化するの術には頗る取るべきものがある。因つて其の枉がれるを正すに儒教の仁義を以てし、是を皇國の古典に參校して、垂統法を講ずるの基礎としたと云つてゐる。不昧軒翁は元來殷の伊尹が湯王を輔佐し、土地を經營して物産を興し、輕重を通移して開闢決塞し、大いに商國を富盛にしたる經濟法を精究して垂統法を成したのであるが、兩本願寺の富盛なるを觀て是を修補し、大いに其の教化法を取り入れたのである。而して信淵は此の法は上古以來の聖人も未だ其の善を盡すこと能はずして、今に至る迄尙全備せざるが故に、創業・開物の道を講じて、よく其の國を富強隆盛にする英主は多しと雖も、僅かに一時富盛を極むるのみにて、久しく續くことなかりしものである。此の法は天地間第一經濟の要法にして、國君が天地の神意を奉行して、後に述ぶる所の三臺・六府を設けて、國土を經營すれば、其の國の隆盛ならんことは、天地と共に永續して、八百萬世を経るとも衰微することなしと云つてゐる。若し此の三臺・六府を設けること能はざるときは、其の略法として講談所を設け、三道兼學して其の精粹を簡拔し、國家の爲に蒼生を教化して、天地の恩と國君の恩とを頌讀し、萬民をして涕泣感服の念を篤くし、日夜天恩と君恩とを報謝せんことを欲し、國內心力を一致して國事の經營を勉強せんとの旺盛せる國民感情を湧發せしむる體の感化力を有する高德の導師を置き、君侯も講師を尊敬し、時々自ら講談所に至りて道學の講義を聞き、且又民の老いたる者を貴重し、孤獨鰥寡を憐まば、國人みな導師の教化に信服し、募らざるに義に勇みて貧人を救ひ、物産を興し、以て天恩・國恩を報せんことを欲し、凡そ導師の勸進する所は、金錢・米穀、自ら湧き出づるが如くなる。爰に於て報恩講を起し役所を構へ、倉庫を立て、百姓中より謹厚なる者を選びて、頭取役・

勘定役・番人等を置きて、其の寄集する所の金銀・米穀を積立て、是を利倍し、此の金を二つに分ちて、半分は貧民濟救料として、處々に養育所を建て、貧窮人の赤子を養育し、養生所を設けて貧人の疾病を施療し、又施行所を置きて貧人を救ひ、或は災害に遭へる者を救ひ、其の他の半分は是を開物料として、山澤を開き、原野を墾し、種々の物産を興して、其の製造の精妙を究め、遍く是を他國に輸出して貿易の大利を收め、其の極めて廣大なるに及びては堤防を築き、溝洫を通じ、道路・橋梁等を修造して公益事業を起すべしと云ふのである。斯くの如くするならば、從來十萬石の國にても、後々には五十萬石・百萬石にも當る土地と爲すべきは、唯此の法のみよく是を爲すことを得べしと云つてゐる。

翌文政六年に信淵は『開國要論』を著はした。彼は開國を解して、『其名づくるに開國を以てする者は、經濟の學は國土を開發するより始るが故なり』と爲し、而して國土を開拓するには、天文・地理・航海・經國・相土・農耕・物産・製煉・牧民・祭祀・醫藥・武備・通商の十三科の學を要するとし、此の十三科は悉く世界萬國を經濟するに必要の學にして、開國に従事するには、其の一も闕くべからざるものなりと云つてゐる。惜しむべし此の書は、今相土篇を傳ふるのみである。

文政十年に信淵は『經濟要錄』を著はした。彼は此の書を著はしたる動機に就き、其の序に『茲に鄉民橋本某なる者あり。予に従ふこと僅に二、三箇月、竊かに江戸に出で、漫に經濟學を唱へ、權門・侯家に入し、士大夫を誑惑し、予が『經濟總錄』の既に成るを傳へ聞き、屢々使を來して傳授を請へり。甚哉彼が油嘴利口なる邦家を欺き、我が家學を汚穢することを。幾何ぞ父祖三世の刻苦を歴て、蒼生を救濟す可きの大道を彼等輩に授く

可ん乎。又門人加藤久太郎・佐藤新太郎・齋藤正助・根岸新兵衛四名は、共に老實にして此學を脩め、諸州に遊歴して過ぐ人に土地を經營するの業を勧め、或は諸侯・卿大夫に説て、農政を勉強せしむるを以て、俱に此書を求ること久し。然れども總錄の浩漭にして裝齋に便ならざるを以て、其拔萃の著あらんことを請ふ。予之を嘉して其請に應じ、總錄中當今の時務に切なる者數件及び國土を經營し、物産を開發し、土地をして遺利莫らしむ可きの大意と、國家をして永く全盛ならしめ、境内長へに富饒にして、含靈の大に蕃息す可きの奥旨とを摘採て七卷の書となし、『經濟要錄』と題し、且又家學の由來を序して此を其首に冠らしめ、以て彼の四人に贈る』(註一)と述べてゐる。此の書に記す所は、創業・開物・富國の三篇であるが、開國篇を五卷に亘りて詳述し、垂統篇を省略してゐる。

翌十一年信淵は薩藩の大夫飼猪央の需めに應じて、『經濟提要』二卷を著はした。信淵曰く『抑々國家を經緯して萬物を富饒にせんことを圖るには、約て其の要を撮と雖ども、必ず三事・六要を脩めざれば功を成すこと難し。所謂三事・六要の制は、我が高祖父歡庵翁以來數世の工夫にて建たる説にて、頗る便良なる法なり。三事は即ち國圖を製し、氣候を審にし、土性を辨する是なり。此三事は國を建るの基礎なるを以て、唯國君と大臣のみ精く考覈して此を熟知し、以て領内を經略すべし。中人以下には知らしむべからず。六要は即ち水土を平げ農政を精くし、山澤を開き、河海を理め、百工を興し、賈人を轄す是なり。此の六件は上國君より下萬民に至るまで、皆其心力を一にして勉強せざれば、國家を建つること能はざる者なり』(註二)と唱へてゐる。此の國土經營の三事・六要は、佐藤家の家學の最も基本的にして、且又最も組織的なる部門を現はせるものである。是には左の如

く夫々是を指導する家傳書が備はつてゐる。

三 事

第一 精しく國圖を製す	國土經緯論	二卷	歡庵
第二 審かに氣候を驗す	氣候審驗錄	五卷	元庵
第三 明かに土性を辨す	土性辨	五卷	不昧軒

六 要

第一 水土を平ぐ	水土府	經濟第一の要務	隄防溝洫志	七卷	玄明窩
第二 耕種を精す	農事府	經濟第二の要務	草木六部耕種法	二二卷	椿園
第三 山澤を開く	山澤府	經濟第三の要務	山相秘錄	二卷	不昧軒
第四 河海を理む	河海府	經濟第四の要務	漁村維持法	三卷	玄明窩
第五 百工を興す	百工府	經濟第五の要務	耕餘致富論	若干卷	歡庵
第六 商賈を轄す	交易府	經濟第六の要務	商民轄法	二卷	歡庵

信淵は窮乏せる國家を挽回すべき新政に就きて、「抑々今の時に當り、虚衰なせる國家を挽回して、此を富實せ

しめんことを欲せば、速に從來の弊政を改革すべきは勿論なり。其新政の最緊要なる急務凡そ十八箇條あり。先づ其第一は勸百姓なり、第二は教農業なり、第三は減都居なり、第四は正衣服なり、第五は興百工なり、第六は立五市なり、第七は止村商なり、第八は管造釀なり、第九は周貧窮なり、第十は救病者なり、第十一は育小兒なり、第十二は禁墮胎なり、第十三は立驛亭なり、第十四は修海港なり、第十五は轄漁村なり、第十六は設鹽埕なり、第十七は開山澤なり、第十八は通交易なり。右此十八條は皆經濟の要道にして、國家を經營する者の勉強せずんばあるべからざる大事なり」(註三)と述べて、治國平天下の大經濟も此の他に計策はないと論じてゐる。

註一。經濟要錄(板本卷一第三丁—第四丁)。

註二。別本經濟提要(佐藤信淵家學全集)中卷第五九二頁—第六〇九頁。

註三。經濟要錄(同書上卷第九二七頁—第九二八頁)。

二六 高度國防國家建設論

信淵は夙に槐園塾にありて、師槐園及び友人山村昌永に従ひて西洋諸國の歴史を明かにし、且西力の頻りに東漸するに鑑み、若し夫れ今生の安樂を貪り臨終の大事を怠略にするに於ては、何時彼等の爪牙に掛からんも圖り難きを慨すること久しかりしが、惟神の大道を闡明するに及んで、皇大御國は大地の最初に成れる國にして、世界萬國の根本なりと斷じ、よく其の根本を経緯するときは、則ち全世界を悉く使令すべきの天理あることを覺り、又我が國の形勢を察するに、氣候溫和、土壤肥沃、萬種の物産悉く満溢せざることなく、四邊みな大洋に臨み、海舶の運漕其の便利なること萬國無雙、地靈に人傑にして勇決他邦に殊絶し、其の形勝の勢ひ自ら八表に堂々として、天然宇内を鞭撻すべき實徴全備せるを觀、此の神州の雄威を以てせば、焉んぞ蠢爾たる蠻夷の外侮を受けんや、進んで彼等を挫き、太古神世の法教に敬遵して世界萬國の蒼生を濟救するの雄志を發した。然るに我が國情を顧みれば、戦こそなければ、全國に數百の諸侯ありて、群雄割據の勢ひに異ならず、而して幕府を始め是等諸侯は、みな經濟の要務を蔑如して無益の經營に奢靡を逞しうし國力の衰微すること久しきを歎じ、其の儘にして捨て置くものならば、邪魔に溺れて永久に救ふべきの期なく、産靈の法教も斷絶せんことを憂ひ、憤りを發し、『今の世に當りてこの道を講究せん者を求めんに、予を措きて誰ぞや』と、文政六年四月十一日『宇内混同秘策』

を著はし、又是と前後して『垂統秘録』を作つた。而して彼は『將に疆外に事有んとするには、先づ能く内地を経綸すべし。其根柢堅固ならずして、枝葉を繁衍する者は、本傾くの患を發することあり』と云つて、第一に國內體制を強化して高度國防國家の建設を目指したのである。

然るに當時は封建制度にして幕府は儼然として諸侯を制御すと雖も諸侯は個々みな獨立し、其の總力を發揮するも到底弱體たるを免れず、されば此の封建制度を變革して、我が肇國本然の相に復古せしめずんば、眞に強大なる國家の總力を發揮せしむるを得ず、さりとて彼は一介の浪人學者にして一指も動し得ざるを以て、其の大業を成就せしむべくもあらず、因つて是を筆して、我が忠實勇武なる國民性に訴へ、知己を百年の後に求め、後世是を讀むものありて、必ず感奮興起し必ず是を實現せしむるものあるべきを期待したのである。

信淵は第一に『凡四海を治るには、先づ王都を建てずんばある可らず。王都は天下の根本なるを以て、形勢第一の地を撰ぶべし。王都を建つべきの地は江戸に如くものあることなし。進んで以て他國を制すべく、退て以て自ら守るに餘りあり——故に王都を建るの地は、江戸を以て天下第一とす』と云つて、東京奠都四十六年前既に東京奠都論を首唱し、而も始めて東京の名稱を用ひた。斯くて皇政復古又は廢幕の文字を用ひることなくして、巧妙に幕府政治を抹殺し、皇政復古の實を説いてゐる。又諸侯は大國も二十萬石を限りとし、小國も三萬石以上たるべきものと爲し、而も國々の國司は中央政府の指揮を受けて一國の政令を行ひ、都て其の一國の中は諸王侯と雖も、悉く國司の下知を受くべきものとしてゐるから、諸侯は毫も實權を有せず、管封建制度の名殘として存在せしめるのである。

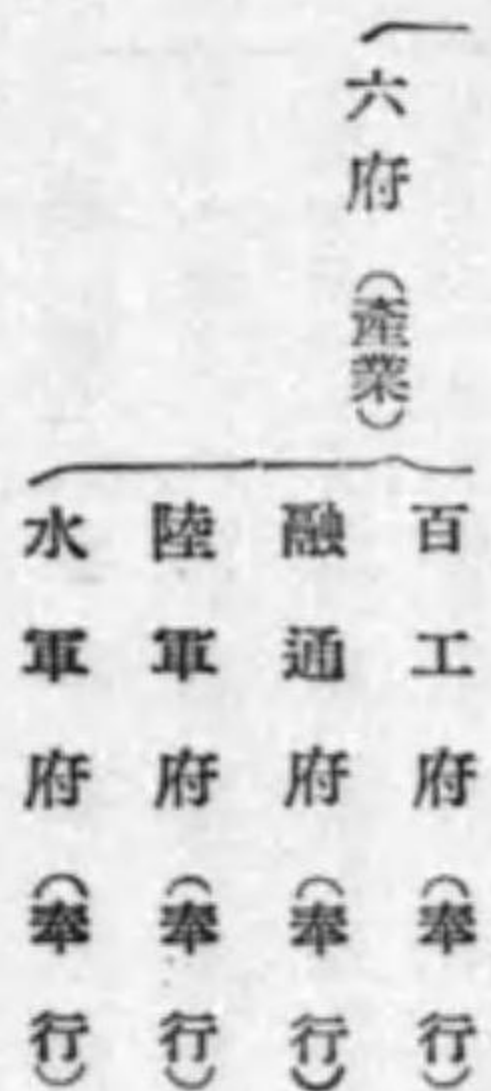
信淵は驚歎すべき組織的頭腦を以て、中央諸機關を始め地方諸機關に至る文武兩方面の各機關相互間に、緊密なる連絡と牽制を保ちつゝ、上級官廳は下級官廳の指導監督に任じ、且武官も平時は一般行政に携はり、文官も一朝有時の際には軍務に従事するが如き、如何にも高度國防國家に相應はしき頗る複雑なる政治機構を極めて緻密に論じてゐる。

信淵は江戸を東京として皇都と定めて是を永制すると共に、浪華も亦天然の大都會なれば、是を西京として別都とすべしと云つてゐる。而して東京の畿内を關東八州とし、又西京の畿内を其の附近十三州とした。信淵は兵學家であり又國土經營論者であるから、東西兩京の畿内を定めたのは、一朝有時の際又恐慌の節に當り、兩京の住民を養ふ培養地として是を撰んだのである。信淵は東西兩京の外に、各地に離宮を設け、東は奥州の仙臺より西は肥後の熊本に至る迄國道を設けて、天子の巡狩及び諸侯の參勤並に有事の際に便せしめてゐる。

皇城は皇都の中央に位置を奠め、西に皇廟、東に大學校、北に教化臺、南に神事臺、其の南に太政臺を設け、大學の東に農事府・物産府・百工府・融通府の四府を連ね、西北には陸軍府を置き、親營六營、內營三十六營ありて皇城内及び皇城の西北を守り、東南には水軍府を置き、內營十六營ありて皇城の東南を護る。又其の三臺・六府の間には、諸侯參勤中の滯留館、外國の使臣・賓客・逆旅等の旅館及び酒樓・歌館・娼家・戲場並に處々に數多の交易場を設くる。皇城には三十六門があり、各門には城門校尉及び都尉を置き、水陸七十二營の軍官交代して是を守衛し、又皇城内にも種々の役所を置きて、三臺・六府の官人及び侍營の諸官が勤番して宿衛するのである。

信淵の説ける國家は強力なる國權を發動し得る皇政にして、諸侯を置くも幕府を認めてゐない。諸侯は暫定的のものにして、將來は純乎たる皇政に復古するを理想としてゐる。而して信淵の唱へる理想の國家統治の皇政翼賛機關は、信淵の哲學に基礎を置く佐藤家學の經濟十三法を三要に統括し、更に是を教化と産業の二大綱と爲し、此の教化を布き、産業を開發するを以て直ちに政綱と爲し、是に依つて政治機構を樹てゐる。即ち三臺は教化機關にして、六府は産業機關である。爰に彼の指導原理が織込まれてゐることは、最も著しき特徴であるが、強ひて其の指導原理に當徴めんとして、陸軍府に十五種の傭民と水軍府に八種の舟民及び六種の漁民とを屬せしめたことは、多少關聯ありとするも、高度國防國家の建設を強調せる彼の無理が感ぜられる。信淵は財政・國防・産業・交通の四部門を産業に統括して、教化と對立せしめ、更に是を統一する爲に最高機關として大學校を置き、其の大師は至聖の哲人を以て是に補し、造物主に代はつて産靈の大道を説示し、蒼生をして天地の至理を開悟せしめ、兼ねて庶政を統一するの任としてゐる。今是を表示すれば、左の如くである。





信淵の理想國家に於ける最高機關は大學校である。大學校は國家至聖の哲人にして教化臺の大師及び大學總長たる者が、天に代はりて日々道學を講ずる所にして、時々天子も親臨して聽問する神聖なる學堂であると同時に、他面に於ては國家の立法機關にして、總て天下に下す所の制令・詔語は、みな此處より出づるのみならず、官吏任免の詮衡も、又其の司る所である。故に講堂の後ろに一個の會議處あり、天子及び三臺・六府の官吏相會して政務を議する所である。國家の教化を司る機關としては、教化臺・神事臺・太政臺があり、各臺には大師・中師・小師・亞師以下上中下の清官を置き、外征あるときには、教化臺の中師は、各軍團の元帥(司令官)となるのである。

教化臺は、平時には文部省と大學を兼ねたる教育行政機關であり、又最高教育機關であり。且又最高行政機關にして、今日の内閣にも相當して居り、戦時には陸軍の參謀本部と海軍の軍令部の如き役割をも司る所である。全國の學校は悉く教化臺の支配する所にかゝり、學制の設定、教師の任免及び其の他の教政に關しては、決して他機關の干渉を許さざるを以て、萬古不易の定例とし、教化至上教育萬能主義を取り、頗る教化を重視してゐた。

ことは注目すべきであり、且其の教育は知識を授けると云ふよりも、國民を國家體制の一組織體として教化することに重點を置いてゐた。大學には説明・神祇・儀禮・音樂・法律・武備・醫術・天數・地理・通譯の十科を置き、從來儒教主義の六藝よりも、人をつくること、我が國體の本義に則り、神祇を加へたること及び泰西の科學を取り入れること並に是を取入れるに必要な通譯の科を加へてゐることが、特に眼を引く。又貢進生の制を設けて人材を教育し、三臺・六府の官吏は、みな其の卒業生より簡拔して補任するのである。

神事臺は、神祇を司る機關にして、全國大小の神社は、悉く其の支配を受け、神官の補任も神事臺の司る所にして、是に關して、他機關の干渉を受けざることは、教師の補任の場合と同様である。

太政臺は、司法並に警察機關である。信淵が是を教化機關の一と爲したるは、司法及び警察の目的を以て、單なる懲罰主義の機關とせずして、公私に於ける國民の道德的生活を規範するにあつたからである。而して其の目的を達成する爲に、都察院(警視廳)及び大理寺(政務監察廳)を設けて、中央並に地方の非理を監察し、罪人を逮捕する警察官、囚人を收容する刑務所、訟獄を裁斷する裁判所を置き、以て「刑名を審にして、國家の憲法を嚴肅にし、律令を明にして、苟くも免るゝ者無からしむ。至誠を以て情を求むるが故に、悪人も其惡を隠すこと能はず、律は以て罪を定め、例は以て律を輔」けしめ、斯くして至誠の大政を盡さしめんとしたのである。

信淵の産業制度を觀るに、信淵は國民は必ず一個の職業に従事すべく、決して徒食を許さない。而して國家は必ず「一民に一業を賜はりて」労働するものは決して生活に苦しむことなからしめ、且國民全體の生活能率を増進せしむる爲に、一民は専ら一業に専念勉強せしめ、嚴に他業に手を出すことを禁じ、同業者は一ヶ所に集住せ

しめ、又農民の子女が手足纏ひになりて仕事に専念すること能はず、労働の妨げとなるを防ぐ爲に、多くの慈育館（養育院）及び遊兒所（托兒所）を設けることにしてゐる。信淵は官吏以外の國民を其の職業に依りて、草民・樹民・礦民・匠民・賈民・傭民・舟民・漁民の八民に分類し、是を次の六産業行政機關に分屬せしめてゐる。

農事府は、草民即ち農民を管轄し、凡そ、人生必需の諸草を繁榮せしめ、以て國家の根本を固むることを司る所である。農民は國民の生活を維持するに、最も必要なる原料の生産者なるを以て、其の數は他の七民總數の三倍以上でなければならぬとしてゐる。

物産府は、樹民・礦民即ち林業及び鑛業に従事する國民を管轄し、其の生産の發達を司る所である。

百工府は、四十七種の各種工業に従事する匠民を管轄し、萬物を修造製作せしむることを司る所である。

以上の三府にて生産したる生産品は、私かに是を賣買することは許されない。國家は國民の生産を管理すると共に、其の分配をも同時に行ふのであつて、其の機關が次の融通府である。

融通府は、前記三府に於て生産せる物を賈民即ち商人をして買ひ取らしめ、又賦金をも會集し、或は各地に平準局を設けて全國の物價を平均せしめ、或は交易を支配する等、凡そ國家の歳入に關すること及び上は皇宮・皇廟より、下は軍卒・下吏に至る迄の俸祿並に其の他政府の諸費用・外征費等の歳出に關することを司る所である。

陸軍府は、親衛六營、内衛三十六營、外衛百八十營の將士を支配して、兵器を精銳にし、武備を嚴重にして以て不慮に備へる爲、常に操練を勵み、火術を調習し、有罪を征成することを司るのみならず、陸上に於ける筋肉労働者・交通労働者及び牧畜業に従事する十五種の傭民を管轄する所である。又此の府には辨事館を置き、陸

上の諸労働を支配し、車馬・人夫等凡そ陸上に於て貨物を運送する用事ある者、土木・建築等の爲に多數の車馬・人夫を要する者は、此の館に申込めば直ちに其の事を辨する。常備兵員は、親衛六營一萬八千人、内衛三十六營一萬八千人、外衛百八十營九萬人、合はせて十二萬六千人であるが、是等はみな精兵にして、此の外に老將軍に隨從する牙兵及び員外の散兵が多數ある。

水軍府は、内衛十六營、外衛七十二營の將士を支配して、常に水軍の戦法を講明し、四邊の要港及び諸島に備へて海上を守り、以て不慮を警衛し、且海外諸蕃を征伐することを司る。故に國王の御船及び大小數多の軍艦を製造し、是を江海諸港の水寨に集め、以て非常の用に備へる。是を以て江海にて渡世を爲す八種の舟民及び六種の漁民も此の府の管轄に屬する。又此の府にも水路辨事館を設け、國家の船舶を管理し、水運に關する一切の事を取扱ふ。夫れが爲めには、諸港に官署を建て、官吏を置き、貨物の運漕を辨達して遲滞なからしめる。配下漁民の採獲せる魚類及び海藻等の處理は、他の府の生産品の場合と同様である。常備兵員は、内衛十六營八千人、外衛七十二營三萬六千人、合はせて四萬四千人であるが、是等がみな精兵なること及び老將軍に隨從する牙兵のあること並に員外散兵の多數あることは陸軍と變はる所はない。

信淵の水戦法は林子平の『海國兵談』に負ふ所頗る多きものがあつた。彼の語る所に據れば、子平は玄明窩の門人にして、此の書に記載する所は、大半我が家の兵法より出づと云ひ、又彼は江戸遊學時代に子平と徹宵慷慨したることもあり、子平が此の書を筆するに用ひた硯は、後記念として彼の手に贈られ、永く愛藏してゐたこと等より押しても、兩者の間には兵學上頗る相通する所があつたことが考へられる。子平が『外寇を防ぐの術は水

戦にあり。水戦の要は大銃にあり。この二つを能調度する事日本武備の正味」なりと言つてゐる如く、兵學に造詣深き信淵は子平の言へる此の二事に深く意を用ひて研究したが、子平より一步を進めて、『波濤の荒き日には、別して修練を勵むべし。時々陸軍も水戦を習ひ、水軍も陸戦に馴れて、何事に遇ふと雖ども、臨機應變の妙を盡すべし。諸將相和して常に心を用るを要とす』と言ひ、又『國王も亦時々親ら出で、船に駕り、風濤に馴るゝことあるべし』と言へるが如き、言簡なりと雖も、戰術の奥秘を傳へて餘蘊なしと謂ふべく、兵學家にして高度國防國家の建設を強調する彼ならではの言ひ得ざる所であらう。

信淵は更に地方を統治する爲に、從來の自然的畿道國制を基礎と爲し、國土計畫と地方的特殊事情とを考慮し、是を行政・産業・軍政の三方面より眺めて、全國を左の如く、八地方に大別し、是に二府・十三省を置き、其の下に八十八ヶ國を配した。

- 東京 (八國) — 東京府 (八國) — 相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・上野・下野 (府廳所在地東京)
- 關西 (十一國) — 駿府省 (五國) — 信濃・甲斐・伊豆・駿河・遠江 (省廳所在地駿府)
- 關西 (十一國) — 名護屋省 (六國) — 美濃・飛騨・三河・尾張・伊勢・志摩 (同上名古屋)
- 西京 (十三國) — 浪華府 (六國) — 河内・和泉・攝津・播磨・淡路・紀伊 (府廳所在地大阪)
- 西京 (十三國) — 膳所省 (七國) — 若狹・近江・山城・大和・伊賀・丹波・丹後 (省廳所在地膳所)
- 南海 (四國) — 高知省 (四國) — 阿波・讚岐・伊豫・土佐 (同上高知)

- 中洲 (十四國) — 松江省 (六國) — 但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐 (同上松江)
- 中洲 (十四國) — 萩省 (八國) — 美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門・對馬 (同上萩)
- 中洲 (十四國) — 博多省 (三國) — 筑前・豊前・豊後 (同上博多)
- 筑紫 (十一國) — 熊本省 (四國) — 肥前・肥後・筑後・壹岐 (同上熊本)
- 筑紫 (十一國) — 大泊省 (四國) — 日向・大隅・薩摩・琉球 (同大泊)
- 古志 (十國) — 金澤省 (四國) — 越前・加賀・能登・越中 (同上金澤)
- 古志 (十國) — 沼垂省 (六國) — 越後・會津・米澤・最上・莊内・佐渡 (同上沼垂)
- 古志 (十國) — 青森省 (五國) — 津輕・秋田・仙北・由利・西蝦夷 (同上青森)
- 陸奥 (十一國) — 仙臺省 (六國) — 磐城・相馬・仙道・大崎・東蝦夷 (同上仙臺)

府省廳の所在地は、殆ど今日の府縣廳の所在地にして、府省の區分は、明治維新以來軍制・交通・司法・産業より、最近の國土計畫等に及ぶ迄、重要政務の地方區分の標準となり、而して其の府省廳の所在地としてゐた所が、又夫れ等の地方プロツクの重要據點とも成つてゐるのである。斯かる創意は信淵以外にはなかつたのである。此の地方プロツクに配屬せしめたる國々は當時六十六國であつたが、信淵は東北を細分して總國を八十八州としてゐた。是も明治維新に至り、東北・北海道を細別して總國を八十五國と定めたのと近似してゐるが、信淵は琉球を

既に大泊鎮に歸屬せしめてゐた。

信淵が是等の各國を二府・十三省のブロックに分屬せしめたのは、從來の畿道別とは頗る其の趣きを異にし、各地方の軍事的・産業的重要性に基き、各分内の自給自活的國土計畫上より爲されたものである。殊に江戸と大阪とに就いては深き關心を拂つてゐた。乃ち江戸に就いては、「抑々關東の地は荒野甚多しと雖ども土肥え水甘く、耕牧に宜きこと其名既に高し——徳川氏の覇府を江戸に建るに及で、日本總國の諸侯悉く皆妻子を率ひ來て都下に家居するを以て、市井の殷富にして人民の繁盛なること千古に比なし。此に因て年々土地を開發し、賦税の増多せしこと昔時に百倍せり——其他産物甚多く勝て記載すべからざるに至る。故に部内の人民の大數六百萬に餘りて恒に他邦に糶すべし。然れども江戸の都下別に又百五六十萬人の寄寓ありて、食物・衣類其他の物品日用に賣ること甚だ多きを以て、恒に他州の穀物を漕運し以て之を食ふ。此寄寓百五、六十萬人は皆是れ關東の土着六百萬人の外なる者なり。故に關東の地米穀を生ずること多しと雖ども、争か之を食するに足んや。他州の穀を引て之を食ふは、甚だ慮るべき所なり。然れども二百年來既に因襲すれば、騎虎の勢にして止んと欲して止むこと能はざる者なり。夫れ天災流行は聖世と雖ども無しと云ふべからず。若し關東の荒凶の年に當て、萬一南海に外寇來て海運の水路を斷絶することあらば、戰を交るをも待たず先づ困窮すべし。且又其難の速に解けずして海路の長く塞るに及では、大衆飢餓に迫ること無きを得んや。飢餓の甚しきに至ては、同類相食ひ必ず内亂を發する者なり。故に大都を建るの法は、先づ其部内の食物を量り、而して後に其衆を斟酌す。繁華の度に過たるは終に自滅を取るに至る。是を以て予が經濟の法は、産靈の法教を講明して天理の精微を盡し、人心の至誠を究極して

禍亂の根源を絶し、世界萬國の蒼生をして早く上神することを得せしむ。若夫れ眞主興ること有らば必ず取ることあらん者なり」(註一)と述べ、又大阪に就きては、「西京の畿内は攝津・河内・和泉・播磨・淡路・紀伊・伊賀・大和・山城・丹波・丹後・若狹・近江の十三州なり——抑々此部内は皇國の最初に開拓したる國土にして、歴代帝王建都の地、殊に氣候良和、土壤膏沃にして百穀・百果皆宜く、又綿花・絹絲及び藥物等を生ずること甚だ多く、且土人皆能く百工を起し、織物を勵み商賈を勉るを以て、郷邑甚富豊にして貧困なる者あること少なし。故に諸物産を出すこと日本總國の第一たり。是を以て廬舎の美麗にして、衆多なる人民の隆殷にして蕃盛なること亦日本總國に冠たり。然れども人民の極て多きを以て、土地の生ずる所の穀類其大衆を食ふに足らず、且又之に加るに伊丹及び灘諸邑に造酒家甚だ多きを以て年々米を讓すこと、動もすれば數百萬石に至る。故に他鎮諸州の餘米を悉く此地に輸送し聚て其用に給することなり。是れ西京には離宮のみ有て、皇居には堪ざる所以なり。然れども日本總國の物産は、此地に於て平準せざれば、其平均を得る能はず。西京は日本總國の權衡にして、實に天下第一の要津なり」(註二)と述べてゐる。天保時代に水野越前守は江戸及び大阪の四周十里四方の圈内を幕府の直轄地として、兩都の背後地たらしめんことを企て、失敗したが、信淵は是に先つこと約二十年前に、江戸には關八州を大阪には其の近國十三州を各々其の後方培養地として撰んだのであつた。殊に大阪は人多く又部内に多量の米の消費地があるので、舊五畿内の外に八州を加へて十三州としたのであつた。彼の周到なる遠慮と其の達識とは何人も驚嘆せざるものはないであらう。

地方統治機關としては、二府・十三省には各々節度使一名を置き、教化臺の中師又は少師を以て是に任じ、又

副節度使二名を置き、神事・太政二臺の亞師を以て是に補する。其の他三臺の官吏數十人、六府の長吏各一名、小奉行各二名、書記各四名、上官各八名、中官各十六名、下官各三十二名を置いて、各其の管内の行政・司法・産業・軍事を統理せしめる。又國々には國司一名及び副司二名を置き、國司は教化臺の亞司を以て是に任じ、副司は太政・神事二臺の上清官を以て是に補する。其の他三臺の清官數十人及び六府の官吏數十人を遣はして、一國の政令を行はしめる。此の外各地に辨事館・水路辨事館・木綿局・味噌局・酒造局・材木局・茶局・紙局・金匠局・警局等を置いて各其の所管事務を司らしめる。

三臺の地方教化機關としては、凡そ二萬石の地域に一個の小學校を設けしめる。是は中等教育機關にして、其の下に教育所（初等教育機關）があり、優秀なる男兒八歳に達すれば必ず此の小學校に入らしめ、學問及び文武諸藝を習せしめ、勝れて英敏なるものは是を教化臺に致し、國費を以て最高専門教育を受けしめて學徳を磨かしめ、以て國家の有用に備へる。此の選拔法は萬民平等にして、下賤の家に生れたる者も、如何なる位置にも昇進し得るのである。小學校は又社會教育及び諸種の社會事業をも行ふ所にして、また他の兩教化機關の地方廳の役割をも演じ、神事臺及び太政臺の官吏も同直して、鄉村の神事・勸善懲惡の政事をも行ふのである。

註一。宇内混同秘策『佐藤信淵家學全集』中卷第二〇九頁—第二一一頁。

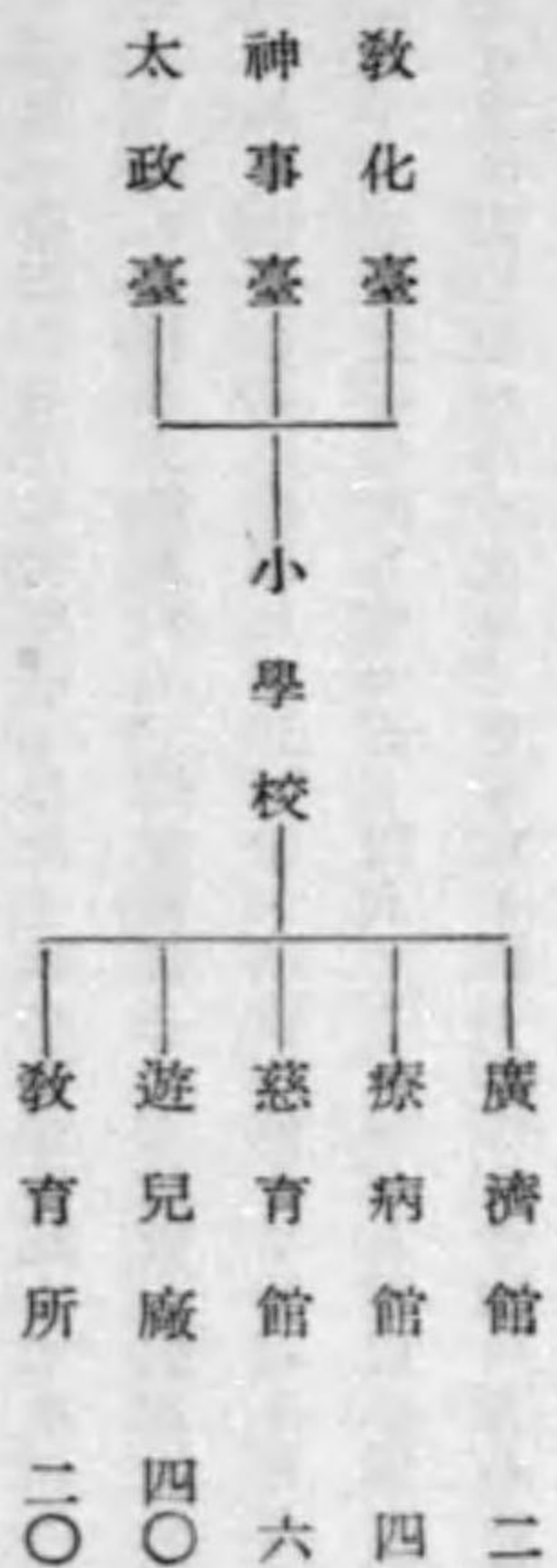
註二。同書（第二二九頁—第二三〇頁）。

二七 信淵の社會政策

信淵は其の家學の指導原理を産靈の神教に求めたのであるから、其の家學の眞髓は萬國の蒼生を救済するにあつたことは勿論である。而して其の原理を其の家學の全部門に擴充せしめてゐるから、一面より觀察すれば、彼の學問は總て社會政策學とも觀られるのであつた。殊に彼の時代には屢々大飢饉襲來し、又農民困窮して墮胎・陰殺の惡風が全國到る所に行はれてゐた。彼は飢饉に就きては、『天明三年予先考に從て出羽・奥州・關東諸國を游歴せり。時に右諸州大饑饉にて、郷里蕭條として流散の飢民道路に充滿し、既に餓死した者四百餘人を見たり』と述べて其の慘狀を具に直視し、又墮胎・陰殺に就きては、『小百姓には極て貧窮なる者多く、己が孕兒を自ら墮胎・陰殺する者十室の邑にも年々三、四人を下らず。人々己が兒を愛することは天命の性なり。然れども斯酷に至る者は貧に因しむが爲めなり。愚老此を視る毎に食の咽に下らざることは數日に及ぶ』（註一）と記してゐる。當時此の陋習の爲に闇に消え去つた赤子の數は、蓋し驚くべき數に達したであらうし、従つて人的資源たる人口は減少し、田畑は荒廢して生産は減退して行つたのである。信淵は斯かる慘狀を見聞して幾度か慄然として嗟嘆したことを思はれる。

信淵は其の家學の原理よりして、又前述の如き痛ましき慘狀を見聞したることよりして、斯かる悲惨事を地上

より一掃することを念とし、其の救済策を彼の著書中に記してゐるが、彼の社會政策を観るべきものは、彼の名著の一たる『垂統秘録』に是を發見せられる。則ち信淵は其の小學校篇中に於て、凡そ高二萬石毎に左の如き社會施設を爲すべきことを説いてゐる。



信淵に従へば、『三臺・六府の制度を立て、國家の治むるときは、人類萬物皆其所を得て、仰て其父母に孝養し、俯して其妻子を愛育し、生を養ひ死に喪して恨みなからしむる所以の要道也。夫れ人類萬物皆其所を得て、滋息蕃衍するは、總是天地の神意也。故に三臺・六府の政事を行ふは、天地の神意を奉行する法にて、所謂る天に繼で極を立つるとは即ち是也』(註二)と云ひて、則ち總て天地の神意に従つて、人類にみな其の所を得せしむるやうに救済することが、社會政策となる譯である。

小學校は、教化臺の出張所にして、童蒙及び衆民を教育するを専務とするのみならず、社會施設の中心となり、

學校の門前には融通府の官署を設け、此處に官人出役して市街を開き、商民は別居して種々の貨物を交易し、典當所を置きて質をも取らしめ、又此の市街の中に、酒・酢・醬油・豆腐・菓子等を造醸するもの及び染匠・大工・埤工・桶工等の匠民をも居住せしめ、又車馬人夫の用を達する傭民も又此處に居らしめ、若し又津港に濱する市街なれば、舟民・漁民も此處に住せしめる。斯かる場合には製造府・水軍府の官署をも設けて是を取縮らしめる。然し農家・樹家・礦家の三民は市街に住居することを嚴禁し、商民に命じて毎日田舎を巡行して交易を行はしめる。此の小學校の配下に廣濟館・療病館・慈育館・遊兒廠及び教育所を置きて、社會救済事業を行はしめると云ふのである。

廣濟館は、三臺より各々保護下官一人づゝと、農事府及び開物府・融通府等よりも、各々下官二人づゝ出役して廣濟の政治を行はしめる。此の管下の村里に洪水或は火災等があつて、百姓共の難に罹られるものがあつて、其の村の教育所より此處に通知のあるときは、乃ち下官が其の村に出張して見分し、其の罹災の程度に應じて、錢及び食糧・衣類・器物・材木・苫・蓆等を與へて、百姓の困窮を救ふのである。饑饉或は惡病の流行するときにも、又其の患苦を救ふことを務め、且又其の附屬なる諸村の道路を修理し、橋梁を架け、堤防を築き、渡舟をつくる等より、其の他山を開き、海を埋め、田畑を墾し、諸物産を興し、鹽を焼き、漁獵を始むる等、總て永久の利益を起すべき事に就きて、萬民の力の及ばざる所は、此の館より悉く其の財用を出して是を成就せしめる。是は今日の社會事業館に比すべきであらう。

療病館は、此の館には學校より内外の醫師三四人、世話役五六人を置きて、病者に藥を與へ、且食物をも作り、

是を持養看待する。若し病人の多きときは、醫師及び保護人も増加して、治療と看病とに事缺かざるやうに爲す。且其の藥物を始め、病人等の衣食並に諸雜費は、悉く官府より是を給し、尙又病後も困窮なる者には、此の館より錢・糧を賜ふ。凡そ諸難病・癩癩の疾患ある者を家に置くときは、下民等は其の介保の爲に職業を妨ぐることも多きを以て、みな此の館に集め、世話人を附して是を保護せしめ、嘗に其の土地の人民のみならず、總て疾病に罹れる者は、他國の旅人たりと雖も、みな是を療養して、遍く衆を救ふのが此の療病館の目的である。是は今日の施療病院とも云ふべきものである。

慈育館は、貧民の赤子を養育することを目的とする官署である。都下にも是を建つべく、遍土は高凡そ一萬石の土地には三ヶ所位の割合にて是を建て置いて、小兒を養育するのである。其の制は四方に塀或は垣を構へ、其の内に長屋を幾棟も建て、又其の長屋を仕切り、是に番附を爲して一部屋に七八人より十人迄の小兒を收容し、其の世話人には近傍諸村農家等の老男夫或は老婦人の未だ極老衰弱に至らざる者及び柔弱にして、家事に疎き者等を集めて是を用ひる。且其の館内の官署には、三臺より保護の下官各一人づゝ出役同直して慈育の事を司り、凡そ村々の教育所より名札を添へて送り來る赤子を受取り、即ち一番・二番何れの部屋にても、是を置いて養育させ、其の兒の居る部屋の表に其の名札を掛け置くのである。されば其の兒の父母を始め親族たる者は、毎日其の部屋に行きて、菓子或は玩具物等を與ふるも自在ならしめ、後又其の兒を家に呼び歸さんことを欲して、其の官署に訴ふるときは、是も又其の願ひにまかせるのである。凡そ右の小兒の衣食は悉く官府より是を給する制である。且又右の小兒を哺育する乳汁は、牛乳に山慈姑の細末と水飴とを調和して製したる物を用ふるのであるが、

是は小兒を養ふに甚だ利益ある良法であると云つてゐる。是は醫家たる佐藤家の人工哺育の秘法であつた。而して乳汁を飲ましむることは、出生してより大抵十八ヶ月を宜しとするも、身體虛弱なる小兒には二十五ヶ月も用ひよと云つて、離乳期迄も記してゐる。離乳後は糜粥と菓子とを用ひて養育せしめる。而して又小兒を此の館にて養ふ期間は、出生より四五年迄の間とし、四五歳に至れば、是を遊兒廠に遣はして遊戯せしむるを例と爲すと云ふのである。是は今日の養育院とも稱すべきものである。

遊兒廠は、小兒を遊樂せしむる所の堂である。都下にも是を建つべく、偏土にては凡そ高一萬石ばかりの土地には二十ヶ所も設けしめる。其の造り方は四方に垣を構へ、其の中の一方向に五六間四面なる家を造りて、小兒の寢所と爲し、慈育館と等しく老人及び力作することの叶はざる柔弱者等を使役して保護せしめ、衣類・食物はみな悉く是を官より支給するのである。此の堂に遊ぶ小兒は慈育館より來る者のみならず、其の父母の家にて養はるゝ小兒も又晝の間は此所に預けて遊ばしめるのである。斯くせざれば大いに父母の業務を營爲する障害を爲すを以てである。又此の堂に小兒を遊ばしむる期間は、四五歳より七歳迄を限りとし、八歳に及べる者は、みな其の村の教育所に引渡して、是に入らしむるのである。是は今日の養育院と托兒所とを兼ねたるものである。而して又幼稚園でもある。幼稚園の創始者フレイベルが幼稚園の制を創めたのは、西紀一千八百四十年にして我が天保十一年である。信淵が此の説を爲したのは、文政六年頃であるから實にフレイベルに先だつこと十七年前であつた。其の保育法の詳かなるを知るを得ざるも、又彼の卓見と稱して差支ないであらう。

教育所は、凡そ其の高千石の土地に一ヶ所づゝを設けしめる。其の制は全く寺院の如きものとしてゐる。此所

は最下級の教育所たるのみならず、又直接人民に接觸して、冠婚葬祭を始め各種の社會事業を行ひ、且郷土開發等迄も行ふ所であるから、實際に信濃の社會政策に花を咲かせ實を結ばせる所でもある。されば農山漁村等の小學校に於ては、郷土教育上大に参考に資すべきものがあると思はれる。此の教育所も三臺より各々保護下官一人づゝ及び農事・開物の二府よりも下官各々一人づゝと相直し、各々其の本分の職事を行ひ、且村内の貧民其の赤子を養育すること能はざるを觀れば、即ち其の赤子を慈育館に送り、或は病疾ある者は療病館に遣はし、或は重疾にあらざる者は醫を請うて是を治せしめ、又老人及び癡疾の者或は鰥寡孤獨或は火難・水難等にて困窮する者あれば、急速に是を廣濟館に通達し、米錢及び入用の諸物を賜はりて、其の難を濟救せしめる。但し是等の事は、同直一統の合議によりて計はしめる。教化臺の下官は、教育所の上首に座し、其の本務として村内の八歳以上に及べる男女の小兒を集めて、筆・算及び雜書の素讀等を教へ試み、其の才質英敏に見ゆる男兒は小學校に送りて勤學せしめ、自餘の小兒は成長に従ひ、其の好める業に就かしめる。且又時々社會教育として百姓等の老若男女を會集し、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の人倫を教導せしめる。又神事臺の下官は、其の村々の年祈祭・零祭・報恩祭等を始めとして、諸々の神事を行ひ、或は其の村出生の小兒に名を銘じ、且小學校に願ひて是に錢米を賜はり、又其の元服等の禮を修め、且又男女の時に及べる者を檢察して婚姻を行はしめ、年老いたる者を小學校に開達し、米錢及び諸物を給はり、又人の死するときは葬禮を修めて其の祭事を執行する。又太政臺の下官は、其の村々に善事を行ふ者あれば、是を小學校に上達して褒賞を賜はり、其の行ひ宜しからざる者は、嚴しく是を呵嘖し、尙も道に従はざる者は、小學校に申し搦捕りて禁獄せしめ、其の罪を糾明して罰を加へしめる。而して又

農事府と開物府の下官は、日々村々の田野・山谷を巡覽して五穀及び諸菜を始め、種々の草木を作らしめ、草民・樹民をして其の業を勉強して、土地の勢力を盡さしめ、懶惰にして業を勵まざる者あれば、太政臺と議して是を警戒し、尙も懦遊する者は痛く是を罰責し、且又月並の祭禮及び年祈祭・零祭・報恩祭等のときには、三臺の官人と合議して酒肴を設け、村々の人民を會集して大いに酒を飲ましめ、歡呼歌舞して其の樂しみを盡さしめる。何れの土地の教育所に於ても、みな是と同様のことを行はしめるのである。警察・司法等に關する問題は別として、信濃が述ぶる所にして、地方の模範小學校と稱せらるゝものには、單に教育事業に止まらず、是等郷土の教化事業を實行しつゝあるものあること及び民衆娛樂問題の叫ばるゝ折柄、信濃に教へらるゝ所多きものあるを得するであらう。

註一。草木六部耕種法（佐藤信淵家學全集）下卷第三六四頁。

註二。垂統秘録（同書中卷第四三七頁）。

註三。本章は主として『垂統秘録』に據る。

二八 宇内混同大策

信淵は當時我が國民が上下を擧げて泰平二百年の夢を結び、奢侈に慣れて儉安を食り、徳川幕府の鎖國政策に禍ひされて、我が聖國の大精神を打忘れ、又一度外舶渡來すれば、一部の識者は海防の念を説けるも、其の説たるや頗る突飛なるもの多く、當局も又俄かに國の周邊に砲臺を築造し、榮螺の殻の如く固くすれば事足ると思ひ、彼等が去れば苟且に安んぜんとするの秋に當り、信淵は皇國の古道を闡明し、轄然として世界萬國の蒼生を安んずるは、最初より皇國に主たる者の要務たることを悟り、産靈の神教に感激し、名著『宇内混同秘策』を著はして、永く我が國民の心の奥に潜在してゐた八紘一宇の大精神を喚起し、我が國民の信念と民族意識を蘇らしめたることは、洵に壯んなりと稱すべきであらう。

信淵が述べてゐる宇内混同大論の根本思想は、全く産靈の神教により、萬國の蒼生を滋育蕃息せしめ、各々其の所を得せしめ、其の生に安んじて上神せしめんとの大理想に基くものである。彼が強度國防國家を建設せんことを強調せるも、兵學を研め火器を作り軍船を工夫せるもみな是が爲であつた。而して彼が『唯其人を殺すことを憐むが爲に、三銃の俵器を用ひずして、撫諭して降らしむるを要とすべし』と云つて、固く擅殺を禁じ、大いに慈徳を施して厚く撫育すべきことを説いてゐるのは、産靈の神教を顯現せしめんとの意圖に外ならぬのである。

次に信淵は歴史上より觀て、『皇大御國は天地の最初に成れる國にして、世界萬國の根本なり。故に能く其根本を經緯するときは、則全世界悉く郡縣と爲すべく、萬國の君長臣僕と爲すべし』と云ひ、又『天意を奉りて萬國の無道を正すは、草昧より皇國の専務なり。於是軍を出』すの名分を正し、以て宇内混同は我が國の歴史的使命なるを説き、又地理上より考察して、『皇國より外國を征するには、其勢ひ順にして易く、他國より皇國に寇するには、其勢ひ逆にして難し。——皇國には天然に世界を混同すべき形勢あるが故なり。——故に皇國より世界萬國を混同することは難事に非るなり。——東方一面大洋に濱し、進では以て他國を制すべく、退では以て自ら守るに餘りあり。且又日本の土地の妙なることには、南方には敵國あること鮮し。故に意を専らにして北方を開くことを得べし』と云ひて、我が國が宇内を混同するに絶好なる形勢の位置にあることを論じて、先づ其の第一番に經略すべき目標を滿洲に置いてゐる。即ち『凡そ他邦を經略するの法は、弱くして取り易き處より始るを道とす。今に當て世界萬國の中に於て、皇國より攻取り易き土地は、支那國の滿洲より取り易はなし』と述べ、次で『皇國より滿洲を征するには、之を得るの早晚は知るべからずと雖ども、終には皇國の有と爲らんことは必定にして疑なき者なり。夫れ嘗に滿洲を得るのみならず、支那全國の衰微も亦此より始る事にして、既に韃靼を取得の上は、朝鮮も支那も次で圖るべきなり。——大に慈徳を施して篤く支那人を撫育すべし。信に能く此策を用ひば、十數年の間に支那全國悉く平定すべし。——支那既に版圖に入るの上は、其他西域・暹羅・印度亞の國、侏儻馱舌・衣冠詭異の徒、漸々に徳を慕ひ威を畏れ、稽顙匍匐して臣僕に隸せざることを得んや。——子孫永久能く祖業を擴充し、天意を奉行して間斷なければ、全世界皆皇國の郡縣と爲り、萬國の君長も亦悉く臣僕に隸せ

んこと論を俟たずして自ら明なり」と云つて、所謂宇内混同の大抱負を唱へてゐる。

信淵は斯くの如く、第一經略目標を滿洲と極めて、皇軍の編制及び部署を定めたが、此の頃英國は既に印度を略し、支那との間に將に阿片戦争が起らんとしてゐたときであつたから、東京・駿府・名古屋の三鎮は皇都の守りとし、浪華・膳所の二鎮は西京の護りとし、高知鎮を以て南海の守備に任せしめ、其の他の九鎮の兵を以て、經略の天兵を編制してゐる。則ち「凡海外他邦を征伐するには、滿洲を攻るより始る事なるを以て、青森省第一に進む。故に青森府を先登府と號し、此府の節度使は教化臺の上首の中師にして、直に太政臺の大帥と爲すべきもの此に居り、之を先登大元帥の法師と稱す。仙臺省及び沼垂・金澤の節度使皆青森の管轄に屬して、皆此中師の下知に従ふ。次は松江省の節度なり。此は教化臺第二の中師、之を朝鮮統平の大元帥と稱す。萩省及び博多の節度使も皆此中師に屬し、總て朝鮮征伐の事は、悉く此大元帥の統轄する所なり。其次は熊本省なり。此度の節度使は教化臺第三の中師にして、大泊府の節度之に屬す。然れども熊本省の兵の出るには、大抵親征なるを以て、大泊の兵先づ前驅す」(註一)と云ふことに定めてゐる。而して此の信淵の宇内混同大論は、彼の理想論にして、遠き將來に於て我が國力が充實し、大いに人口が増加し、彼の強調せる高度國防國家が現出することあるべきを豫想した夢にも等しきものではあつたが、彼は我が國の人口を大約四千九百五十萬人と見積り、其中よりして、強壯にして多力なる男子のみを募りて軍卒に充つるものとして、雄兵凡そ百二十一萬人を得られるものと計算してゐる。今其の配備を観るに、東京守備軍は、東京鎮二十萬人、駿府鎮十萬人、名古屋鎮十五萬人、合計四十五萬人、西京守備軍は浪華鎮七萬人、膳所鎮七萬人、計十四萬人。南海守備軍は、高知鎮の五萬人。滿洲經略軍は、

青森鎮六萬人、仙臺鎮六萬人、沼垂鎮六萬人、金澤鎮六萬人、計二十四萬人。朝鮮經略軍は、松江鎮六萬人、萩鎮六萬人、博多鎮七萬人、計十九萬人。南支經略軍(親征軍)は、熊本鎮八萬人、大泊鎮六萬人、計十四萬人。總計百二十一萬人と云ふ大兵を數へてゐる。

其の經略の方略に就きて、信淵に従へば、經濟の大典は掛けまくも畏き産靈の神教にして、世界萬國の蒼生を救濟すべきの法である。然るに是を拒むに至りては、即ち天地の罪人である。惟れ皇たる上帝が衷を下民に降すは、恒の性に從ふのである。克く其の猷を綏んすれば、惟れ后たりとは、支那國にてもみな人の知る所である。滿洲の夷人は古來食物に艱んでゐる。されば努めて有無を遷し、是に粒食せしめるのは天道である。然るに支那國王其の猷を綏んじて、其の民を贖給し、是を救濟して粒食せしめること能はず、草根・木皮を食料とし、牛馬の糞を飲料としてゐる。草木を食ひ馬糞を飲むは、人の恒性ではない。人類は悉くみな天子の子である。人類にして粒食に艱むを觀れば慙恤しなければならぬ。故に皇國の有餘を遷して、彼の土の不足を救ふのは、固より天意を奉行するのである。然るに支那人が是を拒むは、暴虐是より大なるものはない。天意を奉りて萬國の無道を正すは、草昧より皇國の専務である。爰に於て軍を出し、黑龍江を征伐して天罰を行ひ、以て蒼生の惡俗に沈むを救ふべしと云ひ、而して其の軍を出すの次第は、先づ第一に青森府、第二仙臺府、此の二府の兵は以前より唐太島を開發して、彼の地に越年し、寒地の風土に馴れたる者共なれば先陣に進み、黑龍江より西南コメル河・セレケン河・エレ河・ヨセ河・ヤラン河等の地方に軍船を乗り寄せ、或は上陸して土人に穀類・美酒等を施して夷狄を撫納し、或は處々戍兵あるの營寨を燒拂ひて、敵の軍卒を打取り、或は防守の嚴重なる場所は上陸せずし

て、船より大筒・火箭等を打掛けて海岸を騷擾し、或は備へなければ、次第に進み乗込みて、或は戦ひ或は食物を施して夷人を綏撫する。第三に沼垂府、第四金澤府、此の二府の兵も軍船數十艘ばかりを一手として、朝鮮國の東なる滿地のハリン河・ヤラン河・クリエン河・ナルキン河等の邊に至り、青森・仙臺の兵と同じく處々に種々の計策を行ひ、敵國を惱煩せしむるを主とし、右四府の兵七八千を以て、滿洲八百里の海岸を周旋し、透間を伺つて上陸し、各々思ひ付きたる働きを爲さしめる。斯くの如くすること四五年に及べば、支那人大いに困窮して、遂には滿洲を守ることが得ずして、黒龍江の諸部は悉く我が有に歸する。夫れより漸々混同江を征伐して吉林城を攻落し、夷狄を撫納駕御して盛京を攻めしめる。第五には松江府、第六に蕪府、此の二府は數多の軍船に火器・車筒等を積み載せて、朝鮮國の東海に至り、咸鏡・江原・慶尙三道の諸州を經略せしめる。第七に博多府の兵は、數多の軍船を出して朝鮮國の南海に至り、忠清道の諸州を襲はしめる。朝鮮既に我が松江府と蕪府の強兵に攻められ、東方一圓に寇に困しむの上は、南方諸州は或は空虚なる處が生ずる。然れば直ちに進んで是を攻め、大銃・火箭の妙法を盡くせば、諸城みな風を望んで奔潰すのであらう。乃ち其の數城を取りて皇國の郡縣と爲し、清官及び六府の官人を置き、産靈の法教を施し、厚く其の民を撫育して教化に歸服せしめ、此所より又軍船を出して時々兵を渤海邊に輝かし、登州・萊州の濱海諸邑を擾がさしめる。此の邊は彼が王都北京にも程近ければ、支那全國鼎の沸くが如くなるであらう。又青森・仙臺・沼垂・金澤四府の兵は、各々其の本省より人數を増加へ、大衆を以て燕京を攻めしめ、且韃靼諸部の夷狄等も皇國の恩德に心服せば、是も亦大衆を會して支那を攻めれば、盛京も守ることを得ざるに至るであらう。況や我が火術の妙を以て是を攻むるに至りては、如何な

る堅城も防禦し得ざるに至るは勿論のことである。盛京既に守りを失ふに至らば、北京も又守ることを得べからずして、北京を防守すと雖も、皇國の雄兵既に滿洲を席捲して盛京を攻落し、別師は朝鮮國を統平して鴨綠江を渡り、七府の大兵悉く遼陽に會し、連戦の利に乗じ、進んで山海關に到達すれば、智者も守るべきの策なく、勇者も戦ふべきの勢ひなきに至るであらう。第八には大泊府の兵は小琉球よりして臺灣を取り、直ちに浙江の地方に至り、臺州・寧波等の諸州を經略する。支那人既に迫近の強敵に困しむに至りては、遠近の難を救ふことを得ざるに至るであらう。諸城みな争ひて款を通するにあらざれば、必ず城を棄て、奔潰するに至るであらう。況や我が火攻法の防ぐべきの術なきに於ておやである。唯其の人を殺すことを憐れむが爲に、三銃の悍器を用ひずして、撫諭して降らしめるを以て要とする。故に何れの府よりも、兵を出すの大將には、教化臺の小師か亞師を用ふるのほ、擅殺の禁を嚴にするが故である。能々土人を憐れみ愛して、篤く恩德を施して是を撫諭せしめる。然りと雖も、迷ひを執りて天朝に歸せず、痛く天兵に抗して防戦する者に至りては、悉く殺して是を許さしめない。是則ち天罰を行ふのである。第九には親征である。供奉には必ず熊本府の兵を従へしめる。親征するには先づ諸方の皇師の形様を考へ、支那國王所謂清主なる者の、既に困苦するをさぐり得て、而して後に渡海する。先陣の兵は直ちに江南の地方を衝き、早く南京應天府を取り、是を假皇居とする。是迄が滿洲並に支那經略の大要である。是よりは宣撫工作に入りて建設に移り、乃ち支那人の文才ある者を登用して、清主の邪魔左道を崇信して、天地の神意を蔑如し、痛く皇國の法教を拒み、人類の艱食を憐まず、罪を皇天に得たるを以て、天罰を行つて蒼生を救ふ趣きの大誥を作らしめて周く天下に檄し、新附の支那人を憐れみ、其の材ある者は、悉く是を選用して

官にあらしめ、且又明室の子孫たる朱氏を立て、上公に封じ、其の先祖の祭祀を祇敬せしめ、大いに慈徳を施して篤く支那人を撫育せしめる。信に能く此の策を用ふるならば、十数年の間に支那全國悉く平定するであらう。既に韃靼と支那とを統一する上は、益々産靈の法教を明かにし、萬民の疾苦を除き、處々神社を造營して皇祖の諸大神を祭り、學校を興立し、十科の人材を起し、日夜勉強して日夜怠ることなく、子孫永久能く祖業を擴充し、天意を奉行して間斷なければ、全世界みな皇國の郡縣となり、萬國の君長も又悉く臣僕に隸せんこと論を俟たずして自ら明かなりと云ふなり。是が信淵の宇内混同大論の概要である。寔に其の論旨の雄大壯絶なるを覺ゆる。而して彼の白晝の大夢にも等しかりし此の大言壯語は、空言妄語にあらずして、臺灣・朝鮮・樺太はみな我が版圖に入り、盟邦滿洲國は既に誕生し、今又更生支那中華民國新に成り、日滿支一帯と成りて興隆新亞細亞の共榮國は將に確立せんとする途上にあるを思ふとき、何人か彼の卓見に敬服驚嘆せざるものがあるであらうぞ。

註一。宇内混同秘策（『佐藤信淵家學全集』中卷第二一九頁）。

註二。本章は『宇内混同大論』に據る。

二九 江戸灣及び印旛橋沼の干拓策

佐藤家の開物學なるものは、信淵に従へば、日の大神の神意を奉じ、水陸無藏盡の寶庫を開きて萬物を豊かにし、以て國家を富實し萬民を安養する要術であると云ふのである。而して其の開發の對象となるべき目的物は、信淵の所謂土石・活物・生植の三大類であるが、其の中間の衣食住に一日も缺くべからざる生活資源たる生植即ち草木を開發する方法として、信淵は第一既墾の田畑より耕耘・肥養に懇到を盡して集約的に生産の擴充をはかること、第二未墾の荒野を開きて増産を企つること、第三湖沼・河海を干拓して増收を獲ることの三つを高唱勸説して來た。第一は歡庵翁以來實行したが、第二・第三の法は元庵翁より試みて來た所で、信淵も第二の法に就きては既に上總久保田に於て是を施し、又種樹園法を著して伊達侯世子・九鬼侯に上つた。第三の法に就きても、毛利侯の爲に三田尻の裏海十八萬石を開作して福田と爲し、又鴻池家の爲に河州に於て二萬石餘の新田を開墾したる經驗を有してゐた。併し是以上の大計策を樹て、幕府の力を以て三度企てられたが成功しなかつた所の印旛沼の開墾及び曾祖父元庵翁以來唱道せし江戸灣干拓の事業であつた。

信淵は文化十三年吉川家の神道講談所取建事件の爲、江戸拂ひに處せられて船橋太神宮大宮司富上總介直利が家に退去するや、祖父不昧軒翁の宿志を繼ぎ、江戸灣の干拓の研究に手を染めたのであつた。信淵は遍く海内を

遊歴して、諸國に於て開作すべきの裏海を巡視せしに、其の廣大なること江戸灣に如くものなしとし、特に此の裏海を内洋と別稱し、先づ知己の菊開神社の大官司根本邦胤が祖父胤滿が著したる『總古略』及び『永祿年間江戸繪圖』等に就きて蒼桑の地史的研究を遂げ、尋で屢々海濱を空測し、或は器械を以て測量し、或は船を浮べて東は馬加・登戸・濱野等の村々を始めとし、南は上總の五井・岩崎・姉崎・木更津・富津に及び、西は武州の羽田邊より本牧・杉田・野島等の村々を経て、相州の湊浦・横須賀等に至る迄、或は上陸して海岸を巡覽し、古老に遇ひては潮水乾滿の消息を周く咨ひ謀り、又新武藏二十箇領の新田が開發せられ居る事實等より考察して、愈々其の事業の可能なることの確信を得、江戸川右岸の堀江村より上總富津崎に至る二十餘里の沖方約百町の干潟を干拓するの策を樹て、文政十一年『内洋經緯記』を著し、天保四年更に増補して門人等に口授せるを、息昇庵筆記し猶子大久保仁齋が校訂を加へた。

信淵の此の計畫は、父祖の宿志を祖述せるものではあるが、普通の場所に於ける開作事業とは事違ひ、彼の遠大なる國土經營策に基くものにして、此の開作地帯を大江戸の培養地として東都數百萬の人民を安養せしめんが爲、萬世無窮の鴻寶を開かんことを目的としたものであつた。信淵は此の舉によりて(一)江戸市民に十分に米・鹽を供給し得ること、(二)沿岸の河川はみな河床埋まりて、洪水のときは水損の患害多く、早魃のときは舟路杜絶して交通を妨ぐるを以て、是等を浚渫せる泥土を用ひて埋立てをなせば、水害を除き舟運に便し、且埋立て工事の用土を得べきこと、又是等の泥土はみな沃土なれば、是を用ひて新田を開けば沃壤なる耕地を得べきこと、(三)下總には數箇所に泥沼ありて、年々水害に困めるもの尠くないが、其の近傍の河川を深くして満水を落すを

以て、是等の湖沼は自然乾きて肥良なる土地となりて、凡そ十萬石有餘の新田を得るのみならず、水損の患難を免るべく、又其の中最も大なる印旛沼の水を檢見川に疏し、此の沼より利根川に通ずる所を廣くして幅三十間以上なる一條の運河と爲し、内洋より直ちに東海に水路を通せしめば、以て奥羽及び諸州より廻船運送の便を主とし、國家和平なるときはよく海船風波の患難を保護し、若し魯英・米の外寇あるときは、軍用及び都下人民の穀米に缺乏なからしめ得ること、(四)此の地は都下に接して便良の土地なれば、既に開作なるの上は、人民みな是を歡び先きを争ひて居住せんことを願ひ、此の新田を耕作する者の次第に多くなるべきこと等の諸益を得べきことを述べ、且其の功擧げて計るべからざるなりと揚言してゐる。

信淵は此の内洋經緯の概略に就きて、『堀江より富津まで二十里の間、岸より沖の方百町餘なる處に先づ表を立て勢子杭を打並べ置ときは、人力を以て埋ざる前に南風の荒浪にて自然に沖より砂子を打寄せ、一兩年の間には六七分通りは埋るべし。其外埋土も亦御府内の外堀川々等の泥土出洲、且加奈川邊より羽根田及び親舟邊海川の埋りたる泥土、新斗根川・仲川・大川等の泥土と出洲を浚へ、土舟を風に引せて運送すべし。仲洲泥を深く浚ふときは、水馬を練り軍船を訓練するにも宜しかるべし』(註一)と云ひ、又其の他埋め土の取り場所を印旛沼の掘割りや、堀江より養老川に至る沿岸に大運河を開鑿し、其の二重堤を築造したる餘土、相州三浦郡の走水より武州久良岐郡の本牧の鼻に至る海岸の山岳、或は沿海中の小島に求め、是を俵に入れ船に積み運送し、大石は浮樽を用ひて船に附着せしめ、帆を順風にかけて必要なる水底其の他有用なる場所におろすと云ふが如き方法によりて埋立てを行へと云ふのである。

信淵は此の大事業の工費を如何にして支出するかと云ふに、彼に従へば、「少しも横領重課を取て農民を勞苦せしめず、又商賈より誅求して物價を騰起せしむる如き後患ある事なくして、巨萬の財用自然に湧出すを以て、少しも府庫の財を用るに及ばずして民心反て悅豫し、此内洋を開作する等には、經始勿亟、庶民子の如く來りて、稀世の功業速に成就ならんこと必せり」(註二)と稱してゐるが、然らば其の工費捻出の秘策と云ふのは如何にするかと云へば、淀川及び安次川等の川浚へのときの如く、關東の舟持ちに出銀せしむるか、然らざれば平準館を立て、萬物を統括するときは、其の利益甚大なるを以て、年々平準館より十萬金づゝを出し、十年程の間に開作の新田大抵成就して、悉く膏腴の良田となりて、肥養を用ふること多からざるも、作物意外に豐熟するに至ること必せりと云ふのである。

信淵は此の開作によりて受くる直接・間接の甚大なる利益を夥多擧げてゐるが、其の主目的たる米・鹽の産額に就きて、「此二十里に百町築出せば大約七萬二千町の埋坪なり。其内横五十町、縦五百町を耕地と爲るときは、二萬五千町の新田にて、十二の盛と積れば三十萬石の米を得べし。四公六民の取箇にて十二萬石の御年貢なり。又其濱手を鹽漏場に取立ること、横五町、縦四百町なるときは即ち二千町なり。凡そ一町の鹽埕にて晴天二日に鹽十石を生ずと積るとき、一月には百五十石、一年千八百石なり、然れ共雨降日には絶て鹽を生ぜざる者なり。故に一年の内八箇月を雨天とし、四箇月を晴天と積り、一町一年六百石、二千町の鹽は都合一百二十萬石、其内十分一の取として鹽十三萬石の御年貢と定むべし」(註三)と見積つてゐる。

信淵は此の内洋は頗る廣大なるを以て、是を開作するには數回にするを便利とし、先づ下總行徳の堀江村より

上總の市原郡五井の岩崎新田迄を第一期工事とし、次に岩崎新田より周准郡富津村の出洲に至る迄を第二期工事とし、以後順次海中に勢子石を並べ置きて乾潟と爲し、是を又鹽漏場となし、斯くて漸次開拓して行けと云ふのである。信淵は此の開作が成就したる後は、關東諸州の河川に常浚の規律迄を設け、然る後は須く甲・信・越・奥等の州郡を探索し、萬物を運輸せんとするに、海河に遠くして不便なる場所の地利を熟察し、便宜なる處に新川を作り、次第に水路を穿ち割りて、成るべき丈は其の米を關東の川河に流し落つるやうにし、信州の筑摩川を秩父川に落し合はしむるが如きも、其のこと容易なれば是をも決行せよと云つてゐる。是によると江戸灣と日本海とを疏通すべしと云ふのである。

天保十四年七月水野越前守忠邦は、印旛沼の掘削計畫を立て、沼津藩主水野出羽守忠武・庄内藩主酒井左衛門尉忠發・鳥取藩主松平因幡守慶行・貝淵藩主林幡磨守忠旭・秋月藩主黒田甲斐守長元の五諸侯に命じ、平戸村より檢見川村に至る延長九千五百九十三間の工區を幕府及び五諸侯が總計五十萬兩を投じて、掘鑿を開始し、治水・樂田・運河の利を興さんとしたが、横戸村高臺及び花島村觀音下の兩難所ありて工事が伸々進捗しなかつた。信淵の門人たる沼津藩の重役石川治兵衛は、主君が此の開発の命を蒙つたが、鑿割りの事に馴れざるを憂へ、屢々書を贈つて教へを請うたのであつた。此のとき信淵は鹿手袋に退居してゐたが、偶々病んで歩行自由ならず、往きて土地を測量し其の仕方を指揮するを得ざるを以て、門人小島百之を遣はし、諸方にて掘削の仕方を踏勘せしめたが、溝渠開通の法を知りたる者は一人もなき有様であつたと云ふ。信淵は百之の報告を聞き、「印旛沼掘削問辨」を著はして、水野侯の諮詢に答へた。彼の意見に據れば、「抑々今度皇國の印旛沼を内洋へ開通するは、秦皇・

隨帝の舉動とは其事雲泥の大異にて、孫謀第一の良策なり。然ながら天下の地勢に就て初に考ふるに、此開發成就する時は、御國益の大なるもの三あり。——三大益と云ふは、印旛沼を内洋に開通する時は、野州・常州・總州を始め、出羽・奥州等の米穀・諸産物も那珂港・平潟等より石崎港を經、銚田に達し、速に江戸へ運送すべし。是れ第一の利潤なり。又印旛沼堀削の土砂を以て内洋の干潟を埋る時は、早速鹽燒場と成て、年々數千萬石の鹽を生ずべし。是れ第二の利益なり。又鹽漬の出來たる上は川浚等の泥土を以て漸々干潟を開發すべきに依て、内洋にも印旛沼にも次第に新田起り、數十年の間に夥敷き米穀を生ずべし。是れ第三の利益なり。迂遠なる考なれども、萬一海賊來りて、伊豆の島等に船繋する時は、諸國より海船入津すること難く、關東諸國にて先づ不足なるものは鹽なり。米穀之に次ぐ。然るに關東に鹽・米澤山なる時は、上下萬民永久の安堵なるべし」(註四)とて、此の開作は秦の始皇帝の萬里の長城や、隋の煬帝の大運河の兩大工事にも勝されるものと爲し、此の工事によりて受くる三大益を擧げて是を稱揚してゐる。併し信淵は其の工事の仕方が疎放なるを聞き、不成功に終はらざらんことを祈念して、「無益なる所に甚だ骨を折て數萬の工夫を徒に疲勞する由なり。凡長き新大河の鑿削は、其法に開達するにあらざれば爲す可からざるなり。故に未熟なる有司にては國家萬世の盛業を成就すべからず。若夫此業の成就せずして半途に廢するに於ては無用の大穴を鑿て諸侯に莫大の財用を費さしめて、其國を空虚にし百姓をも餓寒に困ましむるの道理に當り、恐らくは國家の恥を爲すに至らん。何となれば新大河を掘鑿するの本法に達せずして其事を經始ときは、目論見の三倍も四倍も財用を費し、數多の工夫を勞すと雖ども、其功の成らざることあり」(註五)と警告してゐるが、其の識見の高邁なるには驚くの外はない。信淵は父祖以來の宿願が實行

に移されたことであるから、飛んでも行つて此れを指揮したのであるが、如何せん病中にて歩行叶はざるを以て、是を嗟嘆述懐して左の和歌を詠じた。

逃水のにけかくれても國を思ふ

よの追放者^{まはたかれ}をあはれともみよ

信淵は此の開作事業を爲すは、國恩に奉謝する所以なりとし、斯かる仁慈の休明あるを仰ぎて、尙も昇平を萬代に傳へ、東都の繁榮を永久に續かしめんことを冀ふは、我人共に齊しからん。是偏に皇國の人心にして、即ち國恩を思ふの和魂なるべし。予が如きは固より草莽偏野の平民たりと雖も、國恩を欣戴して和魂の強矯たることに於ては、豈に高貴の人に劣るべけんやと云ひ、而して又昇庵や門人に向つて、汝兒輩及び徒弟等よく予が家傳來の志を繼ぎ、後世若し爲ることあるときに逢はば、必ず此の事業を果して、大いに國家の富饒を増益し、以て民生蕃息の寶藏となさんことを。これ予が泉下に於て仰ぎ願ふ所なりと述べて知己を百年の後に俟つたのであつた。

當時の人は信淵の此の開作の大計を以て、痴人の夢として嗤笑してゐたのであつたが、彼の卓識は過たず、今や彼の念願は叶ひ、彼の計畫は世紀の脚光を浴びて、日本に於ける治水工事中の最大のものたると同時に、世界的なる大工事の稱あるミシシッピ河にも比すべく、又放水路の開鑿は其の土量に於てパナマ運河にも匹敵する

大事業として、信淵の歿後九十餘年の今日實現せらるゝに至つた。則ち第七十四帝國議會の協賛を經、總工事費八千六百十萬圓の内、第一期工事として昭和十四年度以降十五ヶ年間、工費金四千八百三十萬圓を以て既に着手してゐる。新放水路は、『下利根川に殺到する過大なる高水流域量に對する方法中、最も確實に其目的を達成し得るものは新放水路なり。依りて本増補計畫に於ては之を採用し、利根川高水流量の内毎秒二、三〇〇立方米を東京灣に放流せしむる事とせり。其施行區域は、千葉縣東葛飾郡湖北村より船橋市に至る延長二十九杆及び印旛沼落し延長五杆にして、一部海拔二十七、八米の丘陵を通過するにより、土量七千四百立方方に達す。放水路の分派點には洗堰及匣門を築造して、洪水分流量の調節並に舟航に支障なからしめ、又流末には導水堤を設けて所要水深を維持せしむる事とせり。該工事竣功の曉は、下利根川の高本位を低下せしむると共に、印旛沼・手賀沼沿岸の湛水を除き、更に水面三千ヘクタールの干拓を可能ならしめ、又掘鑿剩餘土を以て、船橋・檢見川間の海面に臨海工業地帯として、一千二百ヘクタールの埋立地を造成し得べし。尙從來帝都と下利根川との水運は、江戸川より利根運河を經由せるものなれ共、運河口・取手間の航路不良なるが爲め、濁水時に於て舟航杜絶するの狀態なり。然るに新放水路は、干潮時三米の水深を有し、且距離短かく前記の不良航路を避け得るにより、從來よりも吃水大なる船舶の航行を可能ならしむるを以て、關東地方の水運發展に資する所大なるものある』(註六)べきものとして期待されてゐる。而して其の効果としては、是が爲に一府・五縣に亘る千數百萬の人心を安定し、民力涵養に資する所、蓋し甚大なるものあるべく、其の要項を列擧すれば、(一)沿岸耕宅地二十六萬七千ヘクタールの氾濫を防止し、又帝都防水の完璧を期し得。(二)霞ヶ浦・北浦・印旛沼・手賀沼等の沼川低濕地十一萬七千

ヘクタールの湛水の害を、免れしむ。(三)新放水路の開鑿により、印旛沼・手賀沼沿岸に於て三千ヘクタールの干拓を可能ならしむ。(四)新放水路の剩餘土砂により、船橋・檢見川間の海面一千二百ヘクタールを埋立て、好適の臨海工業地帯を造成し得。(五)新放水路は運河としての利用頗る大にして、東京灣と下利根川・霞ヶ浦・北浦方面との水運の利便を完からしむ。(六)其他帝都に通ずる交通を始めとし、沿川交通上の安全、各種産業の發展、衛生状態の改善等に資する所絶大なり』(註七)等が數へられる。尙此の外に東京灣を埋立て、時代の要求により形を代へて、躍進日本の相として、東京市江戸川区荒川放水路より千葉縣市原郡五井町近郊を流るゝ養老川に至る海岸線に、埋立地四萬平方メートルの世界第一の臨海工業地帯を造成せんと計畫の一部が認可せられてゐる。是に據れば荒川放水路以東養老川に至る沿岸に蜿蜒たる防波堤を築き、荒川・中川兩放水路の導水堤の先端は現在の河口より四千五百メートル、利根川放水路の導水堤は三千五百メートルを夫々延長して水利の便を計り、一方荒川及び中川放水路、江戸川・同放水路を横斷する幅百メートルの水路を設け、埋立地の周圍には水深二乃至九メートルの水路或は泊地を施設して、十分水利の點も考慮されてゐる。是が實現せらるゝ曉には、東京灣の面目を一新するのみならず、人工工業地帯として世界に誇り得る偉觀を呈するに至る譯である。

註一。物價餘論發書『佐藤信淵家學全集』中卷第五一六頁。

註二。内洋經緯記(同書第六五一頁—第六五二頁)。

註三。物價餘論發書(同書第五一六頁—第五一七頁)。

註四。印旛沼掘削問辨（『印旛沼経緯記』第一七六頁—第一七七頁）。

註五。同書（第一七七頁—第一七八頁）。

註六。利根川増補工事計畫概要（第一〇頁—第一二頁）。

註七。同書（第一五頁—第一六頁）。

三〇 信淵の農政學

信淵の農政學と稱するものは頗る廣汎にして、純農學より農政學に至るまで、凡そ農業に屬する總ての部門を包含するものであつた。橋田丑吾氏は「斯民」に信淵を評して、彼の經濟學は一面より見れば富國經世の高等政策であるが、他の一面より見れば、農政乃至農藝化學の技術書である。即ち信淵をして明治・大正の時代にあらしめば、法學博士にして農學博士を兼ねたる政治家肌の學者、例へば新渡戸稻造・横井時敬の如き人物であらう。否思ひきり大きな事を空想しつゝ、而も實際を忘れざる政治家であり、宗教家であり、實務家であるところ現代の大谷光瑞であらう。——彼の經濟學は侯伯の財源捻出學にして、かの王權時代の獨逸に興りし王侯財産管理學（*Kameral wissenschaft*）に酷似する彼は日本のカメラリストである。この點彼の經濟學は甚だ狭い。彼の天道説は固陋を免れざるべく、彼の國家社會主義はユートピアである。併しながらその政治と財政と經濟と科學とに通じ、且つ一種宗教的の信念によつて統整せられつゝ時事を論じ、家學を大成するに至りし彼れ信淵の氣宇の廣大さについては、何人と雖も驚歎せずにはをられないであらう（註一）と云つてゐる。其の説が眞に彼の全貌を現はしてゐるか否かは別としても、儘に其の一面を描出し得てゐると思はれる。信淵をして今日にあらしめば、其の兵學方面は別としても、先づ政治學・經濟學・農學・理學の四學位を獲得するに充分なる學殖を備へてゐたこ

とと察せられる。而も一度口を開けば我が家の農政經濟學を高唱する彼は、膽汁質外向性にして悍馬の如く、傍ら人無きに似て其の家學を揚言力説するあたりは、正に學界の一異彩たるを失はなかつたであらう。彼は此の學殖を以てするに、五代の家學と云ふ後光を背景に、今日の農學をも含めた頗る廣い意味の農政學を説いた。

信淵は其の廣汎なる家學に生命を與へ、是を體系化するに永年苦しみしが、天地鑄造の玄機を把握して、是を其の家學の指導原理とし、文政二年に『天柱記』、同五年に『天地鑄造化育論』を著し、是に據りて父祖の遺著迄も自著と思はるゝほどに大增訂を加へて是を組織立て、又文政十二年正月二日には『農政本論』十卷を、同年四月二十八日には『草木六部耕種法』二十一卷を相前後して脱稿し、爰に普通に所謂五代二百有餘年の傳統に輝く佐藤家の家學を大成したのであつた。是信淵が天明三年十三歳にして父に従ひて蝦夷に遊びしより、春秋を閲すること正に四十九年、信淵が六十一歳のときにして、數奇な運命と戦ひつゝ日夜深思苦慮して此の大使命を果したのである。『農政本論』はもと薩摩藩の重臣芝陽大夫猪飼尖の需めにより、著はしたる所の農書三編を増訂し、是を『農政本論』と改題して贈つたものである。此の書は神代農事の起原より、租・庸・調の制度、封祿・位田・職分田・季祿・神地・田代等の定め、莊園の沿革、榊の制度、段給・錢給・石高の變遷、檢地竿入れの法式、田畑位附けの法、根元取箇の法、田畑の名目、諸國石代の定法、夏物成の法、上方田畑米取りの法、上方二割増の法、出目米、關米・込米の説、御代官所入用の定法、口永、三役、夫米、荏・大豆納、七百文出目の算法、小物成浮役、新田御定法、定免勘合の説、毛見の法、手代毛見、坪刈の法、年貢收納の法等に至る迄、凡そ我が國古來の農政に史的考察を試みたるものにして、我が國農政學書の嚆矢である。後世農政學を講ずる者に裨益する所頗る

大なるものがあつた。此の書には又佐藤家の内密救助講の仕方、社會の仕方、社會施設、商人・債主・撰買人等取締の説、萬民率育法及び祭禮法等信淵の意見が附載せられてゐる。『草木六部耕種法』は信淵の最も苦心の力作にして、此の書は其の名の示す如く、草木の根・幹・皮・葉・花・實の六部を需めて耕作する農業法を説けるものである。信淵は此の書の總論に於て、(一)佐藤家の農業法は天地鑄造化育の玄理を推究し、其の發明せる所に據り、草木の個々に就き其の栽培法を記せること、(二)萬物を化育するは、悉くみな硫黃・礬石等の剛鹽と、礬砂・硝石等の柔鹽とが妙合して、信淵が四資と稱する水に結び土を凝らしめる神機によるの理を知るべきこと、而して剛鹽は金石類と成り、柔鹽は活物類と成り、柔鹽を含むこと多きものは草木類と成り、其の成長速かなるの理を知るは農業の奧義なること、(三)柔鹽は日輪分賦の神氣なるを以て、諸草日輪の煦溫を得るときは、甚だ盛んに繁衍して根・莖・皮・葉・花・實の六部みな悉く成就するものなること、(四)草木生熟の功を全うすることとは、みな是日輪の天地を煦溫して、水土を釀化するの靈機に頼ること、(五)草木耕作の法を精しくして、天地の化育を賛くるは、其の事全く醫師の人身を補益して、多子を産育せしむるの術に同じきこと、(六)土地の寒暖は天正の寒暖と地勢の氣候とに依ること、(七)土性に因り作物に應・不應の別あること、(八)草木は自然に化育の生魂と牝牡の形體とを備へ、其の根幹と皮葉より土・水・火・風(四資)を吸入呼出して、以て生長を爲し肥大を爲し花開き實熟し、終に各々の結果を遂ぐるものなること、(九)草木の肥養となすべき妙物は、みな是活物・草木・土石の三種中に含有する所の鹽氣と膏腴の二品のみなること、(一〇)田畧官を置きて農事を勉強せしむるに於ては、窮乏の廢地と雖も尙富饒を致すべきこと、(一一)作物種子の男女を撰ぶは農政上必要なること、(一

一) 草木を作り耕耨の勞を積み糞培の精を盡して骨折する所以は、唯是六部の需むる所を十分に成就せしめんことを欲するにあることの十二條を擧げ、以て此の書の編纂要旨を示してゐる。信淵の藏書目錄なるものは現存せざるを以て、彼が此の書を編するに當り、如何なる典籍を参考としたるかは、今其の詳を悉し得ざるも、彼の著せる農政書中に記せる所を観るに、漢土傳來のものは、『農政全書』・『致富全書』・『種樹書』・『秘傳花鏡』・『群芳譜』・『燕居筆記』・『草木子』・『農圃六書』・『齊民要術』・『天工開物』・『蠶經』・『康濟譜』・『本草集解』等があり、本邦人の手に成れるものには、『農業全書』・『農家秘蘊』・『北越民談記』・『農家必讀』・『南海農談』・『農業餘話』・『農家益』・『行農抄』・『花壇綱目』・『地錦抄』・『農家重寶記』・『土居清良記』・『草木撰種錄』等が擧げられ、此の外にも専門の農書にあらざる内外多數の書が引用せられてゐる。併し信淵は是等の諸書を評して、『和漢農書大抵疎脱にして精を盡さず』と云ひ、或は『肥糞の製法と用法を説く、皆甚だ疎放なり』と云ひ、又『天地の數理を推究めざるが故に、化育の神機を探るに疎なり』と云つてゐる。彼は更に是等を細評して、『漢土には農政を論じたる書は、古今多からずと爲さず、然れども風土も同じからず、文意も俗に解し易からざる者有て、農家の之を讀に便ならず。是を以て昇平の今日に至ても、農業を講明する者あること無かりき』と云ひ、又『古來農政を論ずる者、自親に耕作して其理を精究したる者に非るを以て、能く懇到に説たる如くなれども、草木を種樹するの實理に關く、百姓を潤澤すること能はずして、國家の大利を興すに足らず』とも云ひ、或は又我が國に於ける最初の農業書と稱すべき、宮崎安貞及び貝原益軒の『農業全書』に就きて、『享保年中に筑前國人宮崎安貞なる者あり。篤く耕農の學に志し、西海より畿内・山陽の諸州を遊歴し、遍く耕作に老練したる民間の農談を聞き、郷に

歸りて同國の儒生貝原篤信と議り、漢土の諸説を骨幹となし、本邦の民族を皮肉となし、耕作及び樹藝の事を論じたる書十冊許を著し、名て『農業全書』と云ふ。皇國に於て農政の學を唱ること此れを始とす。——宮崎氏は絶て造化の神理を知らず、且彼が遊歴して老農・老圃に詢訪ねし所は、僅かに西海・山陽及び畿内等諸州のみにて、北緯三十二三度より三十四度の間の數國を巡覽するに過ぎざる也。故に彼が書に載する所は、其の親見の風土と親聞の民談とを綴りて編纂したる所なれば、此れを全書と云ふと雖ども、農政の廣大なるを豈全備することを得べけんや。——『農業全書』に説けるが如くに、耕耘・糞培を徒に鄭重するものならば、稻は莖・葉のみ大に茂りて、實もなき青藜と成り果つることなる可し。察せずんば有る可からざる也』(註二)と述べてゐるが、蓋し蒙昧幼稚なりし當時の農學界に於て、事實彼ほどの學殖と識見と技術とを有せしものはなかつたのであるから、彼の眼から當時の農學界を觀渡せば、彼の言の如く映じたであらう。信淵は夙に父祖に家學の資を享け、槐園の塾に於て和蘭の礦物・植物・動物に關する窮理の新説を聞き、殊に植物の發生・生態・生理等泰西最新の學理を究め、日本全土を遍歴して諸國に於ける草木の分布及び其の耕種法を探り、自らも大豆谷に於て栽培し、又家學の指導原理を樹立し、人の需むる所を肥太充滿せしむるの法を發見して、『草木六部耕種法』を著し、而も是を施して其の實績顯微なるものありしことなれば、彼が『世に農書多しといへども、草木六部の需を分ち、其作法を明辨したるはあることなし。此に由て之を觀れば、我が家の耕農法は古來無雙の精粹にして、天地の神意を究極せし者なり』と豪語するも、あながち貶すべきではあるまい。彼は斯くの如くにして、需根類四十六種・需幹類五十四種・需皮類十二種・需葉類十三種・需花類百一種・需實類七十三種・合計二百九十九種の代表的草木を撰み、且

是に従屬する數千の草木に就き、其の總論に就て述べたる原則により耕種法を説いたのである。而して其の研究の對象を分類して六種と爲したることは、今日の植物學の分類とも異なり、又栽培學とも違ひ、其の説きたる所は、花卉・蔬菜・果樹園藝より、普通作物・特用作物等の栽培並に林業に迄及び、ときに農産製造より其の販賣法に及んでゐたのであるから、此の書は普通の作物の栽培書と同一視すべからざるは論ずる迄もない。此の書こそ日本最初の科學的に編纂せられたる農學書にして、永く我が國の農業教育に貢獻する所頗る大なるものがあつた。信淵は此の著を成す爲には、彼が亂作者と觀られるほどの多作者にも拘はらず、此の書には實に數十年の歲月を費し、全精力を傾盡して完成したのであつた。是に依りて普通に所謂佐藤家五代の家學は大成されたのである。其の書目は左の十種五十卷である。

農政本論	一〇卷	文政十二年	椿園
國土經緯論	二卷	校訂年不詳	歡庵
氣候審驗錄	五卷	同	元庵
土性辨	五卷	文化四年校訂	不味軒
隄防溝洫志	四卷	校訂年不詳	文明窩
隄防溝洫志圖解	三卷	同	同
培養秘錄	五卷	文化十四年校訂	同

十字號養培例	二卷	文政七年校訂	元庵
種樹秘要	二卷	文化六年	椿園
草木六部耕種法	二二卷	文政十二年	同

信淵は前記の『培養秘錄』以下四部三十卷をとくに總稱して『草木六部耕種法』とも云つてゐる場合がある。『國土經緯論』以下を五部書（『農政學解嘲』——天保十一年）、又は七部書（『復古法問答書』——弘化二年）と云ひ、『以上七部書は本論の羽翼にして、本論は綱の如く、七部書は目の如き者なり』と稱してゐる。其の後著はしたる『種樹園法』及び『田畵年中行事』と合はせて十二部六十七卷を農政書としてゐる。又此の外の『山相秘錄』・『山物論』・『海産論』・『牧牛馬法』・『漁村維持法』の五部二十五卷を物産書又は開物書と呼んでゐる。此の十七部九十二卷が、所謂佐藤家の家學の代表的なる農政・開物學書である。尙『經濟要錄』中の開物篇も、信淵の農政學を窺ふべき要書である。

註一。新民（第二十三編第五號第四七頁——第五三頁）。

註二。經濟要錄（『佐藤信淵家學全集』中卷第七八五頁——第七八八頁）。

三一 鹿手袋に於ける信淵の生活 (一)

信淵は大豆谷に於て、既に高祖父歡庵翁以來五世二百餘年宿望の家學を大成し、齡も早や六十歳を超え、家族や門人と離れてゐては何かと不便なので、大豆谷を去り京橋南新堀町醬油屋多田屋新兵衛所有の深川永代寺境内の寓居に遷つて、尙も農業書の著述に従事してゐたが、天保三年五月下旬關宿藩の侍醫をしてゐた息昇庵が偶々病氣に罹かつたので、其の見舞として日本橋本材木町四丁目茂兵衛店に寓居する昇庵の宅を訪ねて二回宿泊した。然るに曩に吉川家の神道講談所普請金の滞りのあつた、深川相川町に住んでゐた大工平吉なる者が、信淵の江戸に潛入した彼の姿を觀て、御構場所を徘徊せるを理由に、町奉行筒井紀伊守政憲に訴へ出た。此の爲信淵は同年十一月二十三日江戸十里四方追放を命ぜられた。是に依りて信淵は日本橋より四方五里以内の住居を禁ぜられたので、門人たる武州足立郡鹿手袋村(埼玉縣北足立郡土合村大字鹿手袋)の永堀藤五郎方へ退居したが、表向きの住所は同村名主幸藏方とした。此のとき信淵六十四歳、昇庵は二十六歳であつた。是より信淵は融齋を改めて椿園と號した。彼は此のときの心境を題へて、「天保壬辰以來、予深川を去つて、鴻沼の上りに耕し、魚鮫を侶として、麋鹿を友とし、吾が生の蹇劣なるに安んじ、將さに性命の盡くるを俟たんとす」と述懐してゐる。此の鹿手袋村と云ふのは、浦和を距ること西方一里ばかりの在で、そこにはもと鴻沼と稱する大沼があつたが、今は干拓

して田地と爲し、灌漑用の水路が縦横に通じ、小魚や蝦・蟹などが泳いでゐるのが眼につき、又武藏野の一角として昔は附近の山野には鹿が群生してゐて、田畑のある所迄子鹿を連れて、食を漁りに來たと思はれる農村である。信淵が假寓してゐた永堀家と云ふのは、當時此の地方切つての豪家で、母家は總二階で疊數が三百疊も數かる大世帯であつたと云ふ。此の家は農を業とし、又手廣く紺屋をも營みて屋號を「丸て」と云ひ、江戸の越後屋・白木屋や大丸などの大呉服店の染物を引受け、屋號を染抜ける腹掛けを着けた馬が三頭も毎日江戸へ中仙道を往復してゐたと傳へてゐる。信淵の棲んでゐたのは此の家の裏土藏の二階で、此處よりは遙かに靈峰富士を眺め得るが、彼は僅か二尺四方ばかりの唯だ一つの明かり窓の下に机を据えて、尙も著述を續行してゐたのである。彼が老い且落ち振れても、勃々たる雄志を抱いて躊躇してゐたであらう古疊が今も二三疊残つてゐる。傳ふる所に據れば、彼は日中は著述に耽り、夜ともなれば外に出で一握の土を取來り、夫れを或は乾かし或は混じ或は碎きて口中に入れ、口中にて其の土質を檢してゐたと云ふ。斯くして彼は今日の如く試験管もなく藥品もなきに拘らず、嘗其の多年の體驗に依り、臭ひや舌さはりや或は又味はひ等によりて、其の土質を明辨し、藤五郎に此の土は如何なる作物に適するか、此の土には如何なる肥料を必要とするとか説明せりと云ふ。信淵は斯くの如き驚くべき忍苦と努力とによつて、祖父不昧軒翁の著せる「土性辨」を不朽の名著たらしめたのであつた。信淵の傍には、一人の女性がゐて著述の淨書を爲し、又昇庵であつたか夫れとも祐三であつたか倅も時々來て著述の手傳ひを爲し、又屢々門人達も訪ねて來て、彼を慰め、或は教へを受けたと云ふ。信淵は花茄子の早漬けと酒を嗜んだと傳へられ、又彼の居た所には、よく蛇の話がまつはつてゐるが、藤五郎の倅の嫁は、裏土藏の二階には大

蛇が棲んでゐると云つて、一度も此の土蔵の二階へは上らなかつたと云ふ話が傳へられてゐる。永堀家には今も信淵の使用した蠶甲椽の眼鏡や百味算笥等が残つてゐる。

鹿手袋村はもと貧乏村であつたが、信淵の指導によりて收穫も倍加し、藤五郎も又大いに富むに至つた。『田畠年中行事』には、『武州足立郡鹿手袋は高四百石餘、田・畑各々半なる淳澁の瘠地にて、米を生ずること年々三四百俵に過ぎざる寒村なりき。敢へて田畠ありて農を行ひたるには非ざれども、近來永堀藤五郎と云者、愚老が家方を用ひ、農事を精細にし、年々作物を豊熟せしめて、頗る家を富ませしを以て、闔村皆此れに效て、農事に懇到を盡し、即今は年々米を産すること七八百俵に及び、畑作も此に同じ。故に近隣無雙の富村と爲れり』(註一)と記して、是が彼の農法の結果なることを述べてゐる。又藤五郎を指導して、色々の作物を栽培せしめ、相變らず熱心なる研究を怠らず、其の實習の成績を『草木六部耕種法』に載せてゐる。乃ち『近來肥後の國に鶴のくはへ來りし稻穂を、今は處々にて此を作くる。最初に作りたるときは、稈の丈け長きこと五尺に餘り、莖の太きこと無名指・中指程にして、穂の長さ二尺一二寸有て籾は疎潤に著り。然して疎潤に著と雖ども、其の穂の大に且つ出穂の多きを以て、石を得ること夥し。予が門人菰山の御代官江川氏に、此の稻を下知して多く作らしめば、必ず國家の利益ならんと語りければ、江川氏の答へに、米の性惡穢して御年貢に收め難しと云へり。因て予が隱居する武州足立郡鹿手袋村の百姓藤五郎と議て村内の水田を踏勘し、或は眞土と擬土に植ゑ、或は深田と淺田に挿て、培養籽の懇到を極め、數年此れを作りしに、今は稈の丈三尺五六寸より四尺に過ること無く、莖の太さも最初の四分一よりも細く、柔軟なること上薬と爲て、穂も縮り八九寸・一尺に過ず。一隼に籾簇こと三百餘粒

にして、其の粒も亦普通の米の大なる者に似たり。一坪の田に四十九株ほど植て、一株に穂の出づること二十莖より二十三四莖に至る。一穂を三百粒とし、一株を二十莖と積むことは、一株の籾六千粒にて、一坪五十株と見るときは三十萬粒なり。此を一段三百歩に總合するときは大約九十萬粒なるべし。磨て米と爲せしに四石三斗餘なりき。其米精るときは潔白透明として水晶の如く、飯に炊て味ひ極めて美く、上品と稱すべき米と爲れり。然れば作物は其の作り方の精練と巧拙に因て、其の形状・性氣の驚異すべき許に變化する者なり』(註二)と云ひ、又『田畠年中行事』に、『鹿手袋村の永堀氏が如く耕種培養に懇到を盡して作らしむるときは、六尺四方なる水田より二升餘の米を生ぜしむべし。鶴喰と名くる稻種を植て、中田一段の地より十石五升の籾を生ぜり。此を舂しめて糙米六石二升を得たり。斯の如く農事に善を盡すときは、一里四方の田地より九萬三千三百十二石の米を生ずるの算なり。又其地に陸田種子を作りて、一坪より銀一匁づゝの物産を出すときは、一里四方の地より年々金七萬七千六百六十兩なり』(註三)と述べてゐる所より考察すれば、信淵は鹿手袋に遷居後著述にのみ没頭せるにあらずして、鹿手袋村の開發に貢獻し、其の農事上に及ぼせる功績の著しきものがあつたことになる。更に『種樹圖法』に、『最初予が園中に青芋・紫芋・生姜・薤・甘藷等を作り、江戸に輸して賣んことを欲し、先づ畑一段づゝに青芋と生姜・薤・甘藷を植て家傳の法を行ひ、精細を盡して成長せしめけるに、莖葉も根も能く出來て十五石の芋を生ぜり。此を一石銀九匁づゝに賣りて一段金二兩一步の價を得たり。然れば一町二十二兩二歩の産物なり。又生姜と薤とは根を得ること青芋の半に及ばざれども、其の價貴くして一段三四兩に當れり。然れども人手の掛ること多くして、青芋を作の易に如す。以上三品も皆作るべしと雖ども、一段の芋十五石なれば一町百五十石、十

町千五百石にて、百町一萬五千石を作り出すべし。芋・蕪・生姜等を作り出すことは、我國中のみに非ざるを以て、江戸廣しと雖ども或は賣捌き難きの患なしと云ふべからず。既に昨年(天保十三年)の如きは蔬菜物問屋の在る河岸は青芋の山を作せり。甘藷も亦近年品物多く、或は此を腐敗たる風聞ありき。然れば我國中には菘種・藍等の如き、何程多く作り出すと雖ども賣り餘るの患なき物を作るべし。菘種を作るに、尾張・伊勢等にては一坪の地より六七合も生ずる所有り、然るに關東諸州の下畑に一坪一合を生じ、中畑は三合、上畑にて四合を生じ、五合以上の種子を生ずる者は有ること稀なり。予一段の新畑に存分肥養を用て此に菘を蒔き、時々家法の水糞を培養して成長せしめ、一石六斗の種を得たり。即ち一坪五合三勺に當れり。故に此を園中に冬春の作物と爲し、又其菘種を採りたる跡に藍を作るを定法とす。——凡そ藍を作るには、苗植と蒔付の二法有り、京都近邊には水藍有りて水田に作る。關東には水藍を植る者の有ることを聞かず、阿州は苗植を専らとし、久留米は蒔著にするも有り、皆共に極品の藍靛を出す。予藍を苗植にも作りて其甲乙を試に、蒔付にしたる藍は其色薄きが如し。然れども藍靛を製するに格別の差ひ有ること鮮し。故に多く作るときは蒔付にするも苦しからず(註四)とあるを觀れば、信淵は鹿手袋に於ても農園を營んだ如く考へられたるが、彼は老年でもあり、又獨居のことでもあるから、予が園とあるは、藤五郎の農園を指せるものなるべく、而して信淵が其の指導に當つたものと思はれる。又同書に、『予近年社中永堀藤五郎と議り、關東の地にても阿州の如く肥養を多分に用ひ培養に精細を盡すときは、上品なる藍葉を生ずべきを察し、舊來熟畑一段と開發の新畑一段を耕し、多分に糞肥を用て、前年の秋より翌年藍を植べき心得にて畦を作り、此に苗種を蒔き、又熟畑一段と新畑一段を右同様に肥養を用て畦を作り、此には

大麥を蒔しめ、且つ阿州の如く日當の地に床を補理て、寒中蒔の苗を仕立てるに、翌秋彼岸頃頗る能く成長せり。又去秋熟畑と新畑に蒔たる大麥と菘種、亦耕耙を精細にし糞肥を多分に用ひたるを以て、共に皆極て能く繁榮せり。乃ち三月上旬に至り、熟畑・新畑共共繁りたる麥と菘の間を聊耕して糞を施し、久留米の法を以て種子を蒔付にし、又中旬頃熟畑・新畑の麥と菘の間に、阿州の法の如く苗を移し植て、其外悉く上に説たる法に従ひ精細を盡し養ひければ、何れも皆能く繁茂せり。土用中頃に一番刈し、七月下旬に二番刈し、皆上品の葉を得たり。熟畑一段の穀麥三石餘あり、菘種一石六斗三升を得たり。移し植たる藍一番刈、二番刈合して百二貫匁餘の葉を生じ、其蒔著にしたる藍は九十九貫匁を得たり。又新畑一段の穀麥二石八斗五升、菘種は一石五斗五升、移し植たる藍の葉は百六貫匁、蒔著たるは百三貫匁ありき。因て此を會計すれば、新古二段の畑に出來たる菘種三石一斗八升、此を兩に九斗に賣りて金三兩二歩餘と爲れり。穀麥五石八斗五升、此を兩に一石八斗五升に賣りて金三兩一歩を得たり。麥を作るは菘種よりは骨折多くして、代金を得ることは菘種より少し。故に種樹園中には菘種を多く作りて麥を作ること無し。人手の多く掛ことを嫌ふが故なり(註五)と述べてゐるのを觀れば、藤五郎が紺屋を營みて多量に藍靛を使用し、且又農業にも従事して居り、信淵も亦會て藍作の本場たる久留米・阿波に遊びて藍作の研究をして居つたので藤五郎の農園にて大いに藍作の栽培を試みたことが判かる。

信淵は永堀家に僑居して、主として農政・經濟・兵學等に關する著述を爲し、傍ら藤五郎の農園の指導に當り、又郷人の需めに應じて醫業にも従事してゐたが、此の頃所謂天保の饑饉が頻發し、諸侯に窮乏する者の多く生じ、其の爲遠く家臣を信淵の許に遣はし、其の門に入りて教へを乞はしめ、又門人の存問する者も相當あつた。斯く

の如く來客のありしときは母家の二階座敷にて應對し、ときには門人等多く集まりて、酒宴を催すこともありしと云ふ。

天保四年六月信淵は武藏國多摩郡大丸村の門人の家に滯留し、會て阿波に於て著作せし「武備一家言」を改題して「實武一家言」とした。其の卷頭に序して、「我が家世々兵學を修め、祖父不昧軒翁より以來本邦の諸兵書を聚藏するもの頗る多く、百七十五家に至る。然かれどもその中に於いて最も世に名あるものは、甲越及び長沼の三家に過ぎず。その他狹翁「鈴録」、林子「兵談」また頗る世に稱せらるゝところなり。然かれどもその論の専主とするところを精究すれば、則ち各々僻するところありて、予の欲するところに合はざるなり。而かのみならず接戦に大銃を用ふるの法と水軍舟戰の術とに至りては、則ち大野武矩が「大銃用法」、毛利家の「舟戰以律抄」、野島の「三雄錄」、久留島・因島の「船軍秘事」、大島家兄弟の「和合集」、筑前の「船手要法」、島津家の「琉球退治日記」、近松「獵車」等の外、本邦兵家の説取るべきものあるなし。且つこの諸書またその歸趣を精究すれば、則ち僅かに一得の瑣言にして、盡く善なるものにあらざるなり。故に予新たに予が心の欲するところを筆記して、一部の兵書を作り題して「實武一家言」と名づく。何となれば武には虛美のものあり、實用のものあり。この論は悉く實用たるべし、且つ他家の兵法を記載すと雖ども、而して斷じて己の心の欲するところを以つて、他家の言を用ひざるなり。且つ夫れ天地の生物たるや、狗吠・馬嘶・牛鳴・鳥啼・禽獸・豸虫悉く皆その心を殊異にしてその鳴を同ふせざるなり。人類といふと雖ども焉んぞよく個々その心を同ふしてその言を一にするを得んや。故にこの一家言また予が心の欲するところを筆記して兒孫に傳ふと雖ども、我が家の兒孫また焉んぞよく

個々みな予と同心なるを得んや。故に予この書を著す譬へば春禽の花に轉づり秋蟲の草に鳴くが如く、時に感じ事に觸るゝのところを新得して、慨然言を發したるのみ。若し夫れよく他人の心に合し、後世に用ひらるゝと用ひられざるとに至つては、則ち我れ焉んぞこれを與へん哉。予焉んぞこれを與へん哉」(註六)と壯語してゐる。文短に言簡なりと雖も、是によりて信淵の兵學に含蓄する所深きと、六十五翁の彼が塙を逐はれて晩暮の嘆なきにあらざりしも、尙其の雄心の勃々たるものありしとを知るに足るであらう。

註一。田駿年中行事(佐藤信淵家學全集)中卷第六〇三頁。

註二。草木六部耕種法(同書第二七一頁—第二七二頁)。

註三。田駿年中行事(同書第六〇四頁)。

註四。種樹園法(同書第四二八頁—第四三〇頁)。

註五。同書(第四三二頁)。

註六。實武一家言(卷一第一丁—第二丁)。

三二 鹿手袋に於ける信淵の生活 (二)

此の頃の信淵の家族としては、長男昇庵は關宿侯の侍醫として本材木町四丁目茂兵衛店に居住し、妻と長女との三人にて暮して居り、又信淵の繼妻渡邊氏は次女りそ及び四男祐三と靈巖島に元の如く棲んでゐた。昇庵も餘り家計豊かならざりしを以て、信淵は鹿手袋に居つても妻子等三人の扶養をしなければならぬので、晏如としてゐる譯には行かなかつた。夫れに信淵は性甚だ酒を嗜み、天保の饑饉の際に酒價の暴騰したときにも、一合八十文(平時並酒一升四十五文)の酒を毎日五合づゝを必らず飲んでゐたと云ふ位であり、又彼の著述は此の頃は全部筆寫して渡すので、其の爲に頗る多量の紙を要したが、一帖二十文の半紙も其の價騰貴して三十二文にも達したことであるから、彼が永堀家に六ヶ敷い居候として寄食してゐても、自分の要する酒代・紙代及び小使錢の外に、妻子三人の扶養金を稼がなければならなかつたのである。藤五郎の農園指導料と藥代とで自分だけは過せたくも知れぬが、到底妻子の扶養金に迄廻はらなかつたことであらうから、其の爲にはどうしても新舊の著書を淨書して售らなければならず、而して其の讀者となるべきものは多く江戸在住者である所から、屢々危険を犯して江戸に借入してゐた。曩に江戸拂ひに處せられたときは、深川永代寺境内は町奉行所の支配外であつたであらうが、今度は日本橋より五里以内の地には居住は勿論徘徊することは免されず、管僅かに其の通り抜けることだけは黙

認されてゐたので、始めに其の心組みで出府したであらうが、後には妻子の所に永逗留をしてゐたやうである。彼は天保三年十一月二十三日江戸十里四方追放に處せられて鹿手袋に退居したが、翌十二月の月初めには早くも江戸に潜入し、使を以つて久留米藩主有馬玄蕃頼徳侯の家臣本莊一郎に、『草木六部耕種法』の未完本を送つて、其の代金の融通方を申込んでゐたことが、次の一郎宛の書翰に據つて知られる。乃ち『益々御勇健奉壽候。扱者『耕種法』出精仕候得共、短日にて埒明々御氣毒奉存候。就而者可相成儀に御座候はゞ、御内談申上候○印御融通被下度、此節甚飢渴に迫り無據申上候。拜具』とあるのが、信淵の江戸退居後最初の出府である。一郎は久留米藩の明善堂の督學にして名は一謙、字は猛授、星川と號した。一郎の子貞吉は信淵の門人たりし所より、互に懇意となり、其の需めにより『草木六部耕種法』を淨寫中退去を命ぜられ、鹿手袋に遷居後念ぎ執筆を續けるうち年末も迫りしを以て、未完成ながら妻子の暮し向きを案じ、出府して一郎に金子の融通を請うたものである。爰らに信淵の生活と彼の人間味とが覗はれ、是より今迄全く知られざりし彼の裏面史が繰り據げられ、其の老齡にも拘らず神出鬼没して活躍せるさまが、興味深く展開された。是は此の頃天保の饑饉が續き、食糧増産の急務が叫ばれた折柄、彼の『草木六部耕種法』が増訂せられて、其の評判が高くなつたのと、今一つは此の後外艦の渡來により『天保令』が發せられて、海防を嚴重にする必要上、彼の『三銃用法論』が再び重んぜられるに至つた爲であつた。

信淵は斯くて是より諸侯伯等より荐りに招聘せられて出府することが多くなり、且江戸通り抜けの貌ちでなく、妻子の所に滞留することも長くなり勝ちであつた。天保六年五月には本莊一郎の邸に出入して、有馬家の爲めに

『論筑後河水害』を著し、八月二十一日には再び一郎を訪ひ『三銃用法論』を傳へ、同年十一月復出府して竹川竹齋に書翰を送つたが、其の中に『先に者黄色御融通被成下、御陰に而今に餓殍にも相成不申忝候。以後者世界之氣色追日面白からず、公等之如きは無憂之御身、扱々愚老等貧且寒、危殆之次第に候。御歸後は有馬家之頼にて、『全世界地志』に取掛候得ども、彼家も今年者國許以之外なる凶荒之趣、此一愚老を養にも不足之事に候』と記してゐるのを觀れば、これまで有馬家より扶助を受けてゐたものと思はれる。同七年正月に出府して竹齋に送つた書翰には、『愚老無異加歳、壯心益々強く大歡喜仕候』と陳べて、頗る元氣な所を觀せてゐる。同八年には門人渡邊華山の依頼により、三州田原藩主三宅土佐守康直侯の領内を巡察し、士大夫を會集して農事の講習を爲し、武士の屋敷内の空地に蔬菜を栽培せしめた。是れ恐らく我が國に於ける最初の農事講習會なるべしと云はれてゐる。後其の要項を筆して著したものが、彼の『田畠年中行事』である。同九年の春の頃、日本三家老の一人として有名なりし沼津藩主水野出羽守忠義侯の老臣土方縫殿介仁翁の依頼に依りて、四男祐三を伴ひ駿州沼津領の伊豆・駿河・三河三國を巡廻して、彼の地の弊政を内檢し、其の弊政改革策を筆して縫殿介に贈り、其の途次伊豆の韭山に至り、門人たる名代官江川太郎左衛門を訪ひ、其の館に止宿して五月の初めつかた歸府し、夫れより同月五日門人深川佐賀町ちくま味噌の醸造元竹口信義の上總國久保田の開墾地視察の爲、深川より乗船して信義及び門人にして竹口家の支配人たる中西素六並に信淵・豊和松父子四人が海路久保田に至り、適當なる開墾地を求めて兩總各地を巡廻し、久保田の臺地に七段歩餘の地を撰定し、此處に數日滞在して開發の指導を爲し、江戸を経て中旬鹿手袋に歸村した。信淵は此の長途の疲れに足痛を煩らひ、四十餘日引き籠つてゐたが、六月中

旬少康を得たので、出府して昇庵宅に滞留し、七月二日『草木六部耕種法』を携へて本所の江川邸を訪ねたが、太郎左衛門は既に歸國して留守であつたので寂しく歸り、越えて七日江川宛に書翰を送つて鹿手袋に歸臥した。同年九月三日宇和島藩主伊達遠江守宗紀侯家臣小池九藏及び若松惣兵衛の兩人を信淵の門に送つて、弊政改革策及び耕種法を學ばしめた。此の年又伊達宗紀侯の需めにより『物價餘論』三卷を作つて贈つた。此の月信淵は出府して同十一月南茅場町の竹川家の江戸店に竹齋と會見し、勢州射和の開發に就きて指導を與へ、翌月復又出府して同十五日尙齒會の例會に出席した。同十年三月二十五日宇和島藩世子伊達宗城に召されて農政・經濟學を講ずることとなり、是にて信淵は沼津・宇和島・綾部の三侯より扶助を受くることとなつた。斯くて信淵は引續き滞府してゐたが、五月十四日突如として尙齒會の幹部たる渡邊華山が町奉行大草安房守高好の役宅に召喚せられ、此の噂が一度市中に傳はるや、蘭學者殊に尙齒會の連中を震駭せしめた。信淵は深夜門人鹽谷岩陰の急報に依り身を以て竹口直江が南茅場町の邸内に匿れ、酒と葱味噌に元氣を養ひ、居ること五十七日、七月十一日朝かに鹿手袋に逃還つた。少時江戸に出づることの危険を感じ、曩に文政十二年の祝融に焼亡せし『培養秘録』の再編に取り掛かつてゐたが、又七月二十八日小池九藏に送つた書翰によれば、『愚老大宮之神主に被頼、關東古社改に出馬すべきの催しあり』とありて、斯かる依頼を受けてゐたが、幕府の信淵の踪跡を探索すること嚴重となり、昇庵が鹿手袋に至り此の旨を傳へたので、身の危険を感じ同夜昇庵が背負梯子にて家傳書等を背負ひ、永堀家の下僕に案内せられて同家の親戚なる三室村の關野與右衛門方へ逃避した。従つて關東古社改めの儀は取止めとなつたが、信淵は此の潜伏中に『培養秘録』の二十一章迄を筆した。其の後幕府の檢察の手も弛んだので再び永堀

家に歸つて安堵の胸を撫下ろしてゐたが、焉んぞ知らん信濃一家の前途には、異處同時多發の災厄が、彼の行く手に雙手を展げて待つてゐたのであつた。九月二十二日附伊達宗紀侯宛小池九藏の書翰に、『元海儀先便粗々奉言上候通、先月中旬頃より腫氣に而相勝不申候。且は陰囊疝も殿敷痛、先脚氣衝進之病氣に相見怔忡等も仕、食量も相減様子も不、極老之義鹿手袋村に而も何れも大心配仕、十八九日頃(八月)右村永堀藤五郎出府仕、昇庵儀早々呼寄候心得に而、同人宅へ罷越候處、昇庵妻も夏已來之大病に而相臥罷在候處、是又先月中旬より不出來に而、誠に看病而已に相懸居、別而其砌は餘程差重り、其日も難斗と申程に御座候處へ、老父之病氣申參り、雙方とも難見放次第、大に心痛仕先妻之方は見捨候而も早速元海看病に罷越候様極處昇庵も幼稚之娘壹人御座候而、暫時も祖母を相離不申、病人之介抱は弟祐三と兄弟而已に而致遣候程之儀故、母も甚だ心細く存家内當惑之處、右藤五郎と跡先に同村庄屋弟も罷越居、兩人とも右體之有様見受候而は、中々鹿手袋へ同道仕儀難忍存、右之内壹人急に出立、元海之様子見合候而、又々模様次第迎に可參申合、一人鹿手袋へ引返申候に付、昇庵は不心看病仕居候處、其夜敷に元海方より吉左右も仕、大分苦痛も輕相成差而氣遣候事も有之間敷間、妻之介抱專一に致遣候様申越、昇庵も差向安堵仕候得共、元來極老之儀遠方引離居別而相氣遣之所、廿一日より病人も些々病勢相弛居候様相見へ候に付、廿二日曉より元海方へ罷越候處、存之外健氣も不相衰、腫氣も少しは相減候様被相考、差向於て急變等可在御座様には相見受不申候。元海義も自身之調薬に而療養仕居候處、大分相應宜方に向候様相覺候。差當り嫩之儀は實に危篤之病に御座候故、早々罷歸介抱致可遣様申聞其夜引歸し罷歸候。――御曹司様(宗城候)へも奉相入御聽候處、極老之義御不安堵被思召、私より與篤様子をも相尋可申、兼而水

戸様より御發駕前被進候牛通丸、脚氣腫疝には宜敷旨被遊御承知候事故、乍少々被下置候間、私より差遣可申様被仰出則一袋被爲下、誠に恐多難有義に御座候間、廿三日委細書帖に相認、右御薬とも昇庵宅迄持參仕、委敷雙方之様子等承り、彼方へ之幸便等相願置申候。其節右奉申上候元海様子も昇庵より承知仕候事に御座候。廿五日昇庵より書帖差越申候處、廿四日に妻義終に病死仕候段爲知越、中々鹿手袋之左右所に無御座、大に取込心痛仕候様子に相聞候。――倅之妻乳飲子を殘相果不便千萬、其身は當時之有様、誠に當年は諸事萬端災厄而已相重り、就而は内外散財之事相續、最早昇庵母娘等は飢渴に相及候外無御座、餘命も無之老衰之上、右様之不仕合に逢、扱々當惑屈心仕候得とも、其身は茅場町之竹口喜左衛門と申豪商より招待に而、上總の方へ土地開發、諸木其外作物植付等之世話に罷越候管、既に於彼地居所・小屋懸等取掛り、當月中旬迄には多分成就も仕候故、出來次第引移吳候様重々相頼候に付、當時之仕合いづれ彼地へ罷越候外有之間敷、左候へば先士大夫へ之教授講究は絶候而、只豪富之農商へ格別之大利を起し遣、僅之餘命御大名様方などの御爲、國家萬民之利を興候志願も、空敷相成□□遺憾に奉存候旨杯を、例之通豪邁之作文面内心は餘程歎息屈心仕候躰之書簡差越申候。――御家(伊達家)斗に無御座、九鬼様(綾部)並水野様(沼津)杯は重々國家經緯之才教授成上候存念に御座候得とも、何分相續候不仕合に而、内證向必至と不相立行、其身一人は門弟も多聊衣食に不差支候得とも、昇庵一家内何分渡世難取續大借に相成候故、親類共寄會様々談合、一向銘々別れ可申様離居仕候而、内分凌道相立候外無之に相決、其身は前々奉申上候上總方へ引移、昇庵は鹿手袋へ引籠、農業を兼醫術に而格別兩三年出精仕、身上立直しに相懸り、昇庵之母娘をば祐三引繼、御當地へ責而佐藤家没落と申様不相成様住居爲仕度、左

候へば元海も村々其先へ逗留に罷越、當地之足溜りに仕置、厚志之輩□に□も講究致吳、第一祐三若年之儀專勤學之比及故教授も致遣、何卒是限に而代々之家學廢朽不仕様仕度存念に御座候處、右母子幼女とも三人渡世丈之所甚六ヶ敷、元海儀も御府内に隠栖仕候儀、實は段々其方之御役人へも内々見聞仕候處、決而御穿鑿は無之、元來之罪柄にもより候へども、誠に元海杯は御覺にも無之儀、御掟を被相立候斗之事故、内々住居仕候儀、聊御吟味御咎等有之次第に無御座候。其所は決而安心可仕、乍去渡邊登杯之連座に而、其筋之御穿鑿強き時は、舊咎も引出し相障候儀可有之も難計候へども、是以百に一も最早氣遣無之旨に申候由、夫故今少し登杯之一條落着仕候迄は、如洗と安心仕兼、先竊に相忍罷在候様内存に御座候。落着さへ相濟右等之心遣相通候は、其身之學術等に而手廣儀、又勝手向差繰も一段仕能、最早左程永引も仕間敷故、夫迄之處丈に而も右三人衣食之手當相付候得ば、願はくは上總方へ引越切候儀を相控へ彼方へも逗留に而世話致遣、又當地へも滯留仕雙方往來仕、本念を相連度候得ども、其手當何分行届不申に付、御家へ一番に願出、次に九鬼様・水野様之御三軒へ相願、右三人へ□□□之御扶助、當年一抔之處御憐愍願度心底に而御座候(註一)とある如く、萬難一時に續發し、且老齡の事故途方に暮れたが、自分の病氣は醫師だけに自家療法に依り、膝の痛所は未だとれざるも腫氣は大方去り、起居も十分心に任せざるも氣味合ひも大分宜くなつた。九月四日には昇庵が父の見舞旁々妻の葬儀の相談に來たので、今少し病氣が快方に向へば出府して葬儀も行ひ、且今後の暮し向きに就き、親類相談を爲すべき旨を云ひ含めて歸したのであつた。併し信淵は嫁の葬儀も未だ濟まさること故、迎ひの來たるをも待たず同七日に江戸に出立したが、途中にて迎ひに赴ける祐三と出會ひ、相携へて同日夕刻昇庵の宅へ到着し、前記の書翰にある如く

小池九藏に伊達家の扶助方を依頼し、夫れが叶はざる場合は今後の暮し方に就き、最後の決心をしてゐたのであるが、十日の夕刻九藏が訪れて、十月より十二月迄の暮向きには大約六兩あればよいと云ふのであつたが、伊達侯世子より金拾兩を賜はり、且江戸に隠れ家を求めしめて隠棲せしめ、かねてより依頼せる封事を上つるべき恩命を傳へた。十一日附九藏宛書翰に、「昨夕は存寄ざる御入來、殊に御懇命及び御慈惠恐入難有、早速昇庵貴宅へ御禮に參上すべき所、喪中に付祐三指上候。何卒足下長ながら宜き様に、親子活生の洪恩を謝せよ。且つ封事を獻ぜざるの趣意書を神速に筆すべきことなれども、御存知の通り大混亂にて、隠居出來なきの間は、筆を執にも勿々心も亦憤々に候間、五七日御宥恕奉希候。以上(註二)とあるが、其の内命を傳へたのである。是によりて信淵は一家離散の厄を免がれ、地獄にて佛に救はれたる如き蘇生の思ひを爲し、親類相談の決議も解消したのであつた。そこで十一日に嫁の葬儀を濟ませ、十二日に昇庵と祐三とで空家を捜し、次ぎの十三日附九藏宛書翰に、「隠れ家場所、昨夕相ひ極め申候。處は靈岩島長崎町中の横丁長助店に御座候。十六日に引き越し候積りに候。表札を笹原祐三と致候事に御座候。此段内々御届申上候。今より取締ひ掃除等に取掛り申候。以上(註三)」とある如く、表札の笹原は亡妻の姓、祐三は四男祐三の名である。此の兩者を結付けて隠れ家らしき表札を出すことにしたのである。其の隠れ家並に引越しの模様は就きては、九月二十二日附宗紀侯宛九藏の書翰に、「靈巖島之内長崎丁と申所に程能貸家有之、土地も物靜何か之都合も至極宜敷所御座候間、昨日引移之支度に相懸り罷在候。依而十六日には彌引移、此度より祐三儀も一箇之浪士を相立、舊き由緒も御座候故、笹原と氏を改右家へ母子住居仕、其身も當分同居仕候様決定仕候間、其旨承知致吳十六日には爲歡參り吳度杯と吹聴仕越、丁度九鬼様

に参上仕候故、歸懸立寄何敷之都合等承り候處、昇庵も既に今朝鹿手袋へ何かの手合に罷越候旨、何様十六日参り吳候様にも相咄、暫對談仕罷歸申候。十六日右約束仕候に付、爲歡新宅へ罷越申候所、舊宅より些々手狭に御座候へ共、至極奇麗なる家に御座候間、往來等も物靜諸事勝手も宜に付別而相悅、當日は私並沼津家御家來石川六三郎と申者、土方縫殿介名代に相招祝儀を馳走等仕候。右體被成下宜候故當分は上總之方も相斷延引仕、今暫は祐三同居仕、專仕懸之著述訂正等に打懸り、少も早く蘊奥之傳書等差出候様可仕、且御國政之御害等も追々心附之存寄封事をも相獻候様、丹誠相抽候存念に相決候旨申出候。右新宅へは内々其身之隱栖を兼候儀故、先時節見合候迄は、御家と水野様、九鬼様之御家來ならでは、外人容易に通話不仕合之由申居候。水野様は全御家老土方縫殿介深尊信仕、深切に世話等仕候故に御座候〔註四〕とあるによりて、頗る其の詳細なる信淵の生活振りが覗はれるのである。尙九藏の書翰に、『右元海へ御内々之被下物は、誰へも申間間敷様被仰出候間、元海並家内中迄へ其旨申聞、御屋敷内へは尙更相咄不申、將又拾兩一時に相渡候而は、當座之雜費に遣込候様相成、又難儀仕候而は折角之御主意も相貫不申儀に付昇庵へ相談仕候而、差向三兩並新宅へ引移候節壹兩、都四兩相渡、殘六兩は私相預り、來月より極月迄三ヶ月貳兩づゝ毎月に相渡遣候管に取極、其旨御曹司様へも奉言上置候。右體被成下候故、當年中は先乍御内々、御家計に而右三人は御扶助被成下候當に御座候故、何の傳授事其外相談筋等も無遠慮心一杯に懇望も出來候様罷成、私儀も乍恐修行も大に仕能、殊に九鬼様杯之御小家に而さへ、鹿手袋へ退隱之時分、爲御尋金子等被下置候御様子、員數は與確承り不申候得ども、一向之些少にも無御座様子に承知仕、何と敷心外之様奉存罷在候處、誠に出會仕候ども快様罷成、重々難儀儀奉存候〔註五〕と記されて居

るのを觀れば、九藏は單なる束脩や贅幣に止まらず、世子に言上して佐藤家の家學の蘊奥を修得せんが爲に、信淵一家の生活を確保してやつたことが判かる。信淵は斯くて伊達家を始め水野、九鬼兩家の支援を得て、家學の傳授と著述の爲、是より此の隠れ家に起居することになつたのである。天保十三年眞田信濃守幸貫・九鬼式部少輔隆都及び門人鹽谷宥陰等信淵の赦免運動を起すに當り、信淵が江戸十里四方追放の身を以て、江戸に在住するは面白からざる筋に付鹿手袋へ退隱せしめた。夫れより弘化三年八月二十八日赦免せられて江戸歸還まで、鹿手袋に屏居して著述を爲し、且既述の如く藤五郎の農園を指導し、又醫事にも従事してゐたのであつた。其の江戸歸還の際には齡既に七十八歳の老境に達せしを以て、即日江戸に達し得ず、途中二合半に一泊し、二日掛りにて江戸入りをなせしと云ふ。信淵が鹿手袋に居つたのは天保三年より同十年迄の約七年、同十三年より弘化三年迄の約四年前後合はせて凡そ十年間であつたが、其の間に成れる著書は、左の十八部二十九卷であつた。

實武一家言	五卷	天保四年
一隊轉戦法	一卷	同
内洋經緯記	一卷	同
論筑後河水害	一卷	同六年
物價餘論	三卷	同九年
田畯年中行事	三卷	同十年

三二 鹿手袋に於ける信淵の生活 (二)

別本物價餘論	一卷	同
秘傳種樹園法	一卷	同十四年
種樹園法竝奧秘	三卷	同
致富小記	一卷	弘化元年
濟民儲說	一卷	同
子虚に答へたる復古法	一卷	同
經濟問答	一卷	同
復古法概言	一卷	同二年
復古法問答書	一卷	同
養蠶要記	二卷	同
佐藤椿園家傳書目錄	一卷	同
梨侮儲言附錄	二卷	同

二九八

註一。佐藤信淵關係書類(第三八丁—第四八丁)。

註二。信淵先生書簡集『佐藤信淵家學全集』下巻第一〇五八頁—第一〇五九頁。

註三。同書(第一〇五五頁)。

註四。佐藤信淵關係書類(第五二丁—第五四頁)。

註五。同書(第五六頁—第五七頁)。

三三三 信淵の開墾地經營法

信淵は其の家學を呼んで、農政・經濟學と云ひ、又勸農・開墾學とも稱してゐるほど、佐藤家にては物産開發を極めて重視して來た。不昧軒翁は其の著『土性辨』に、『日本國中の田畑は夥しきことなれども、其の開きたる町數僅かに四十分の一に足らず。然れば腐墟の地と云ふものは極めて廣大なる者也。且つ此腐墟は下々の土性なれども、人力を盡して開發し、懇ろに誠を究めて培養するに至りては、後々漸く土性變化し、肥良の田畑となるものなり。故に土地を領する者呆然として年月を送るは、産靈大神の洪恩を忘脚し、天地生々の化育を廢棄すると謂ふべし。今夫一里四方の荒野原を開發すれば、六尺四方の地面四百六十六萬五千六百坪あり。この一坪の地面より一ケ年銀一匁の特産を出すときは、都合共銀四十六萬六千五百六十匁なり。これを以て人民を蕃息せしめば、一萬以上の人を養ふべし。是鑄造化育の神意に叶ひ、即天命に率ふの善政なり』(註一)と述べて、荒野原開發は鑄造化育の神意に叶ひ、人民蕃息の天命に率ふ善政なることを力説してゐる。是蓋し佐藤家の開墾策の根本思想を成すものである。不昧軒翁は門人傳長坊なる者の勸めにより、元祿十年二月朔日自ら族子喜之助・六之助及び門人津輕の小島善太郎・越後の黒田源吾並びに傳長坊を率ひて西馬音内を發し、熊熊橫行する原始の處女地蝦夷に渡り、アツケンのおセナム・トクノリ地方に赴き、苦心慘憤して開墾の業を開始し、或は荊棘を開きて燒

畑の法を行ひ、或は芝地を耕犁して新畑と爲し、或は濕地の水利宜しき所を耕拓し、或は沼地に客土を入れて水田を墾開し、是に牡蠣灰・草木灰・魚肉等を肥養して、水陸の作物を種植し、冷田には灌漑水を用ひて溫養する等、佐藤家の秘法を盡して成績を上げ、居ること四年、未墾地開拓の自信を得、大いに蝦夷地開拓の仕方を工夫して『開國新書』を著し、同十四年八月四日蝦夷地成熟の諸作物を領主に獻上し、且蝦夷地開拓願を提出せしに、松前の役人共皆驚き且悦び、酒食を賜ひ明年より開拓の告知あるべしなどの風聞さへありしに、江戸より役人來り、九月二日國禁を顧みざる不届を申渡されて、塗りたての土藏内に禁錮せられ、十月二日呼出されて松前領内に入ることを禁じられ、遂に追放せらるゝの憂目を觀るに至り、道々の體にて歸り來つた。父玄明窩翁も天明元年三月五日信淵を伴ひて、東西蝦夷より樺太地方迄巡察し、翌年暮郷里に歸り蝦夷地開墾策を樹て、秋田藩の執政に上りしが、其の忌避に觸れて、郷國を追はるゝ身と爲り、父祖兩翁とも飢民救濟事業として開墾策を建白せしも、共に罪せられて其の志を遂げ得なかつた。信淵又父祖の遺業を祖述して、大いに開墾事業が貧民救濟の善法なる所以を説述した。則ち天保十四年四月には『秘傳種樹園法』一卷を草して宇和島藩世子伊達宗城に上り、又同年十二月には『種樹園法並奥秘』を作つて綾部藩主九鬼隆都侯に獻じた。此の兩侯は信淵に師事して彼を尊信すること頗る篤かりしを以て、荒蕪の地を開拓して窮民救濟事業として其の業を創められんことを建白したのである。信淵の開墾策は世の常の開墾業者が爲す者とは、頗る其の趣きを異にし、社會救濟事業として窮民救濟を目的とせし所に其の特殊性がある。其の趣意とする所は、『種樹園法』に、『我家は先祖數庵翁以來、耕農物産の學を修ること既に五世に及べり。予も亦此れを勤て年八十に近し。然れ共只徒に年を経て人の爲めに成る

べき無を歎き、何卒富で而不貪の人を勧めて、荒廢たる山野を開き、物産を出して富を増し加へ、且つ其荒野を開發するに就て、數多の貧窮人を抱入れ、衣食足らざるの患苦を救て、各其父母を孝敬し、妻子を安養せしめんことを欲し、此書を著はせり。迂遠の策なれども、讀者予が老婆心にて貧人を救濟して、兒孫を慈息すべき工夫の至誠なることを熟察せよ。且此法は富を致すの業なれども、世の富を求むる仕方とは其事大異にして、從來土人耕作の田畑を買ひ取つことを嚴しく禁じ、唯昔しより未だ開かざる荒野を官より願受、此を開發して種々の物産を出し、富を致して貧人を撫育し、人別を蕃息すべきの仕方なり。若し夫れ村々百姓以前より所持する田畑を買ひ取り、其地を耕し富を致さんことを圖るは、土人の産業を兼併するの左計にして、處の百姓を凋落するの一端なり。苟も國恩の辱を欣戴する者の爲すべきに非ざるなり。故に此種樹園の業は、古來未だ開かざるの荒野を開するを法とす(註二)と述べてゐる所によりて知られる。信淵の開墾論は、其の農政學または經濟學開物篇中の生植類の耕種に關して、千古未墾の大地に鋤耨を打下ろして是を墾開し、天地鑄造化育の天功を亮くるに耕農肥養の精妙を盡し、種々の草木を豐熟せしめて天與自然の遺利を開發し、特に貧民の窮乏を救濟するを以て其の主眼と爲し、且百姓の既存權益を侵犯せず、資本主義の土地兼併と利益獨占を慎み戒めて、致富の道を講ずる開墾法にして、天地の神意を行ひ、國君の仁徳を奉るの法を説けるものである。

信淵は此の開墾策を實施するの方策としては、前記二書に詳述してゐるが、其の大綱を述べれば、信淵の此の開墾策は種樹園を開發するにありて、『先づ東西十五町、南北十町、都合百五十町を四角に仕切りて一場所と定め、此の一場所を道路にて分て六區と爲べし。然れば其一區は四方五町づゝ五々二十五町の野原と成て經界甚だ正し

く、番に開發するに便宜のみならず、以後此を耕作するにも、條理井々として農事を辨別するに無かるべからざるの法なり。故に經界を正しくするを農務の至要とす。種樹園は百五十町を六區に分ち、十五年に成就する積なれば、五年に五十町開くを法とす。然れば初年には園の東西十五町の中央間口五町の一區を北の端より始り南に向ひ先づ此二十五町を開くべし。其坪數九萬なり。一日一人二十坪と積り四千五百人掛る。四十人百姓にて開くときは百十二日半の仕事なり。然れども荒野・荒山は大抵小笹・茅原のみに非ず、藜・荊棘蔓り、或は椎・柴・小松・雜木等蒼鬱たるを芟夷て、其根株まで悉く除去去て、精細に其地を犁耕す事なるを以て、雨の降る日には休ざることを得ず。故に其百十二日半に、三分の一―三十七日半の休日を加へて百五十日と積べし。若し速に開發せんことを欲せば人足を雇べし。一人銀二匁五分宛なれば四十人銀百匁にて、三十日は銀三貫匁即ち金五十兩なり(註三)と云ふ計畫の下に、百五十町歩を十五ヶ年を要して、一年平均十町歩づゝ墾開して行かうと云ふのである。而して其の資金並に收益に就きては、『初年資本金二千兩仕入れるときは、第四年に至て悉く其資本を取返し、尙千金以上の作徳を餘すべし。其後年々作徳金を積立るときは、第十七年に五萬三千餘金の富を致すに至る。是の以後毎年七千餘兩宛の作徳金は催主の子孫永久の素封なり。又其餘慶にて園中の貧乏百姓百三十餘家の衣食を贍し、各々其父母・伯叔・妻子・兄弟・厄介等を統るときは、七八百人或は千有餘人皆饑寒の患を免れて無難に春秋を渡り、兒孫蕃息すべく、其他の出入りする日雇人夫までを潤澤するに足れり(註四)と述べて、單に物質的利益の洪大なるのみならず、信淵が其の開墾法の特徴とする所の、多數の貧民をも救濟し得ることを附言してゐる。而して信淵の此の開墾策に不可缺の條件としては、其の生産物を成るべく高價に全部賣盡し、且

其の出貨の運送賃を最少限度に止むる爲に、種樹園開墾地を成るべく江戸の如き大都會の附近に撰定すべきことを警告してゐる。

信淵は斯かる開墾策を宇和島藩世子及び綾部侯に建白したが、夫れは其の計畫が餘りにも遠大なりし爲か、信淵に師事して彼を尊信すること篤かりし兩侯も是を實施するに至らなかつた。併し信淵が此の計畫を樹てしに就きては、決して机上の計算に據る理想論ではなかつたのである。信淵には既に開墾に就きて、貴き二つの體驗を有して居つた。其の一は「致富小記」に記せる大豆谷に於ける木村久右衛門の荒野開墾である。同書に據れば、「先年予が友人上總國山邊郡大豆谷村の久右衛門と云ふ者、隣村なる瀧村の荒野二十五町を御受けせり。翌年の春予試みに間繩を以て精しく測量せしに、縦四百三十間、横三百四十間程ありき。然れば十四萬六千坪餘にて、三千坪を一町として凡そ四十八町七段ばかりに當れり。山野の御繩は意外に緩くして御恵みの厚き者なりける。右瀧村の野手永は六文なり。故に一町の永は六十文、二十五町の御年貢永一貫五百文なるを以て、年々金一兩二歩なり。然れども瀧村は偏土なれば、産物の價極めて賤き處なり」(註五)とありて、彼が大豆谷在住時代に種樹園を試みたのは、此の地であつたことと思はれる。其の二は既に記せる如く、竹口喜左衛門が上總國久保田村濱宿の臺地に於ける開墾地である。其の地は田地五町歩、山林二十町歩を一區劃としたるものにして、「種樹園法」に説ける百五十町歩の地を一場所と定めたる其の六分の一の一區劃に當るものである。是は信淵の指導に基き、竹口家の支配人にして信淵の門人たる中西素六が其の管理人となりて、其の經營を擔當したものである。其の一部の開墾の狀況に就きては、「秘傳種樹園法」に、「七年以前予が門人中西素六なるもの、上總の國望陀郡久保田

村の地を買ひ取て、七段程の荒野山・小松の原・雜木等を伐り拂ひ、一尺二三寸周より二尺周なる根株を悉く掘り除かしめ、其地を開て樹園と成せり。我が家傳鋒矢の法を用ひ此を犁返し、深さ二尺餘りも耕耙し新畑と爲せしに、傭人夫一人銀二匁づゝなるを使ひ、二十坪人足一人掛りにて成就せり。彼の久保田村の土性は中等の堅軟なり。然れども苦土性の極て堅き場所なれば三百六十人も掛ること有べし。因て土地の硬軟を平均し、凡そ新墾は傭夫一人を用ひて十坪づゝの地を開墾することゝ積るを法とす」(註六)と記してゐる。此の久保田は袖ヶ浦に濱し、此の地の進藤彌左衛門は山王丸と稱する千石積の五大力船外數艘を所有し、此處より深川の上總澤との間には日毎の海運ありて、開墾地の生産物を江戸に輸送するには至便なる地であつた。久保田には素六の舊宅及び其の墓碑があるが、其の碑面には「素六を速雄といふ。——その主家のことをおたらず、つとめて今の喜左衛門信義まで三代につかへぬれど、忠義なる志いさゝかもたゆむことなし。常に家を長く傳へんは、農にしかじといひて、天保九とせといふとしの夏、信義とそが父直兄翁をすゝめて、農の道にたへなる佐藤信淵翁父子をとまなひ、總の二國を見めぐり、この久保田にいたりてあれたる地のひろく土のよろしきを見て、千歳の基を發べき所なりとしりて、其業所をひらかむことをこひけるに、直兄翁・信義これゆるして、此處に家居をつくらしむ。さて山をひらき草をすき、木を植たなもの畑のものを蒔おろし、自らこれをつとめて、家なき人々には家をあたへ衣食をめぐみ、暇あるときは大江戸に物してつかへ人に忠義をすゝめ、土さくる夏の日もみゆきふる冬の夜も、いとふ事なくいそしみつとめて、ちりばかりも命をおのがものとせず、そのころさしいひもつくしがたし。この事その所領給ふ殿のきゝめで給ひ、信義が末の子與茂太郎をこの所の家主とし、この速雄翁をうしろ見と

して、これをおもと人の列になし給ひぬ。かくいそしみ年経ぬるに、弘化二とせといふとしの長月病にふして、みづから死すべきことをしり、その子久右衛門をよび、主家の事どもをいひ、かつ草木をおほし立べき事をつたへて、ながく我が志をつぎ忠義をなわすれそ。常に身も命もおのがものとなおもひそといひおきて、同じ月のとをかあまり三つの日、七十六にてねむるがごとく身まかりぬる。そのかばねを此所になむ葬りぬる。あはれその身はくつとも、その魂はこゝにとゞまりて、家の守りはさらなり、ゆたね・木種の守り神ともなりぬまし。しかあれば子孫の八十繼つぎにいたるまで、直兄翁・信義がこゝろさし、はたこの翁が心をわすれず、いやますく／＼に繁昌べき業をな忘れそなおこたりそ。——御氣津神のみたまもちはひ千五百秋さかへむゆたねまきぞそめし翁——と彫り刻まれてゐる。文中の「ゆたね」は育児を意味する久保田地方の方言にて、此の頃此の地方にて墮胎・陰殺が荐りに行はれたので、素六は痛く是を憐れみ、此の種樹園にては特に孤兒・貧兒を養育して、成長の後は是を使用し家を建て興ふへしと傳へてゐる。蓋し素六は信淵門下中にて信淵の開墾方面を代表せる高弟と稱すべく、よく信淵の開拓精神を反映せるものと云ふべきであらう。

註一。土性辨〔佐藤信淵家學全集〕上巻第一一五頁——第二一六頁。

註二。種樹園法〔同書下巻第四一三頁——第四一四頁〕。

註三。同書〔第四一頁〕。

註四。同書〔第四一〇頁〕。

註五。致富小記〔同書第五六六頁——第五六七頁〕。

註六。種樹園法〔同書第五〇〇頁〕。

三四 蠻社事件と信淵

天保十年五月十四日八つ時、麴町三宅坂上の三州田原藩主三宅土佐守康直侯の邸内、今陸軍の航空總監部の諸官署のあるあたりにあつた渡邊畢山の宅へ、北町奉行大草安房守高好の組役人が立現はれ、老中水野越前守忠邦の内意を以て、五ヶ條の御不審の筋（蘭學心掛候事。大鹽へ文通致候事。器物多く蓄へ候事。人を長崎へ遣し候事。幡崎鼎と懇意の事）ありとして、即刻同道人差添へ安房守役宅へ呼び出し、直ちに揚屋入りを命じ、又同時に畢山の家族を他へ立退かしめて家宅搜索を行ひ、翌十五日夕七つ時迄かゝつて取調べを濟ませ、畢山所藏の蘭書類一長持、諸家と往復の手紙類一籠を押收して引上げて行つた。是が世に云ふ麴町一件又は蠻社事件なるものの發端である。幕府の吟味方にては是を無人島一件として取扱つてゐる。此の事件の起因を繹ぬるに、蘭學者高野長英の「蠻社遭厄小記」に據れば、「瑞阜高野長英・學齋小關三英の如き警事よりして蠻學に入り、遂に各々名家になる者山の手に居住し、諸生を教導し諸書を譯述し博く諸方に交りぬる故、其勢ひ一層を倍加し、或は萬國の治亂・興廢を詳かにせんとして此社に入り、或は天算・數學を研究せんとて此學を尊信し、或は煉兵・砲術を詳明せんとて此書を學び、或は本草・物産を擴充せんとして此學を好み、其他諸般の工技其業を練磨する者各々靡然として此に従ひ、警事の外此學を賞揚尊奉する者一時雷動して甚しかりける。——瑞阜・學齋の社中に參州

田原の城主三宅土佐守殿の大夫華山渡邊登と云ふものあり。元は林家の學徒にして普く諸書を涉獵し博く歴史を考究し、才能衆に出でたる者なりけるが、幼少より畫を學び畫工に達し畫名頗る高く、博く文人に交り普く權家に出入しけるが、頗る好事の性質にして西洋畫學を研究し、又地理學を好みけるが、官務繁冗にして親しく蠻書を攻むること難ければ、常に瑞阜・學齋等と交りて蠻學をしけるに、——同氣相求め同聲相應するの理にして、畢山の交友往々蠻學を尊信する者多く、依て瑞阜・學齋等と交る者も亦少なからず。其中に就て紀州の儒官に白鶴義齋遠藤勝助と云ふ者あり。紀州公の師範を勤め藩邸の子弟を教導しけるが、膂力衆に過ぎ劍法に熟し兵學に通じ文武兼備の士なりしに、昇平日に久しきの弊武道廢し學風頹敗し、武は偏に浮華・文飾を主とし、學は専ら文字・章句に苦しみ、或は否らざれば詩文の風流に陥り、共に濟世の實用なきを歎き、常に世の惡弊を矯んとする志し有しに、癸巳以來凶荒頻りに行はれ、都下尙餓卒多く鄙郷・僻邑實に想像すべし。是によりて慨然として歎息し、救荒の諸書を著述し、専ら經濟の實學を研究せしかば、諸侯往々策を設けて政事を質問せられけり。但し就中頗る錯雜にして急に答ひ難きもの有るときは、尙齒會を設け老人會合を名とし、大小都下有名の士を招き、就て衆人の議論を湊合し常に問答致されしかば、説るゝ者其厚き深きを信じ、政務を問者隨て多し。故に都下の人一時に經濟學の大家とす（註一）とありて、蘭學者の淵藪たりし尙齒會は、赤坂門外なる紀州侯邸内の一廓に於て開かれ、遠藤勝助は長英・畢山と謀りて其の斡旋を爲し、長英・三英・畢山の三人が其の牛耳を執つてゐたこと、察せられる。而して此の會に出席したる主なる者には、諸侯にありては島津・三宅二侯の如き、旗下にありては松平内記寄合・松平伊勢守兼・下曾根金三郎近・江川太郎左衛門代・羽倉外記官・古賀小太郎學堂附・芳賀

市三郎評定所の如き、御家門の藩士には遠藤勝助州和・立原任太郎水戸の如き、國主・城主の家臣には望月菟毛州和・庄司郡平雲・渡邊畢山田原・鈴木春山田原・小關三英田原の如き、御家人内田彌太郎豐前の如き、増上寺の奥村喜三郎御書屋の如き、町醫の高野長英奥平・佐藤信淵武州等の如き、凡そ數十百人、常に出席する者は四十餘人の多きを算へ、是等はみな進歩的なる人物のみにして、寔に多士濟々たるものであつた。

信淵が此の會に出席するに至つたのは、畢山が既に天保二年以來彼の門人であり、又彼の門人の一人たる江川太郎左衛門が此の會員たることより考察して、此の兩門人の懇請によりて家學を講演し、夫れよりは蘭學者より新知識を得んが爲に、遙々鹿手袋より老軀を運んだことと思はれる。斯くて出府しては祐三母子の寓居なり或は昇庵の宅へ宿泊し、其の序を以て知友や門人を訪ねたことであらう。信淵の著述史上より考察すれば、家學既に成り以後は其の宣傳普及時代に入つてゐるから、此の尙齒會が諸侯の諮詢機關たるが如き關係にあつたのが機縁となり、殊に其の家學の粹たる農政學・經濟學・兵學が恰も此の時代の最も要望する所に合致してゐるので、是を契機として九鬼・水野・伊達等の諸侯伯に招聘せられ、彼が本格的にカメラリストと稱せらるゝに至つたのも是からである。

天保九年十月十五日は恰も尙齒會の例会日であつたが、會議も早や終はりて會員も過半退散して、十四五名の會員が残りて雑談に耽つてゐた。此のとき幕府の評定所記録方の芳賀市三郎が突然懷中より一書を取り出し、諸君是を一覽せられよ。是は國家の大事なりと思惟せらるゝにより、私がに膽寫し來れりと告げれば、一座鳩首して凝視するに、則ち英船渡來に就き和蘭加比丹の上書に對する評定所の決議文であつた。滿座是を觀て大い

に愕き、長英・畢山等相議して曰く、「英吉利の強盛は今宇内に冠たり。而してモリソンは久しく支那にありて、東洋の形勢に精通せる傑士なりと聞く。此の國にして此の人を使として萬里漂民を護送し來るからには、決して看過すべきでない。幕府の吏僚海外の情勢に通ぜず、英吉利を以て尋常の海寇となし、モリソンを以て船名となすを觀ても、其の迂頑なる察すべきである。若し此の決議にして實施せらるゝが如きことあらば、信を外國に失ひ、聲を海外に開きて、不測の禍變を醸生するに至らん。我等が平素蘭學を修め西洋の文物を攻究するは、一朝有事の日に際し、國家の用に供せんが爲である。宜しく所見を具して當路者の迷曠を啓發しなければならぬ」となし、長英は即日「夢物語」と著し、夢中甲乙の問答に托して、海外の形勢とモリソンの性行とを敘述し、擊攘の極めて不可なる所以を論辯した。翌年正月畢山は「慎機論」を著して愛國の文字を聯ね、幕議の頹陋を嘆じた。此の春信淵又「夢々物語」を著して、鎖國長夜の夢を醒まさうとした。是等警世の三著は世人の反響を呼び、モリソン號事件を逸りて、朝野の人々の間に議論が沸騰した。彼の慷慨の士を以て聞へたる勘定吟味役にして佐渡奉行たる川路左衛門尉聖謨・八王子同心組頭松本斗機藏、及び尙齒會員たる代官江川太郎左衛門英龍等は、或は上書し或は内奏して、英船擊攘の不可なることを建白した。信淵は此の著に於て、「モリソン殿が江戸近海にて二十發もボン／＼とやる様なる都合におし移りなば、求てもなき日本國中のよき御目醒と思ひけるなり」と云ひて、當局の備へなくして無謀なる打拂令を諷諫し、更に「言語・文字も通ぜぬ大海・沙漠を隔たる數萬里外の國と交易することは、上天公をぬるこしとして、天然の道に背き人工を用ひたるかして過ぎといふものなり。全く西洋の窮理といふものは、私意を用ひて智慧の過るといふ屬類ならんか。其内にも成程今日眼前支那より來た

聖賢の書、和蘭より來る天文・醫藥の類、日本の重寶となり諸形證據も有て、日本の益にならぬといはれぬ様なれど、おしつめて論ずる時は、天命自然に陰陽・晝夜に流行して、萬物を生ずる道理なりの天父・地母なれば、外國より習ひ傳ふるといふ事なくとも、開闢以來數千年の久しきを歴る内には、天然と出凡の人起り出て、天地を見開く筈の仕業なり。其外萬事の開けしもこれに准じ、實は外國をまたざるべし。併しこれは極上飛切の天地論なれば、しばらくさし置、今日既に書物も十分に渡り込て有、又天文・醫藥等の事も大方ひらかかりてあるならば、此上は學文・天文とも日本人の心掛・骨折次第にて、支那にもまけぬ聖賢の人物も起るべし。魯西亞・英吉利に勝る天文・醫藥の道も開くる筈の事なれども、何分日本は世界第一の國にて、甘きものを喰ひ過て安逸に暮さるゝに依て、人々が遊惰に流て魂氣薄き故に、何事も支那・英吉利などほどの事を得仕出さずして、彼を當にして親がより魂情といふ類にて、何分日本には傑出せし人物が少きからは、此度モリソンに交易を許さぬ申譯旁にも宜敷事故、此序に是迄の支那・和蘭の交易までも一切停止して、外國より書物・諸品も絶て來ぬ事になつたならば、日本にも不自由な事が合點が出來て、餘儀なく骨折工夫して、日本にもどれ程の人物、いか程の諸品も、外國にまけぬ様に成て來て、やれ支那の珍物じやの英吉利の奇品じやのといふとも、たまげもせぬ様に成て、レサノツト來たの、モリリンが來るといふさはぎも、無きやうになるはづの事なり」(註二)との皮肉交じりの警告を飛ばしてゐる。信濃は此の年の四月下旬の會に出席して、當時房州邊にて風聞されてゐた所の同國口間村の漁民が漁獵に出た處、金華山沖合ひに捕鯨に來た夷船の中に、大鹽平八郎が乗つてゐたと云ふ噂を、同地に遊んだ渡邊公平と云ふ書生が聞いて來たのを狩野宗得と云ふ書師から又聞きして話した。此の風聞も後に波紋

を巻き起した問題の一つとなつた。

此の山手組の蘭學者の一團たる尙齒會の人々を譏構して、彼等を搏撃せんと爪を磨いて附狙つてゐた者があらうとは、神ならぬ身の知る由もなかつた。夫は誰れならぬ幕府の大目付鳥居耀藏其の者であつた。彼耀藏は林述齋の次子、大學頭林煌の弟にして、甲斐守に任ぜられ、俸祿二千五百石を食み、性偏狹にして猜忌心深く、剛復にして猜智に富み、天成の酷吏とも云ふべく、陰險・貪婪飽くことなく、苟も己れに嫌らざる者あれば毫も假借せず、是を死地に陥れて後已むと云ふ風であつた。耀藏は嶺山が林家の門に學びしも、去つて洋學に走せ、然かも今聲名の高きを深く惡み、又江川太郎左衛門の爲に測量問題の儀に付面目を失ひしを含んでゐたのである。則ち長英が獄中より立原杏所へ寄せし密書に、「或人の説に、宿儒老先生(述齋)『夢物語』を一見して申けるは、如此書を述ぶる者可斬と爲り、又嶺山西學を好候を甚だ忌候由。又嶺山の西學を助くるものは、小生并三英と申是又惡み被居候由。是れ一原因と被存候。又當春江川・鳥居兩君浦賀巡見の節、海岸諸處測量の儀に付、其間不和の由承候。是は鳥居君に従居候御小人目付小笠原實藏と申者、少々町間衛心得居候方歟、大抵繪圖書認候處、其仕方不宜方歟、江川不服、仍て嶺山紹介にて小生社中の奥村喜三郎・内田彌太郎を招候處、貢藏右を恨み候儀に付、竟に其端を啓き候由。是又一原因と奉存候」(註三)とあるが夫れである。そこへもつて來てモリソン號事件が起つたのである。併し長英が「扱此年誰言ふ共なく世に傳はり、瑞臯等定めて罪を得べし杯取り〜唱へけれども、元是杞憂より起りて、一時國家の爲に忠言を書き認めぬるに、文明の盛世賢相上に在り、専ら寛大の御仁政を行ひ玉ひぬるにぞ官にも取擧玉はず、讒者も亦害を加ふること能はずして幾日を経ぬるに」と述べてゐる

やうに、長英・崙山・信淵等の著述はみな愛國の赤誠より成されたるものにして、固より召捕らるべき理由極めて薄弱なれば、如何に耀藏が私怨を晴らさんが爲に讒構せんとしても、未だ手を下し得なかつたのである。

然るに此のときに當り、蘭學漸く府下に行はれ、好事の徒往々其の説に基きて新機器を製し新事業を企つる者があつた。日本橋石町に山口屋金次郎（數人宿直 兵衛後見）と稱する者あり、亦夙に蘭學を好み、兩三年前より本艸家阿部友進に従ひて地理・物産の説を聴き、無人島を開墾して物産を興さんと欲し、秀三郎（詩翁）・順益（常州縣島島村一向・宗無量壽寺）・順道（同人）・大内五左衛門（水戸 齋藤治郎兵衛 交代寄合顧問 内匠家來）・本木道平（御徒）等十餘人の同志を得て、時々會議を開き、追次官に請うて渡航の事を決行せんとした。其の中に御本丸御中の口番を勤めける花井虎一と云ふ者が加はつてゐたので、小笠原貢藏が此の事を聞出だし、蠻社の徒を一網打盡するは、正に此のときにありとして雀躍し、虎一を招き甘言・好語を以て欺き、此の度無人島行きを催せる者共の儀を巨大に訴へ出で、山の手蠻學者流の過失を糺し、『夢物語』・『缺舌小記』などの作者を内奏せば、其の身假令無人島行き（社）に入ると雖も、是より出身し重職に擢んでらるべしと頻りに慫慂しければ、貪慾愚昧の蠢物なる虎一は、是を事實と思ひ込み、早速大目付へ尙齒會の連中の氏名を掲げ、彼等は醫事の外是に惑溺する者數十百人、遂に是を尊信するの餘り、本邦を卑蔑し蠻夷を尊崇するもの少からず、或は『夢物語』・『缺舌小記』等の如き無用の妖説を書き著はして、朝議を誹謗し人心を誑惑すると誣ひ、又金次郎等は黨を結び、羽倉外記・江川太郎左衛門・奥村喜三郎等是を助け、無人島開墾を名とし、潛かに外國に航海し通信せんとし、其の擧近きにある由風聞専らにして、其の罪みな死罪に當つてゐる。且彼是罪狀は同じからざるが如しと雖も、みな蠻學に惑溺するの餘りに出でたるものにて、尙風聞によれ

ば、大鹽平八郎とかねて親しく來往し、其の實はみな一味なる由、若し吟味が遲滯するならば、由々敷き大事に及ぶべしと、あることなきことを誇大に讒訴した。耀藏は是を觀て北叟笑み、宿怨を晴らさんは此のときとばかり、更に潤色して其の情狀を倍加し、關老水野越前守忠邦に上訴した。此のとき書き上げられた人名は左の如くである。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|
| 松平伊勢守 | 下曾根金藏 | 羽倉外記 | 江川太郎左衛門 | 渡邊登 |
| 高野長英 | 小關三英 | 僧順宜 | 僧順道 | 本時道平 |
| 望月菟毛 | 齋藤治郎兵衛 | 大内五右衛門 | 小林銑次郎 | 山口屋金次郎 |
| 山崎秀三郎 | 佐藤元海 | 花井虎一 | 齋藤某 | 元木道平 |
| 卷繪師秀三郎 | 山口屋彦五郎 | | | |

幕府にては此の上訴に大いに驚愕し、早速評議の上其の頭取たる者を逮捕して糺明すべしと一決し、先づ第一に崙山が召捕へられたのであつた。此の報一度市内に傳はるや、都下の蘭學者を震駭せしめた。信淵は此のとき偶々江戸にあつたが、門人鹽谷宥陰が深夜急報したので、竹口直江が茅場町の邸内に潛匿した。彼は既犯が十里四方追放であるので、此の度累犯となれば遠島以上となるべく、然る上は家學を繼續し得ざるは勿論、一家の破滅にも及ぶことであるから錯愕したことであらう。其のとき古詩二篇を賦し懷を述べて曰く、

幽 憤

猗蹉余不淑	嬰累當多虞	戾匪降自天
實是由頑疎	災至神即暗	誰能得觀豫
世網一何密	動手輒繫拘	上負生土恩
下愧良友顧	不惜一身死	只悔無美譽
幽阻悠且脩	辛楚交叢編	松柏凌霜青
然後知操固	厄運有定分	我亦何憂苦

○

宿昔杜雄志	蹉跎值頹暮	況乃余薄祐
屯蹇每有餘	恢々天地間	舉臂觸四隅
昔爲泥底龍	今爲押中虎	朋友意皆蔑
親戚亦日疎	糟糠曾不飫	皮褐豈覆軀
寒兒面我泣	餓婦對我訴	人身非金石
神志能不沮	徒懷孤默念	眷々懷故土

其の言何んぞ悲にして壯なるや、屢々遭厄しては立上がりて、家學の完成に邁進した彼ではあるが、今や七十歳の頽齡にある彼の屈心の哀情が察せられる。信淵は此處に隠るゝこと五十七日、妻孥の身の上を案じつゝ酒と葱味噌に幽憤を慰め、時運の定まるを待つてゐた。

さて此の事件の吟味は如何に進展したかと観るに、尋で齋藤次郎兵衛・本木道平・僧順益・同順道・秀三郎・金次郎・花井虎一の七人が召捕られ、十八日には長英が自首し、對決して審理を行ひ、二十二日一應豫審を終つて、舉山・次郎兵衛・道平・順益・順道は揚屋入り、長英・秀三郎・金次郎は入牢、虎一は歸宅を許された。小關三英は自殺して果てた。其の後數度の對決の結果、羽倉外記・江川太郎左衛門・奥村喜三郎・長英・舉山等は無人島一件に全く關係なきことが判かり、又内田彌太郎も寺社奉行所にて取調べの結果是又無關係なることが判明して、其の虚構なるに驚いたと云ふ位で、新しく逮捕せらるゝこともなく一應落ち付いたので、信淵は七月十日鹿手袋に逃歸り、同月二十八日再び身の危険を感じ、三室村の關野家に逃がれ、其の後鹿手袋の永堀家に歸つてゐるうち病魔に犯されてゐたが、既に述べたる如く嫁の病死の爲出府し、夫れより其の筋役人へ内々尋ねたるに深き穿鑿もなき模様につき、伊達・水野・九鬼三家の世話にて靈巖島長崎町の隠れ家に隠棲することゝなつたのである。

其の後此の事件は屢々審理があり、信淵の『夢々物語』も十月五日の評定所に提出されさうになつたが、信淵が行方不明の爲問題に上らずして其の儘沙汰止みとなり、十二月十日大草安房守高好が暴卒した爲、審理は南町奉行筒井伊賀守政憲の手に移され、變社事件と無人島一件との間には全く關係なきことが判明し、分離して審理

が行はれ、同月十九日畢山は在所蟄居、二十八日長英は終身禁獄となり、其の他次郎兵衛・金次郎・秀三郎・順道は獄死、阿部友進は禁錮、道平・順益等は過料又は御叱りを受け、虎一は大勢の者に難儀を掛け且餘罪もありし爲一生押籠隠居を仰付けられて、さしにも蘭學者達を戦慄せしめた此の裁斷は終つた。其の後畢山は翌年正月十三日田原に檻送せられたが、主家に迷惑を及ぼさんことを慮り、天保十二年十月十一日自殺し、長英は弘化二年三月二十七日牢屋敷の火事により出獄し、其の儘出奔したが、捕吏に狙はれ嘉永三年十月晦日自殺した。社會の轉換期に屢々觀るが如き此の事件も、耀藏の奸諂により頗る複雑怪奇なる姿となつて現はれたが、固より耀藏の舞文羅織であつたのであるから、江川太郎左衛門等に其の累が及ばなかつたにせよ、幾多有爲の人材を悲命に殞れしめたことは惡みてもなほ餘りあることであつた。併し信淵は宿蔭の師弟愛や竹口直江の友人愛に救はれて遂に此の厄難を免れたことは僥倖であつた。

註一。變社遭厄小記〔高野長英先生傳〕第三二頁—第三六頁。

註二。夢々物語〔日本文庫〕第二編第八頁—第九頁。

註三。高野長英獄中より立原杏所へ寄せし密書〔華山全集〕第一卷第一〇四頁—第一〇五頁。

三五 綾部の巡察

信淵は靈巖島の隠れ家に隠棲して、伊達・水野・九鬼三家に出入して家學を講じ、又小池・若松其の他の門人にも教授し、且著述に従事してゐたが、かねて伊達侯世子より懇望せられてゐた封事を何故か信淵はなか／＼上らなかつたので、其の代はりとして天保十年九月二十八日『弊政改革秘話』を上つた。此の書は信淵が會て少壯の頃津山藩にあつて、彼が其の弊政改革の黒幕に參して改革を實行した體験談を書き綴つたものであつた。

翌十一年三月四日信淵は伊達侯世子と八丁堀の九鬼侯邸に赴いたとき、綾部領の巡察を託せられてその旅行日取りを取り極め、三月二十六日四男祐三を伴ひ、愈々綾部領巡察の爲江戸の隠れ家を出發し、四月四日東海道の吉原宿に至りし處、偶々富士川の洪水にて川留に遭ひ、みの屋米右衛門方に投宿して開通を待つてゐた。此のとき恰も菲山に幸便があつたので、江川太郎左衛門に書翰を送つた。其の中に『久々拜顔も不仕候に付御館へ相訪可申哉に奉存候得共、執事は青雲の名士、殊に警戒極深き御方に被爲成候人の事故、遠慮仕り伺候不仕候。一田原侯の重役大抵皆愚老が門人に候間、畢山をも竊に可訪哉に奉存候。執事に所望は、憤而勿逆有勢之人、有勢の人をば大人・小人皆畏敬而可也。澆季之世に勤仕する者は、廉直なるも清介に過たるは危哉。御自愛御自愛』の一節がある。此のとき太郎左衛門は麴町事件以來病と稱して菲山に屏居し、畢山は在所に於て永蟄居を命

ぜられてゐたのであつた。

同月十日には三河國岡崎驛の本陣にて伊達宗紀侯に對面し、綾部行きに就きての打合はせを行ひ、伊勢の國には門人も多き事故、夫れより伊勢路に入り、同十五日には射和村に竹川彦三郎を訪ひ、かねて信淵の指導によりて開墾せし射和の上池を視察し、又乳熊村の竹口直江を始めとして、相可の西村氏、金剛坂の森島氏等を訪ね、山田の門人衆の宅には永々逗留し、尋で二見・鳥羽・波切・御座・南張・磯部等の地を遊歴し、伊賀越して奈良・宇治・京都に出で、同月二十九日綾部に到着した。

此のときの『遊歴記事』に、『愚老三月二十六日椿園を發足し、四月尾州を巡り、狭谷川を渡り勢州に赴き、白子及び安濃津・乳熊・射澤・遇鹿等に過り、伊賀の國に入り、長谷より大和に出で奈良に遊び、宇治川を渡り京師に過り、同二十九日丹波國綾部の郷に至り、竊に民間を巡行し、百姓等に作物を豊熟するの法を講習す。于時丹波諸邑草綿に夥しく紋蟲を生じ、且煙草にも蠅を除き去るの法を教へけるに、諸蟲皆即時に消除し去れり。此に因て村々の百姓皆大に悦び愚老を尊敬すること最も甚しく、隣國他領の民も亦來て法を受ける者あるに至れり。因て益々農事を精密にし、耕種培養に善を盡して作物を豊熟せしむるの法を講習するに、百姓貧窮にして田畑の入手に精細を盡すの力あること無し。況や肥養を買ひ用るの勢ひあらんや。於是乎予乃ち綾部七郷の大莊屋を會し、各々其の配下の百姓に、暫時の餘間を働いて日課錢を積しめ、以て諸村を充實せしめんことを勸化せしに、大莊屋共皆悉く信服し、承引の證書を出せ』(註二)りとある。信淵は綾部に到着するや、直ちに綾部郷・山裏郷・川合郷・口郡郷・中筋郷・川向小畑郷・川向栗村郷の七郷六十八村を巡察した。今信淵が綾部・坪内兩村に就き

て調査したる所を観るに、『綾部村、土地赤壤に頗る埴土を混ぜり。田方十六町一段七畝二十八步、畑方二十七町六段四畝餘、高四百四十七石餘、家數二百二十八軒、人別九百十五人、馬二疋、牛四疋。坪内村、土性綾部に同じ。田方十二町八段餘、畑方十五町四段餘、高三百二十石餘、家數百七十五軒、人別六百五十五人、牛二疋。此の二ヶ村は御陣屋下の町屋なり、故に合して此れを論ず。當國は古來木綿を以て第一の物産として百姓等皆能く木綿を作ることを勉強す。然れども小百姓には貧窮人多くして、干鯛・干鯰・油糟等を始めとし、高料なる肥養を用ふること能はず。唯だ山禁の許あるを待て野山に上り、芝青草を刈り採り來りて埋肥するに過ぎるのみ。故に米・麥及び木綿其他黍・稷・大豆・小豆・粟・稗・菘種・烟草・茶・麻・蔬菜等を作るも、草肥を用るのみにて善良なる糞培を用ざるが故に、大略は熟成すると雖ども、眞の豊熟を得ること稀れなり。唯だ幸ひに此處の土性は埴土混りなるを以て、凝固易く頗る作物の害を爲すを、彼の青草にて解釋して土を凝ざらしむることは甚だ宜し。然れども作物を眞に豊熟せしむるには、干鯛・干鯰・油糟等の上糞肥を過多に用ふるに非ざれば得べからざることは論ずるに及ばず。愚老此の地の百姓をして上糞肥の高價なるを存分に用ひて諸作物を眞に豊熟せしめんことを欲す。然れども奈んせんや、小百姓の貧なることを。故に先づ泉原法を施行して村々を贖給ことを圖れり。是れ日課積み立てを勸化する所以なり』(註二)と述べて、其の村の土性・田畑面積・石高・戸數・人口・牛馬數・産業・人情の基本調査をなし、更に國土計畫的計算に於て、『綾部・坪内兩村の田數合して二十九町許り、此の田數合して二十九町許り、此の田に麥を作るときは搗麥大約三百五十石を得べし。又此の田十分の二ほど木綿を作る様子なるを以て、此の分五町八段を引て残り二十三町餘の田に稻を植るときは大約四百六十石餘を得べし。又

右兩村の畑數合して四十三町の餘、其の十分の二は種々の蔬菜を作るべしと見て、此の分八町餘りを引いて残り三十五町の畑に大小麥を作らば、大約搗麥四百二十石を得べし。又其畑四十三町の中に於て、十分の六は木綿を作ると見て、此分二十六町許を引いて其残り十七町有り、其の畑に作る諸物を審に暗算し、且つ其地面を踏勘するに、四町は大豆を植へ大約六石を得べし。二町は小豆を作り三石を得べし。二町は黍、二町粟、二町稗各々三石許づつを得べし。其他二三町は茶及び諸菜・菘種を作るを常とす。然れば米四百六七十石、搗麥七百七八十石、大豆六石、小豆三石、黍三石、粟三石、稗三四石を産するは、右の二村年々穀類を作出すの概なることを知る。且つ又二村高七百七十石許なれば、御年貢大約三百八十石餘なるべし。三分一は銀納すると雖ども、二百五六十石も米納すべし。残て米二百十石、麥七百七十石餘は二ヶ村の食料なり。然るに二ヶ村人別千六百人なるを以て、一人日々五合扶持と積るときは、一ヶ月二百四十石にして一年には二千八百八十石の算當なり。故に年々二村の産する所にて足らざること一千九百石なり。此に因りて食物には黍・粟・稗其の他の諸菜と茄子・豇豆莢等を糶糶として、穀類の不足を補ふと雖ども、第一の糶糶とする者は菜菔にて、此れを食ふこと穀類五分の一に當る。然れども尙足らずして米・麥を糶ること六七百石に及ぶ様子なり。——貴賤・貧富を平均し一年分の費用を算するに一人金二兩に下らず、且つ食料の不足を買ひ入るべきも亦米・麥を合して七百石、其の外居家を修理し戸障子及び筵席を買ひ入るゝ等年々五千兩宛の金を贏得に非ざれば、此の二村四百家千六百人の性命を保全することを得べからず。然るに上に説たる如く、此二村の物産は三千金に過ること無きを以て年々二千金づゝの不足なり。——愚老此二村に於て經濟の要道を精しく論辨講究する者は、抑々此の二村を治る法は即ち御領内の村々を治る

模範にして、他村を經營するには唯だ此法を擴充すべきのみ。故に泉源法を行ひて百姓の貧を救ひ、作物を十分に豐熟せしむるの基根を立たり。且つ又別に此の二村を大に富實するの一策を工夫せり。積立金利倍するの後に此の策に従事すべし。財用多からざれば其事成就すること難し。大早計を爲すこと勿れ。綾部・坪内二村を富實する策とは、極上品なる烟草を作らしめんことを欲するなり(註三)と論述せるあたり、今日國土經營の大計を樹つるに當り、彼に豫示せらるゝ所頗る多きものあるを覺える。斯くて信淵は精調の結果、村老等に向つて、「汝等既に天恩・國恩の洪大なるを知れり。因て報恩・謝徳の勤めと思ひ、社會の積立講を始め、天災・人災の備へに手當を設て國君の御心を安んずることを勤めよ。凡そ人身二十歳以上六十歳以下は、誠の心を發して社會を取立んことを欲し、少頃の間手足を勤すときは、假令は繩を綱ひ草履・芒鞋を作り、或は絲を採り苧を紡とも、晝夜十二時間の中に僅一錢の働きも出來ざること絶て無き者なり。且一軒の家にて三人も五人も居るもあり。然れば汝等小前の百姓我が勸化の主意を會得せしめ、家一軒にて一日一錢宛の積立を始め、各々其村の庄屋に取集て之を年一割の利足を加て貸付利倍するときは、年を歴るに従ひ増加るべし。金高に爲るを以て凶年・饑饉の備へ及び疫癘の流行、其外災難を濟ひ或は極窮なる百姓に撫食を與へ、且又田・畑の耕作に糞肥を存分に用ひさせ、培養に精細を盡さしむる等の手當と爲し、境内一致して之を積み、各々其村々此積金を本資として國內村々漸々富實すべきの備へを立るときは、我即國君に願て次第に盛に草綿を作ること免さん。我が勸化は汝等が村々を富實して永久衰微すること無からしむべきの寶なりと知べし(註四)と演說せしに、村老等大いに悦び、領内一統談合し、僅か十四日の中に綾部七郷六十八村はみな信淵の勸化に従ひ連印の受書を出したのであつた。是は五

月のことで、此の誓約に調印したのは栗村觸頭長兵衛・小畑郷觸頭勘兵衛・三宮郷觸頭三郎兵衛・山裏郷大莊屋代部左衛門・川合郷大莊屋胡十郎・中筋郷大莊屋嘉右衛門・綾部郷町年寄仲右衛門・同役慎作・綾部郷大莊屋三郎右衛門・同役大助の十人であつた。翌六月藩主九鬼隆都侯も歸國せられ、此の始末を聞きて大いに喜び、獎勵の趣きを以て六十八ヶ村軒別銀三分づゝの割合にて、綾部七郷社倉の積初金を賜はつた。此の隆都侯は大兵肥滿にして文武に達し、屢々江戸城内に於て武術・馬術を將軍の閑覧に供せしこともあり、「勵武闘歌」等の著述もあり、江戸城明渡しの際には大いに奔走して江戸市中を兵火より免れしめ、又仙石・相馬兩侯家の御家騒動を治め、或は講武所總裁等も勤仕し、頗る英邁の資であつた。信淵は隆都侯の積初金を村々に割り當て、且侯の御書の寫しを添へて即日七郷の大庄屋に分配したるに、七郷の百姓は藩侯の仁慈に悦服して萬歳を唱へたと云ふ。併し信淵は數多き百姓中には、一日一錢と雖も積得ざる者のあらんことを慮り、六月三日七郷の大庄屋に觸書きを出して、信淵宛の誓約書を名張傳次郎・中西紋藏の兩人に譲り渡し、以後は右兩人と村役人として立會ひの上にて會計を爲さしむることとした。其の後信淵は名張傳次郎を伴つて廻村せしに、百姓等信淵を尊信すること遊行上人を敬拜するが如くであつたと云ふ。信淵の此の泉源法の見積りに依れば、初年には六十兩の積立て金が集り、十年目即ち嘉永四年には、積立金と利倍金とを合算して二千百兩となる勘定であつた。隆都侯は斯くて重臣中より忠誠にして慈愛深く、能く下情に通じたる沼田安平を窮民救方と爲し、安樂島孫六を教諭方と爲して、此の泉源法の存續を圖らしめた。信淵は此の法の行はれるを悦び、「綾部小藩なりと雖ども、我が泉源法を行ふこと斯の如くなるを以て、一三十年を経る者ならば、村々皆富實豐充して近隣無双の隆盛國と成るべきこと疑ふべき者なし」と斷

言してゐる。佐藤家經濟學の奥旨としてゐる泉源法——報恩講——社會は、斯くて綾部七郷に於て實際に行はれたのであつた。此の一事は信淵の綾部行に於て最も意義深きものであり、又信淵研究に就きて最も重視すべき所である。

爰に於て信淵は綾部巡察の要務を完了したので、六月二十五日栗村の客舎に於て「遊歴記事並泉源法」を記述し、又綾部七郷六十八村を悉く巡察し、審かに氣候の寒暖を驗し、精しく山河の形勢と度分の經緯を測り、明かに土性の剛柔を辨じて、作物の適否を探り、耕種・培養の異同を折衷し、一村毎に其の土地を經營簡裁し、百姓を富饒ならしめる仕方の始末を細かに記載して、「巡察記」三卷を著し、此れを隆都侯に上つた。此の書には各村の情況を一々精説審記せるのみならず、所々に信淵の經濟思想を觀るべき記述がある。則ち「豪富なる者は田畑を始として山澤・林藪を悉く買ひ取り、數百家の産業を兼併し、其の勢ひ有土の君に均く世に此を素封と稱す。——豪家の産業を兼併するの制度に正經の沒を以て、世上の貧富片落に爲て、孝弟愷肅にして飢寒に困むもの有り、薄行貪勝にして豊福を樂むもの有り。故に國君仁惠を施すと雖ども、富人の爲めにのみなりて、貧民までは行届かざること多し。假令行き届くこと有るも饑荒の年に穀類を賜ふの類に過ぎるのみ。誠實の仁政と云ふべき者にあらず。誠實の仁政と云ふは、孟夫子の説れたる如く、民をして恒の産あらしむるを云ふ。今夫れ仁心仁聞ありと雖ども、民をして恒産あらしむるに非ざれば、徒善にして惟辟奉天の本業にあらず。君侯夫れ憤發し給ひよ。愚老が泉源法は、貧民に恒産を授與するの政なり」(註五)と云ふが如き、彼の經濟觀が點描せられてゐることである。此の書の卷末に隆都侯は跋を記して、「上敬昊天之心、下愛萬民之身、先生之學可謂先王堯

舜之遺法也。夫有仁心仁聞、民不蒙其澤、不行先王之道也。當世儒者口稱其事、心不知其法、可謂徒書、不以足爲政、徒法莫以自行也。先生幸來游此地、故請得被巡察敝邑、而有筆記名曰「觀察秘記」其言確而遠、簡而詳、實敝邑爲萬代之寶——。天保十一年八月九日藤原隆都謹誌（註六）と述べて、一篋を製して帳中に秘藏した。

信淵は是を以て綾部巡察の使命を果したが、尙少時滞在して、八月朔日には「培養秘録」の第二十二章以下を筆して同書四十五章を全備し、祐三も信淵が綾部の勤農教諭の官人安樂島孫六に語りたる百姓教諭を筆記して、「済民瑣言」二卷となした。信淵は更に九月二日「農政學解嘲辨」を作つた。

斯くて信淵は愈々綾部を後にして歸路に就き、途中但馬・丹後を巡り、天橋立に遊びて京都に出で、小石玄瑞が家に滞留してゐたが、偶々新宮涼庭が南部より歸り、信淵の歸るを待つと聞き、涼庭が家に泊し被を俱にして、豪談に夜を徹せりと云ふ。夫れより東海道を経て同月十九日七ヶ月振りにして江戸に歸着した。伊達家よりは綾部巡察の慰勞として、二十三日小池九藏を遣はして色々の物を賜はつた。翌二十四日には茅場町に竹川竹齋を訪ねて種々の土産話に花を咲かせ、綾部に於て社倉を設けたることを物語しけるに、竹齋は此の話の聞きて、後是に倣ひて射和にも是を設けしと云ふ。此の年如何なる故なりしや、信淵は筒井肥前守より有馬侯への出入を禁ぜられ、又諸門人みな不通となり、爲に年々の收納三十金減少したと云ふ。翌十二年二月には「責難錄」を著して伊達侯に獻じ、又同年十月には「鳥羽領經緯記」を作つたが、此の兩書には綾部巡察の事が記されてゐる。

註一。遊歴記事並泉源法『佐藤信淵家全集』中卷第七九一頁。

註二。巡察記（上卷第二丁—第三丁）。

註三。同書（第三丁—第二丁）。

註四。責難錄（佐藤信淵家全集）中卷第七五三頁—第七五四頁。

註五。巡察記（下卷第二七丁—第二八丁）。

註六。同書（第三九丁—第四〇丁）。

三六 信淵の經濟論 (二)

信淵の化政年間に於ける經濟に關する思想として擧ぐべきものには、『我家の經濟學は、天地の神意を奉行し、世界の蒼生を濟救すべきの大道なるを以て、上天の明威を畏れて、恭儉の二徳を脩め、奢侈放蕩の行を嚴く警むる』(註一)と、『蓋し政事は時の中を執を貴ぶ。故に百姓を率育するには、和漢古來の法章を審にして其可否を熟察し、此を當今の世に校合せ、能其時と所を鈞據て、大桀小桀に至らず、亦大貉小貉にも流れずして、上下の共に安かるべきを權り、尤に其中を執行を極致とするのみ。且又國家に主たる者の深慮るべきことは、下民に豪富なる者の出來る一事なり。故に商人と撲買人(つちかひにん)と債主の三種、豪富にして兼併典當を事とする者をば、嚴く煦管せずんばあるべからず。孔子曰、周に有大賚、善人惟富と、善人の富は施を好が故に可なりと雖ども、若不善なる人の富に至ては必ず利を貪の念ありて、豪富の勢に乗じ猜謀の權を逞して、花利の金の貸出し、數十家の産業を兼併せ小百姓を吞噬こと虎狼よりも劇しき者なり。貧民皆其迫蹙督責に困厄て故土を離散し他郷に流落する者其數を知らず。故に凶荒の年にも非ずして小百姓を饑寒に死せしめ、國家の人別を減少する者は豪富の民なり。故に愚老此三種の民を國蠹と名て竊に此を畏る。皇國は中世以來此國蠹を制御するの法なきを以て豪家甚多く、天下の貨財過半は彼國蠹等が有と爲て、諸大名と雖ども給を債主に仰ざることを得ざるに至れり。——警むべき

の第一なり』(註二)と云へるが如き根本思想に於ては變りはないが、天保四年より同七年迄頻年行はれた饑饉に於て江戸府内にて餓卒を街頭に直視し、又水野越前守の天保改革の施設を實際に見聞したこと及び信淵自身が高齢に達したるが爲に、其の經濟思想に轉換を示現して來たことが現はれる。則ち『物價餘論簽書』に『去癸巳の年より丙申の年に至り、諸國頗る凶作にて國々の飢民多く御府内に流れ來り、餓殍市街に過ぐ目も當られざる事なりき』とか、又『濟四海困窮建白』に『今度の御改革は上も無き御仁政にて、殊に士・農・工の三民には別して難有御慈惠、欣戴之至に奉存候。扱又商人中に者是迄不屈成る家業仕り、欺人貪利候も不少候得共、御慈悲にて死刑にも不被仰付者共等は、何卒其心を改め良民に相成候而天年を保全仕り、上様の御仁惠に奉對べきの事に御座候得共、皆悉く奉悉入其の中に、是迄莫大の利潤を漁得候金持は事ともせず、何か工夫仕り罷有候得ども、小前の貧者共は渡世の奈とも可爲様のなきに當惑し、悲歎のみに迫り居候様子にて、三都其外町場・諸湊繁華の地必至と困窮の趣に御座候。——今の時に當て新に平準館を置き、伊尹が制度を立て候はゞ、年々三四十萬金の御益起り候而、多年ならずして府庫悉く満溢すべし』とか、或はまた『物價餘論簽書』に『即今の上様は英果絶倫の御明君に御座て、數百年の弊事を改革し給ひ、一時の御仁徳に頼て世上惟新ならんとす。愚老が家祖先より世々伊尹が通伊開闢法を講究し、何卒此を申上げんと多年時を待て遂に今年に至れり。愚老既に耄せりと雖ども、幸に長壽して所在明時の仁波に浴し、頻に御國恩を報謝し奉らんことを欲し、祖父以來の宿志を筆記し、古の卑き野人野芹を獻じたる如く、萬一御用に立つべき事もや有んかと、越俎の刑をも願ずして上言す。愚老年七十六、刑を蒙るも死し、刑を蒙らざるも死期の遠からざることを知れり。故に逆も死すべき老朽なれば、先祖

以來御國益と存じたる工夫數十條を申上げて死せんことを欲す。時なる哉時、今の時に申上げずして何れの年をか待べき(註三)と云へるによつて是を察し得られるであらう。此の頃著はした彼の經濟書には左の如きものがある。

物價餘論	一卷	天保九年
別本物價餘論	一卷	同十年
農政學解嘲	一卷	同十一年
農政教誡六箇條	一卷	同十二年
物價餘論簽書	二卷	同十三年
濟四海困窮建白	一卷	同十四年
濟民儲說	一卷	同十五年
子虛に答へたる復古法	一卷	同十六年
經濟問答	一卷	同十七年
復古法概言	一卷	弘化二年
復古法問答書	一卷	同十八年
復古法	一卷	同十九年

經濟秘書	一卷	同四年
權貨法	一卷	同年
別本權貨法	一卷	嘉永二年

今是等の書の内容を従來の經濟書に比較すれば頗る實際的となり、又著しく統制經濟的となつて來たことが目立ち且甚だ信淵の經濟學の特徴を發揮して來てゐることが知られる。是は信淵が經濟を論ずる目標が眼前に現實の問題として横たはつてゐたからである。即ち古法の經濟の立て方の如く三年の食料を餘すどころでなく、其の年の食料にも著しき不足を告げると云ふ饑饉が屢々襲ひ來つたと云ふ社會情勢の窮迫、既に天保二年頃に先驅してゐる所謂天保改革と云ふ政治の一大動向、モリソン號事件を契機として國內問題にのみ没頭してゐられないと云ふ對外策、此の三つの大きな難問題が既に提出せられ、是に對する明快なる解答を政治家なり經濟學者なりに要求してゐたのである。此の頃の信淵の經濟論は此の三つの難問題に對する解答として前記の諸書が著はされた譯である。信淵はこの三つの問題に對して經濟一つで解答をして居るが、其の内容を分析すれば自ら經濟・政治・對外策に亘つてゐる。従つて頗る晦澁にして且彼自らが此の頃著はした『責難錄』に「老耄の多辯にて鄭重謳謳反復頻りに曩」つてゐると云ふ如く諸書の間には截然たるものがないが、分析亮察し其の代表作として『物價餘論』及び『物價餘論簽書』並に『復古法概言』を取上げて觀ることにする。『物價餘論』は某侯の諮問に應じて執筆奉呈した建て前になつて居り、松平定信の『物價論』を批評論駁しつゝ自己の論策を進めてゐる。先づ定信が

「物價の騰貴は金・銀・錢の位を失ひたると、造る者多からず費す者多きと人氣の習るゝとの三つなり。其三つを押尋れば奢侈の一に歸す。是を平準ならしめんには、奢侈を禁じ節儉を示し、廉恥の心を引立るにあり」と云へるを評して、此れは公論ではあるが、寛政以來の世態を観察するに、物價の騰貴は米穀を第一とすれば、米價は年の豊凶に支配せられる。是は自然の勢ひなれば、奢侈のみが物價騰貴の原因と観ることは出来ぬ。而して物價を平準ならしむることは、人力にても其の術なきにあらず、夫れには先づ假に制度を立て、第一には舊制の如く粃の買上げ貯蔵を爲すこと、第二には公儀より金五萬兩を出し、都下の米問屋・仲買・春米屋共より金五萬兩を出さしめ、都て拾萬兩の米を買上げて蓄へること、第三には公儀より金五萬兩を出し、都下富豪の者より五萬兩を出さしめて拾萬兩と爲し、是を江戸廻米の地方へ貸與へ、年一割の利息を加へて粃にて上納せしめることとする。斯くても米價が下落せざるときは蓄藏米を春米屋へ賣渡して、最高價格よりは騰貴せしめず、斯くの如くして數年を経るときは、天運來りて再び米價は安定する。此の法を以て萬世變せざるときは米價に著しき變動なく、士・農共に其の利を齊うして、萬民餓死の愁へを免れるであらうと云ふのである。此の書は全部十二章より成つてゐるが、其の要とする所は、四海困窮して貧富の片落しとなれること甚だしく、是は畢竟するに、漁利に敏なる大商・豪農が有ゆる奸猾なる手段を盡して金を吸收するを以て、是が勢ひとなり天下の貨財其の七分は是等の豪家に併吞せられ、大國を領する諸侯と雖も平生取り扱ふ所の金銀は、大抵豪家より借りたる金・銀のみに賄つてゐる始末なれば、小民は彌々困窮に迫り、或は饑饉にもあらずして飢え寒えて死し、或は故郷を流散して路頭に迷ひ、物産の出づることも是が爲に乏しく、村々の人別も是が爲に減少することが少からざるに至つて

ゐる現状である。而して信淵は是を以て四海困窮の病根なりと爲し、是を救濟するには、昔伊尹が物産を統括して、大いに商國を富ませし大經濟の奥旨即ち平準法を實行するの外なしとして、(一)物産を統括し庶民を安養するの順序、(二)金・銀・錢三幣の制度を確立して官庫を充滿せしむること、(三)交易の利潤の油斷すべからざることを、(四)諸國の都會に産物役所を立て、仕入金を出して括囊すること、(五)四海困窮の原因は官庫財用之乏しきによること、(六)物産統括の制度の缺くべからざること、(七)糜米蓄積の少きこと、(八)奸雄を威鎮して四海の人心を歡娛せしむべきこと、(九)四海の大富官庫に歸する萬全の治術の九條を擧げてゐる。

信淵が「物價餘論」を著したのは天保九年の秋であつた。信淵は此の書を著したるに就き、「某の君侯物價の意外に貴く且又融通も甚だ厄塞して、世上一統難澁なるを憂ひ、此を濟ふの良法を問ひ給ふと雖ども、物價を平準し時艱を濟救すべき制度は、一境の君の能くすべきの業に非ざるを以て固辭せり。然れども某君頻に請て止まず、故に天明の末に松平越中守定信君の述べ給ひたる「物價論」を主とし其餘數條を演繹し、これが餘論を綴て以て其責を塞ぐ。然れども時その時に非ず、人其職にあらざるを以て、言はんと欲する所をも口を鉗めること多し」(註四)と云つてゐる。尋で天保十三年秋即ち天保改革の始まつた年に、「物價餘論簽書」を著した。而して此の書を著すに至つた因由に就きて、「即今の上様には英果絶倫に御坐して事を言ふの人々御賞詞を蒙りたるも有り、卑賤愚老が如き者迄も其有難き事心魂に銘じて、其欣戴の餘り高曾祖父以來御國恩を報謝し奉らんと、多年工夫を凝せし御國益の事件を申上ぐべき時至れるを察し、右「物價餘論」に十餘條の愚按を簽書し以て奉呈す」(註五)と述べてゐる。「別本物價餘論」の卷末に伊達宗城侯が、「此書は佐藤元海著述にして、物價之騰貴す

るを押え、後世の害を除く一冊也。水府公一覽之末、終に以朱書被答返。朱書者即水府公筆也」とあり、水戸烈公は一覽の上、「其人存則其政舉云々にて、如何なる良法ありても其人なければ徒法にて、賄賂の媒となること必せり。況や此冊子之論眞の良法と可言哉否、保亥夏日」と評して宗城侯に返却してゐる。保亥は天保十年である。是に依つて觀れば曩に「物價餘論」に某侯とあるは宗城侯にして、信淵は此の書が水戸烈公の閱する所となつたので、信淵は思ひ切つて、從來の一諸侯伯の邦域を富まし人民を救ふの經濟論より發展して、日本全國の財政刷新策に及んで陳ぶるに至つたのであつて、爰に彼の經濟論の著しき飛躍が認められるのである。而して信淵の意圖する所は、「物價餘論簽書」を再び宗城侯を通じて天下の副將軍と稱せらるゝ水戸烈公の閱覽に供せんとしたのであらう。

『物價餘論簽書』には、(一)寛政度七分金及び『物價論』の旨趣、(二)山下幸内上書の謬見に對する駁論、(三)往昔傳説物産を括護し、天下を掌上に運らしたる鴻圖、(四)廣財の大道は富國強兵にあり。是先聖黎矩の遺たること、(五)四海保有の機密に對する痛論、(六)相場を上下する權柄を取揚げ、國益を興すべき樞機、(七)府庫を充滿し四海に賚し萬姓を悅服せしむべきこと、(八)水戸中納言齊昭卿「物價餘論」を評せしこと、(九)人生れて愁あり、主なければ即ち亂る。聰明の人は是を治めて、農民には耕作を勵ませ、百工には器物を造らせ、商人には有無を交易せしめ、天下の物産を統括して大いに四海の貨財を輻輳し、萬姓に賚るべきこと等を論じ、更に弊事を除き仁政を行ふべき十三ヶ條を擧げてゐる。即ち、

- 一、七分金を止め町火消の法を改むべきこと。
- 二、町屋を土藏造・塗屋と爲すべきこと。
- 三、岡引及び惡徒を嚴制すべきこと。
- 四、物賈・亡賴の徒を處分すべきこと。
- 五、黄金絶乏、世界銀貨のみとなりたること。
- 六、内洋(江戸灣)を經緯する雄圖を起すこと。
- 七、旗本を藏米渡しにし、地租を改正して公益を起すべきこと。
- 八、兼併を破り小百姓に分配力作せしむべきこと。
- 九、根本を固くし枝葉を壓するの易きこと。
- 一〇、不耕して食ひ、不織して着る者を減するの商略。
- 一一、財聚する後大いに本を務め弊を改めること。
- 一二、軍備を充實する。
- 一三、同上。

是に依つて信淵の經濟論は、單に經濟のみならず、政治・軍事に迄進展して、當世の緊要なる事務總てに及んだことが判かるであらう。而して信淵が此の書を成すには頗る意を決したるものゝ如く、自ら「越俎の罪其逃れ

がたきを知る。伏願くば憐察を垂給へ」とも云つてゐるが、後赦免運動の起つた際、鹽谷岩陰が九鬼隆都侯に宛てたる書翰中にも此の書が取り上げられ、「物價餘論簽書」は、「何分平準館の一條、桑弘羊・王安石の故弊も御座候間、逆も當世に向申間敷敷に奉存候付、是を差出の儀は先づ差止置申候」とある位にて、頗る幕府を憚つたことが窺はれるのである。

其の後信淵は弘化二年に「復古法概言」を著した。復古法とは信淵に従へば「復古とは澆季に至り四海困窮に迫りたるを、古代の富盛なる時の如く恢復するを謂ふなり」とありて、即ち堯・舜・禹・伊尹等の如き古聖賢の執れる經濟策に復りて、當世の弊政を改革せんとの意である。而して復古の文字を用ひたる書が多いが、「復古法概言」は信淵が曩に弘化元年の冬一貴人の需めにより、「經濟問答」を著したる處、はしなく關老水野越前守忠邦の觀る所となり、同二年正月八日近臣秋元宰介を使者として鹿手袋の僑居に信淵を訪ひ、復古法の義を諮はれたるに答へる爲著したものである。此の書中に説ける所は、我が國の經濟組織の改革案にして、彼の説によれば第一に商賣を官營とし、其の爲に町奉行一人を増して三人と爲し、其の上席の者をして此の事務を掌らしめ、且勘定奉行をも兼ねしめ、又京都・大阪にも奉行一人を置きて、水陸所産の萬物を統轄せしめる。第二物價を公定し、商人は其の取り扱ふ貨物の輕重によつて、夫れ相當の手数料又は口錢を與へること、又諸職人の工銀より諸貨金に至る迄、總て仲間に頭取を立て、賃銀の定式を立てしめる。第三には三十分一税を課し、萬種の産物を賣り捌きたる代金の總高三十分の一を刎ねて奉行所に積み置きて廣濟の資金に充つること。第四は官庫を充實せしめる。是は三十分の一税を府庫に多く蓄へ置くが、是が復古法を行ふ眞の趣意にして、災厄の起つた場合等に

於て、天下の人民を弘く濟ふ爲に備へるのである。而して是に依つて大商・豪農の兼併も自然に衰へると云ふのであつて復古法の骨子である。第五は商賈を奨すると云ふことである。商賈を奨するとは商人を監督すること、昔より凡そ天下國家を治めるには九經がある。即ち(一)我が身を修める、(二)人君は師友・賢者を尊む、(三)親族と親しくする、(四)大臣を敬重する、(五)群臣と一體と成つて是を愛撫する、(六)庶民をいつくしむ、(七)百工を好遇する、(八)遠方から來た旅客・商人等を安んぜしめる、(九)諸侯を手なづけることである。然るに商人を監督する一經がなかつた爲に、天下の貨財の大部分は商人に占められて、或は天下を失ひ、或は士・農も困窮するに至つたので、自分は商人を監督するの一經を加へて十經とすると云ふのである。第六は収益の利用法である。信淵が計算したところによれば、當時の日本全國の産物賣買代金は凡そ一億三千萬金に及んでゐる。右の内一億金ばかりは諸侯や諸領主の領地に於て交易せられ、其餘の三千万金ばかりの産物は公領地で賣買せられる。されば江戸・京都・大阪・大津・伏見・奈良・堺・兵庫・其の他駿河・甲府・長崎・新潟等にて賣買する諸産物を取り集めるときは、毎年其の金額は三千万金を下らない。依つて至誠を以て商人達を納得させ、諸産物を奉行所に集めて置くときは、三十萬金の三十分の一の税を掛けて百萬兩が得られる。其の内七十萬金を投じて廣濟の仁政を施し、尙又百年以來人民に申付けて來た種々の租税と親金・七分上納金とを廢し、町火消を幕府の直營とし、又年々十萬兩づゝ米を、五萬兩づゝ麥・粟・稗を貯藏し、夫れから金銀貨の改造を禁じ、郡代金・親倉金等の花利金を貸出すことを止め、民間の者と利益を得ることの競争を止め、度々仁政を施して上下人民の困窮を救はれたいと云ふのであつて、此の項には頗る傾聴すべき至言・卓説が盛られてゐる。

信淵の此の著が完成したるときには、水野越前守は再び罷免せられて、夫れが政治の上に反映することが出来なかつたことは惜しむべきであつた。併し信淵が非常時經濟を切抜ける策としても、又高度國防國家を建設するにしても、將又、國家永遠の繁榮策を畫するとしても、統制經濟に據るべきことを當局の忌諱をも恐れず大膽に論述して、我が國に於ける統制經濟學の先驅を爲したことは偉とすべきである。

信淵の經濟學の最後を飾るべき著述として、弘化四年に『權貨法』が成つた。同書の理財法中に「國富むときは、兵威も亦自ら強し。府庫空虚、武備弛弱なるは皆是權貨の業を賤とするより來ることを察すべし。歐羅巴の諸國は五百餘年前より理財を治國專一の業とし、國王も亦自身に其の事を勉勵す。故に何れも皆國富み兵強く、廣大堅固なる戰艦を裝し、萬邦に通商して種々の物産を交易す。其の姦智顯敏なること皇國の賈民に勝れり。且つ其の行く所の諸國に武備の衰弱なるは、直ちに此を攻め伐て其の國を奪ひ取り、己れが州郡と爲し、守令軍卒等を置き其の民を撫御教導し、此地の物産を集て本國に輸る。故に其の本國の富盛すること益々廣大なり。近來其の最も強大世界に横行するを諸厄利亞國とす。其の屬州三大洲に漫衍せり。又亞細亞・亞弗利加・亞墨利加三大洲の諸國は、交易賣買の業を勤る者を商人と利を争ふと譽り、國君も大臣も此を賤んで此を爲こと無し。故に海外に船を出して萬國に通商する者は絶て有ること無きを以て、貧窮にして武備の弱き國のみ多し。故に歐羅巴の諸國より其の國を攻奪ひ、或は國王を誅戮し、或は其の王を擒にして此を本國に送て、其の國を亡したること幾百と云ふ數を知らず。今は存する者は僅なり。夫れ滿清は世界第一の大國なり。然れども今はエギリスに年々銀六百萬兩を獻りて、纒かに免るゝに至れり。此を以て察すべし。國王の物品を轉販することは、誘る者の大誤

なることを「註五」と、東西思想の相違を説き、經濟賤視の恐るべきを論じ、興亞の必要なる所以を豫示してゐたことも觀逃すべからざる所であらう。

註一。經濟要錄『佐藤信淵家學全集』上卷第六六頁。

註二。農政本論(同書中卷第一頁—第二頁)。

註三。物價餘論發書(同書第五四五頁)。

註四。同書(第四九九頁)。

註五。權貨法『佐藤信淵家學大要』第三六一頁—第三六三頁。

三七 師弟愛に花咲きて江戸に還る

信淵は末男の祐三が幼より穎敏なるを以て、家學六世を嗣がしめんとして遊歴にも同伴して指導して來たのであつたが、旅中より肺瘍を病み床褥に臥す身となつた。天保十二年南部藩の老臣横澤兵庫はもと微賤であつたが藩主南部信濃守利濟侯に拔擢せられて家老となり、近習頭と傳役とを兼ね専ら藩政改革の衝に當つてゐた頃であつたから、信淵を招いて仕へしめんとしたが、彼は老齡の故を以て是を辭任した。されど信淵の説を聞かんとしたか、息昇庵を侍醫として仕へしめた。祐三が長く病床にあるや、兵庫と同藩の側用人田鎖六兵衛は祐三に醫藥の料を贈つてゐた。此の年十一月二日祐三は遂に此の世を遊いて信淵を落膽せしめ且祐三が長病の爲生活は窮の上又窮した。然るに同年十二月二十五日には次女りそを深川に棲む富士御寶藏番根津清左衛門方へ嫁がせた。此のりそは十一月十八日附竹口喜左衛門宛書翰に據ると、門人中西素六方へ養女に遣はしたのであつたが故ありて引取り改めて根津方へ嫁せしめたことが知られる。此の婚禮のことは十二月二十五日附江川太郎左衛門宛書翰に據ると、「先夜は參上仕、久々に拜顔大慶仕候。陳ば今夕も伺候可仕候様申上候へ共、内々申上候通り、御近邊住居富士御寶藏番根津清左衛門方縁付、ぢ、ば、共送り參り候。酒宴長く相成候間、先御約束仕候越中守殿「物價論」一冊並に愚老が「三銃用法論」中巻爲持指上候。若し今夕遅く相成候は、廿八九日の夜伺候可仕候。

右秘書に御座候間、御請取御書被下候様奉希望候」とあつて、此の頃の消息が窺はれる。伊達家の「他所人並町人之事」に據れば、翌十三年二月朔日の條に、「浪人佐藤椿園猝死去に付、わらび粉被下候段達之事」とありて、喪中見舞が届けられ、又同年十月廿七日の條には、「佐藤椿園この度南部へ罷歸り候に付、銀二枚・蠟燭等被下候段達之事」と記されて居り、實行の如何は知り得ざるも、信淵は南部行を企てゝゐたことが判かる。

此の頃信淵の赦免運動が九鬼式部少輔隆都侯によつて起された。同門の鹽谷宕陰が老中水野越前守の儒臣であつたから、書を贈つて信淵の赦免運動を依頼した。同年九月二十七日附九鬼侯宛宕陰の返翰に、「御書被下置謹で奉拜誦候。乍恐御請申上候。然ば佐藤元海の事被遊御心配、「物價餘論答書」も御差出に相成候付、若御尋等御座候節は、田舎へ引込候様思召の段老人へも嘶仕候。至極納得仕候。品に寄候へば、此節南部様より御在所表へ罷出候様被仰越候間、彼地へ江戸を避け旁罷可申哉、若果果し不申候ても、是非一旦は鹿手袋村へ引込候様可仕申居候。乍恐御安心被遊候様奉存候。——就ては老人と相談の上、「農政本論」初編全部を岡本近江守様へ私持參仕、掛御目候積に御座候。近江守様御儀は私四五年來格別蒙御懇命候間、老人才能・身事等も委敷申上、十分に愚意申述、御同人様より新見伊賀様並に主人等へ御嘶御座候て、世に出候人と相成候様内訴仕候心組にて罷在候。且又過日海防の義も被仰出候付、宜敷機會と奉存候間、「禦侮儲言」を私より主人へ差出候積に御座候。右「海防策」の書兼て主人私共へ申付、探し候事も御座候間、元海身事は暫不申述唯「海防策」の著述一部身に入候間、差出候趣にて主人へ爲相見、其上にて此著書の者當時存生の者に候哉杯尋御座候節、書取等を以て老人出處申陳へ候心底に御座候。一體農政の書も私より主人へ差出候ても宜敷御座候へ共、主人儀御用多の中に御

座候。唯著述ものと申差出候ては、多分直様寫等申付、藏書と相成候迄にて、直に一覽仕候事には可難成愚察仕候。海防の義は兼てより尋御座候事故、早速にも一見可仕哉に奉存候付、農政の書は岡本様、海防の書は主人へと配分仕候て差出候次第に御座候。將又評定所留役林鐵藏殿事私年來懇意に付、是へも老人の儀嘶候處、林氏事兼て佐藤の儀承及、其有用の人物なる儀は承知に御座候へ共、行跡不宣哉の様に聞込居候間、決て悪人には無之段一日議論仕候處、是又至極納得仕、是非々々世に顯候身分と相成候様、天下の御爲にいたし度段被申聞候。右林氏儀は御承知も被爲入候哉、松代様（老中真田信濃守幸貫侯）には別段蒙御寵遇、又當時跡部能登守・岡本近江守様等よりも知遇を得候間、彼仁吞込吳候節は可宜奉存候間、是へも「農政本論」「草木六部耕種法」一冊づゝ、並に佐藤升庵より上野宮様への訴狀をも差出度精々願置申候」とあり、越えて十月四日には岩陰より水野越前守の嫡子金五郎の用人關善左衛門に宛て、「去月廿九日山川大七書付を以て、此書面に有之候書物、知人の内所持いたし候者無之哉御尋の旨相達候間拜見仕候處、其書名不殘佐藤祐齋と申者一家秘傳の書にて、其内二三部は私當時借置候趣御答申上候處、則可入御覽旨被仰出差上置候。一體右祐齋儀父祖五代以來農政・物産・水利・兵學・砲術等を精究致し、其著述の書數十部有之、入門仕候者へは誓詞を取候て傳候事にて、父祖以來段々實功も御座候由、祐齋事に至り倍家學を研き、弱年より諸國を遊學仕、物産・水利等は不及申、海防迄も心掛け諸國海邊の地利を相考へ、鐵砲・火術を熟練いたし候に付、阿州様（徳島藩主蜂須賀阿波守治昭侯）御家老集堂雄左衛門と申者同人信向にて、徳島へ相招海防・船戰の術相談有之、其外諸大名（伊達遠江守様・九鬼式部少輔様）・御旗本方（松平内匠様・江川太郎左衛門様）へ御師範をいたし、國政・武備の御内談にも預り申候。

就中同人新工夫にて自走火船と唱候火攻の術有之候を、先堀田攝津守様より御尋有之候付圖説を奉候所、其事植村駿河守様御掛と相成、文化巳年六月御鐵砲頭先井上左太夫様御傳授申候事も有之候。十餘年前同人深川に致住居候時分私も入門仕候。然る處同人義御科を蒙候者の由其後始て承申候。其始末は同人事本所に罷在候神道方吉川源十郎殿講談所學頭相勤候時分、同所普請の儀に付間違筋有之、寺社奉行所へ被召出御吟味に相成候處、其事師匠家の難儀に及び、且又其門人共多勢科人も出來可致程の儀に付、師家の危難並に同門の朋友を救候心得にて、一人罪を引受江戸拂と相成候の由、其後天保三辰年同人悴升庵宅へ二夜止宿仕候御咎に付、町場奉行筒井伊賀守様御吟味にて江戸十里四方追放と相成、當時武州足立郡鹿手袋村に罷在候。右の通御科を蒙候ものには御座候へ共、其始は師友の咎を引受候事實の由にて、利欲に拘候筋にも無之、扱其農政・水利・軍事・火術に至り候へば、父祖以來一家相傳の秘術にて、當時無類の學風に御座候處、御府内に住居不相成身分にて於田舎に朽果候節は、家傳の書も往々斷絶可仕、門人共に於ては残念至極の義に奉存候。尤御尤を蒙候後餘程年數も相立候間、悴升庵より御法事の度に、上野宮様へ御赦免願書差出御落手にて相成候へども、如何の譯有之候や御奉行所の方を内々承合候處、願書相下り不申由に御座候。祐齋事當年七十六歳且暮死に迫り候身に御座候處、御赦願の義右様の次第にて一向目的も無之義に付、其親族は勿論門弟共に於ても一同詮方無之、常々悲歎罷在候而已に御座候。然る處過日大七を以て右著述の書御尋有之、追々差上候事に相成候間、誠に祐齋開運の時節到來と、天命の程難有奉存候事に御座候。就ては私身分を相越且御科人の事申上候段重々奉恐入候へども、一旦師弟の契約も結候者に御座候間、上の思召をも不奉願御赦免の儀上書仕度奉存候。此上書御内見被成下、不苦思召

候はゞ、何卒御差出被下候様偏に奉希候。依之升庵より宮様へ差出候願書の寫も相添申候。御科の大略は此願書にて相分り候へども、尙又以「演舌申上度義も御座候」と書き送り、且是に添へて正式に左の如き赦免願書を提出して、越前守に執奏を請うた。

論薦佐藤信淵狀

右其人、學通古今、兼精算數、鑽研農政・水利・兵制・火術、少壯周遊天下、親驗其所學、後爲二三諸侯所招、經略其國務、皆有實蹟、非空言也、自言其學傳自父祖、書號國土經緯論者二卷、曰垂統法話者三卷、曰開物新書者十卷、高祖信利所著、曰氣候審驗錄者五卷、曰勸農要錄者三卷、曾祖信榮所作、曰土性辨者五卷、曰堤防溝洫志者七卷、曰通移開闢法者一卷、祖父信景所述、曰甲州傳水利法者一卷、曰漁村維持法者二卷、曰抗場法律者二卷、父信季所筆、至於信淵集而大成之、所著有農政本論・經濟要錄・培養秘錄・籌海新書・三銃用法論・兵法一家言・艸木六部耕種法等數十部、皆言富國強兵之策、臣雖未知其言可悉用與否、而若其學殖器能、亦可稱博且偉矣、獨恨其人身嬰微罪不得往都下、潛在近郡莽澤中今年七十有六、將填死溝壑、實爲可憐也已、伏惟先皇取周官唐律之意、刑部省著六議之例、其一曰議能、蓋謂人雖有罪、商議其才能、得以從末減也、而孔子之論政、首曰赦小過舉賢才、今以臣所聞、則信淵之過可謂小、而至其器能、豈不可入於所議之條乎、側聞大君聖明、厲精圖治、思賢如渴、勿論乎其庶官得人、或擢匹士、或徵陪臣、或褒草茅之民、莫一物不被其光、當是時、有奇材異能如信淵者、負

罪於先朝、埋沒艸野、不得再覩天日、臣竊爲國家惜焉、臣於信淵、嘗執弟子之禮、雖出位言事、罪當萬死而生三之義、無奈情不容嘿也、是以冒斧鉞之誅、敢陳之左右伏願、大恩赦信淵之罪、令得還居都下、以公其家傳之書、以惠後進焉、無任懇禱之至、臣世弘誠惶誠恐、死罪死罪。

尙宕陰は十一月朔日「扱九月廿九日主人より以小生一通の書付爲相見、此書面に有之候書物、其方知人の内に所藏の者無之哉相尋候間披見仕候。『國土經緯論』・『土性辨』等を始として、不殘椿國家傳の書名十餘部相認候書付に御座候間、其内私當時貸置候書物有之候旨申述、『農政本論』差出申候。是は何方より主人耳に入候事に御座候哉、何れにも椿園開運の時節到來と奉存候。仍て主人へ歎訴仕候覺悟に御座候。其訴狀並に取次候者迄差出候書取一通、幸汚御覽候。右差出候節は何れ老人を一旦田舎へ爲引込候含にて、老人も納得に御座候。成否の程は天命に任、只々人力を盡候心組に罷在候。就ては何ぞ思召被附候御儀も被爲在候はゞ、御下知被成下候様奉願上候。將又御發駕前拜借被仰付候、『土性辨』・『培養秘錄』も主人へ差出候ても不苦候哉、且前便奉申上候『禦侮備言』も序文を抜候て、本文の中も少々禁忌に觸候處、老人へ相談の上相改め不日に差出候含に御座候。岡本近江守様へは『農政本論』後編を掛御目置申候。『物價餘論簽書』は何分平準館の一條、桑弘羊・王安石の故弊も御座候間、迎も當世に向申間敷敷に奉存候付、是を差出の儀は先づ差止置申候。跡部へ御廻しに相成候は、如何の模様にも御座候哉。乍恐奉伺候」と、九鬼侯に宛て、越前守に提出すべき信淵の著書中幕府の忌諱に觸るゝ恐れある内容に就き下知を仰ぎ、越前守より需められた書籍を提出し、是にて表裏両面よりの赦免運動を

終り、信淵を再び鹿手袋に退居せしめて、幕府の措置を待つてゐた。

翌天保十四年幕府にては老中眞田信濃守幸貫が主となり、信淵に就きて調査することとなり、三月關東取締出後藤田藤四郎に大豆谷時代に於ける信淵の行動を、又四月には町奉行鳥居甲斐守耀藏をして昇庵より鹿手袋に於ける彼の行跡及び昇庵の調書を取寄せしめて本格式に吟味を初めた。昇庵も又機運の動けるを以て上野の宮様へ重ねて赦免の歎願書を提出した。此の月には恰も將軍の日光山參詣があつて、前々仕置にあつた者に對して大赦が行はれるので、其の爲に跡部能登守掛りにて科人に對する調査が行はれ、初めて昇庵の歎願が認められ、「大赦帳」にも書留められたが、併し未だ審理中なりし爲、此の大赦には洩れることとなつた。従つて信淵一人のみを引き抜きて赦免することの適否に就き、七月十三日老中眞田信濃守は發社事件當時の大目付たりし町奉行鳥居甲斐守耀藏に左の如く意見を求めることになつた。

信濃守殿御渡

鳥居甲斐守へ可尋趣

佐藤融齋儀一人引拔御赦之儀は規則に拘り候に付難相成候。併海防其外御國益筋之儀相心得居候ものに付、當地へ呼寄御樂園其外可然場所之内へ住居禁足申付、相應之扶助米被下、其筋より相尋候御用之外面會差留、右之趣にも相成候而は如何可有之哉、差支之有無早々取調可被申候。尤書面之趣に而差支之筋も無之候はゞ、當地に而住居之場所並扶助米之儀迄も夫々御申談之上、相當之處評議致し可被申聞候事。

眞田信濃守は痛く信淵の才學を惜しみ、斯かる寛大なる一案を立てたのは、寛政度伊勢白子の漂民幸太夫・磯吉に對して行つた先例に準ぜんとしたのであつたが、耀藏は左記の如き答申を一と先づ案として評定所へ提出し、其の評定の結果に基き、改めて七月十七日是を信濃守に答申した。

佐藤融齋御赦之儀に付御尋之趣取調申上候書上

鳥居甲斐守

佐藤融齋儀壹人引拔御赦之儀は規則にも拘り候に付難相成候。併海防其外御國益筋之儀相心得居候ものに付、御當地へ呼寄御樂園其外可然場所之内へ住居禁足申付、相應之扶助米被下、其筋へ相尋候御用之外他人面會差留、右之趣にも相成候而は如何可有之哉、差支之有無早々取調可申上候。尤御書面之趣に而差支之筋も無之候はゞ、御當地に而住居之場所並扶助米之儀迄も夫々へ申談之上、相當之處評議仕可申上旨、例書御渡御書取を以て被仰渡候。

此融齋儀先達而御仕置被仰付候後老年に至候得共、勤學博識之ものに而、農書其外御國益に相成候書籍著述致し、尋常之者には不相聞、右犯科最早年數も相立候間、御憐愍之儀申上候得共、一人引拔御赦之儀は規則にも拘候に付難相成、右に付御尋之趣御尤奉存候に付猶勘辨仕候處、御書拔例之幸太夫・磯吉儀は外國へ漂流致し候ものに付、悪事等は無之候得共、外國之様子猥に物語不致爲め禁錮被仰付候ものに有之、

融齋儀は御構内へ立入候犯科によつて、江戸十里四方追放被仰付候者に付、御構内へ呼寄住居爲致候儀は元先例等も無御座、最御規則に拘り可申に付、引拔御赦に難相成儀に御座候はゞ、差當別に取扱振無御座候間、追而外一同大赦之節御免被仰付候方可然、尤海防其外御國益に相成候著述之書籍は御取寄御覽御座候共差支之儀は有御座間敷に奉存候。右取調候趣評定所一座へも相談仕候處、書面之通御座候。依之御渡被成候御書取並例書共返上、此段申上候以上。

卯七月

鳥居甲斐守

同月二十三日眞田信濃守は、重ねて左記の如き覺書を下して鳥居甲斐守の再考を促した。

卯七月二十三日御下

覺

佐藤融齋義海防並御國益筋之儀相心得居候ものには候得共、引拔御赦之儀は規則にも拘り候。併尋常之ものには無之譯を以て被申立候程之儀に付、著述之書籍取寄一覽可致は申迄も無之候。書物而已に而は秘事實用細微相分兼候廉も可有之、一同之御赦相待候は論も無之候得共、老年之事故餘命之程も難斗、彼是いたし候内遂に相尋候場合にも至り不申候而は、御益にも可相成との見込を以て被申立候趣も空しく相成、歎數次第に有

之候間、後弊に不相成御國益に相成候主法最前相尋候儀に有之、尤無罪之ものとは譯違ひ、幸太夫・磯吉杯とは更に趣意も違可見合例には無之候得共、別儀之取扱振取用ひにも可相成廉も可有之哉と申迄に而、古例に引附可被取調との儀には無之候間、最前相尋候意味篤と勘辨いたし、別義之廉を以當地へ呼寄禁足申付、御用筋相尋候儀は差支無之、主法今一應取調可被申聞候事。

これに對して鳥居甲斐守は、八月三日左の如く答申し、斯く迄上司たる老中眞田信濃守が信淵の學問に聞く所あらんとしたが、飽く迄法を楯に取つて是を峻拒した。

卯八月三日御直上る

佐藤融齋御當地に呼寄候儀に付御尋之趣取調申上候書付

鳥居甲斐守

佐藤融齋儀海防並御國益筋之儀相心得居候者には候得共、引拔御赦之儀は規則にも拘り候。併尋常之者には無之譯を以申上候程に付、著述之書籍類取寄御一覽之儀は申迄も無之候。書物而已に而は秘事實用細微相分兼候廉可有之、一同之御赦相待候は論も無之候得共、老年之事故餘命之程も難斗、彼是致し候内遂に御尋之場合にも至り不申候而は、御益にも可相成との見込を以、申上候趣も空しく相成、歎數次第に有之候間、後弊に不相成御國益相成候主法最前御尋之儀に有之、尤無罪之ものとは譯違ひ、幸太夫・磯吉杯とは更に趣意も

違、可見合例には無之候得共、別儀之取扱振取用ひにも相成廉も可有之哉と申迄に而、右例に引附可被取調との儀には無之候間、最前御尋御座候意味篤と勘辨致し、別儀之廉を以御當地に呼寄禁足申付、御用筋相尋候儀は差支無之主法今一應可申上旨、御書取を以被仰渡候。

此儀縦令御國禁を犯し候者に而も、其次第により其罪を宥され候儀も御座候に付、融齋儀は素輕罪之ものに而、其上老年迄文學勉勵御國益相成候著述も仕候ものに付、引拔御赦被仰付候は一時權變之御所置、強而御規則に拘り候儀も有之間敷候得共、御構場立入之廉を以御仕置被仰付候者、其罪は不被差免、其身は御構場内に御呼寄御扶助等被下置候は、一躰之事情におゐて如何可有之哉、且御仕置之詮不相立、後來之法則に拘り候に付、再三御沙汰之次第も御座候へ共、別段取調方無御座候。尤評定所一座へ相談仕候上、此段申上候。依之被成御渡候御書取返上仕候。以上。

卯七月

鳥居甲斐守

斯くして眞田信濃守の斡旋も空しくなり、閏九月十三日には水野越前守も罷免せられて、此の赦免運動も奏效しなかつたが、いつしか三年を経て、弘化三年文恭院即ち前將軍家齊の三回忌が來て、大赦を行ふこととなり、八月二十八日戸田山城守掛りにて再び大赦帳に載せられて進達せられ、遂に同年十一月九鬼隆都侯・鹽谷宿陰等の師弟愛に花咲きて、赦免せらるゝこととなつた。其のときの赦帳には次の如く記されてゐる。

一 追放御免願

年數十二年

無宿坊主

佐藤百祐事

融齋

右のもの先達而不届有之、江戸拂に相成候身分に而、忤本材木町四丁目茂兵衛店町醫師昇庵墓敷存候連、御構之地へ立入、當五月下旬以來兩度、同人方へ罷越押而止宿致し候段不届に付、江戸拾里四方追放申付旨被仰渡、天保三辰年閏十一月廿三日江戸拾里四方追放申付候處、此度御赦免願上候。是は被仰御免、可然哉奉存候。

爰に於て信淵は文化十三年江戸拂に處せられてより三十一年目にして、始めて青天白日の身となり、鹿手袋村を引上げ、行歩困難の爲途中二合半に一泊し、翌日昇庵が本材木町四丁目の宅に入った。ときに信淵七十八歳であつた。

註。本章は『市中取締類集』・『佐藤信淵翁傳』・『豊城紀聞』及び『大救調書』に據る。

三八 兵學家としての信淵 (三)

鳥居甲斐守耀藏の頑迷により一時赦免の沙汰も頓座したので、信淵は弘化三年の正月頃に昇庵の日本橋本材木町四丁目の宅に歸つてゐたが、此の月十五日本郷丸山より出火した有名な振袖火事で昇庵の宅も類焼した。此の頃の信淵の動靜を知るべき資料として、同年五月六日昇庵より小池九藏宛てた書翰がある。即ち「——正月十五日本郷丸山より之大火に而、年來願望に而手に入候土藏迄も焼亡仕、都下に住處無之候而、處々流落四十日餘、漸二月末舊宅之向側通三丁目角、内田と申候酒店より御堀之方へ三軒目之地所借受、膝をも容兼候茅屋相構落附申候。乍併從來困窮之上少々に而も作事仕、鍋・釜に至候迄買立候儀、何分孔方の手段に奔走仕、寸暇無之大無音、幾重にも御海宥可下候。——老父儀も頑健に而候得共、類焼後は老衰も一入相加候様子に御座候而、密に心配仕候」と述べてゐるから、精神は旺盛であつても身體は相當衰弱してゐたことと察せられる。此の年十一月三十一年の妖雲晴れて還都してからは、専ら兵學書の著述に専念してゐた。此の頃の著作にかゝる兵學書は左の如くである。

翻 下 說 一 卷 弘化三年

自 走 火 船 說	一 卷	同
吞 海 肇 基 論 序	一 卷	同 四 年
防 海 餘 論	一 卷	同
自 走 火 船 法	一 卷	同
東 西 火 攻 辨	三 卷	同
古 法 銃 彈 徑 定 律	一 卷	嘉 永 元 年
砲 銃 製 作 寸 尺 法	一 卷	同
水 陸 戰 法 錄	八 卷	同
新 製 小 艇 放 大 銃 法	一 卷	同
火 藥 製 造 明 辨	一 卷	同
存 華 挫 狄 論	五 卷	同 二 年
陸 戰 法 秘 訣	二 卷	同
水 戰 法 秘 訣	三 卷	同

信淵は普通には農政學者又は經濟學者として知られてゐるが、信淵の著書は今迄に知り得た所によれば、二百五部あるが其の内五十餘部は兵學書であつて、兵學書は他の部門中最も多いのである。この意味よりすれば彼は

兵學者とした方が、彼の本領に合致してゐるかも知れない。而かも彼は世の所謂戰術のみを講ずる兵學者にあらすして、戰術・砲術・火術・造船・造兵等の諸科に亘り、且其の實際家であり、卓説にも乏しくなかつた。信淵の經濟思想が展開を示した如く、又兵學觀にも三度其の世界觀の進展につれて更新されてゐることが知られる。即ち文化時代の彼の著を觀れば、西洋諸國の夫れの如く帝國主義的色彩が濃厚であつたが、『宇内混同秘策』に現はれた所に據れば、彼が哲學思想を我が肇國の精神に求めたことにより、世界の蒼生を濟救すると云ふ八紘一宇の大理想に肇基して、皇威を萬國に光被せしめんとしてゐる、即ち聖戰を戰ふことを説いてゐるが、此の時代に入ると、此の思想には變りはないが、もつと現實の問題として、阿片戰爭の結果に鑑み、興亞の切實感に打たれて、必勝を期する爲には、餘りにも東西兵器・兵制・戰術の相違、我が財政經濟の窮乏、西人の進取的なるに反して邦人の退嬰的なるに先覺して、高度國防の急務なることを力説してゐることが目立つてゐる。而して又從來の彼の兵書は、皇國又は支那の戰法によつて構成せられてゐたが、此の頃に至つては陸戰に於て我が獨闘戰法にアンバルト銃陣法を取り入れ、而も此のアンバルト戰法を擊破すべき新戰術を工夫してゐることが、彼の兵學思想の著しき進展を認め得る。前記の諸書中より特に『防海餘論』・『吞海肇基論序』・『存華挫狄論』・『陸戰法秘訣』及び『水戰法秘訣』の五書を選び、此の頃の彼の兵學觀を検討することにしよう。

信淵は先づ東西戰法の相違に就きて、『吞海肇基論序』に、天文・永祿の比より鐵炮と云ふ武器世に出で獨闘の働きを爲す者を直ちに打殺すことゝ爲て以後は、諸家皆な隊伍の備を堅固にして、第一の先手は鐵炮組、第二は弓組、第三は鎗組・騎馬組などと、段々に備を組立て接戰する事と爲れり。故に合戰の初は鐵炮の放合より弓の

迫合となり、既に近か寄るに及で乃ち双方より槍備を操り出し、長柄の敲き合より兩軍互に入り亂れ終に勝敗の決することは、青野の役に至るまでも大略此の趣きなることに聞へたり。藁鑑以後は戰爭絶て無きを以て、合戰と云ふ者は右始末なるべしと、世上一統此の心得にて年月を経たり。故に武士の本業として修行すべき者は即ち刀槍・弓馬・鐵炮なり。且つ其武士を部御陳列して屈伸往來の歩調を整へ、進退周旋の操練を精くするを兵學家と稱す。兵學家も亦長沼・甲州・北條・越後・山鹿・毛利等尙數家あり。然れども我れ未だ諸家の優劣を知らず。蓋し兵法も活物なるを以て、時世に従ひ變化あるべきは論なし。古代の合戰は支那も西洋諸國も大略皇國に似たる事なりと云ふ。百年以來火術盛行はるゝより、西洋人威遠炮・臼炮等の極大なる火炮を製し、尋で忽炮・一耳炮等諸種を鑄て、此に翻下・鐵盒・荷蘭彈・鐵籠・鐵腔等の鐵彈を裝みて打放つ、其彈丸の大なるは直径一尺以上あり。其地に落るに及て直ちに破裂分碎し、擊發焚燒すること甚だ猛烈にして、人馬を數百歩の外に擊殲す。近年滿清人夷狄を輕蔑し、諧厄利亞の外寇を防ぎ、毎戰に死傷山の如くなるを惶恐し、納金乞和、鐵かに自ら免れたり。故に國土を有つ者は、兵法の時に從て變化することを察せずんばあるべからず。予曾て『兵法一家言』を著して皇國の陸戰法を論じ、又『禦侮備言』を著して水戰法を精究す。又『火攻新書』を作て火術を講明し、彼の賊を制伏すべき機要を辨ぜり(註一)と説きて、戰は敵を知り己れを知るを要とするに、國防を怠りし爲に、大莫臥兒帝國が英吉利に吞併せられ、支那亦阿片戰爭に大敗せるを慨し、我が國も兩國の轍を踏むことなく、高度の國防を充實すべきことの緊要なるを切論して、『防海餘論』に、『今の時に當て愚老工夫の權貨法を行ふときは、年貢を加ること無く、運上を興すことも無く、用金を申し付ることも無く、富商・豪農等

より借り上ることも無く、唯世人の不知不覺、品物賣買の微細なる口税を積で軍用の支費と定め、此を六十行家に命じ日夜嚴肅つとまて積ましむるときは、年々金六十萬兩づゝ贏餘を輻湊あつちべし。因て別に府庫を建て此を藏め、年々悉く軍用に散じて此を溜るの念を作こと無かれ、且又外事に此の財を用ることを厳しく禁すべし。是れ外寇防禦の貨財なるを以てなり。既に備蓄法を行て財用の輻湊あつちときは、先づ第一に御役人衆に年々十萬兩の御役金を分配し賜て、下々坊主迄も貪悻の行を禁じ、廉直の風を引立つべし。第二に武家の貧窮なる者に合力金を賜り、武藝を勉強し大炮を修練して火術を精究せしむべし。若し合力金を賜ると雖ども節儉を勤めずして放蕩を縱にし、或は懦弱にして武事を勵まざる者をば厳しく此を罰べし。第三、數多大炮を鑄造せしめ、且つ五貫匁以上なる大迦農・大モルチールを多く作らせ、城下近邊に演炮處を製し、執政大臣を始め宗室の貴人・諸大名も自身に出て大炮の打發を修行すべく、下々の武士は別して其業に熟練すべし。第四、火藥の調修所を造營して種々火藥を數萬斛製調し、其貯蓄法を嚴密に守らしめて藏收すべし。且つ又提硝法を行て盛に多く硝石を貯ふべし。第五、彈丸鑄造處を大炮鑄造處と同く製して大小種々の彈丸を鑄造すべし。大彈にはボムベン弾と鐵腔彈の異あり。此二種は火炮にて内空なる鐵彈なり。又鐵の薄板を截り割て鐵帶と爲し、鐵帶と鐵板を釘にて打著け組み立る彈丸あり。鐵籠彈・ガラナート・鐵盒彈・ドロイフローゲル等はなり。總て火彈を製するも此鑄造所の側に房舎を造て此を製作す。凡火炮・火術を修練するには彈丸・火藥の夥しく費る者なり。然れども大事の武藝の修行に用る所なり。入用次第に此を遣はして少しも吝嗇の念を生ずること勿れ。第六、堅固なる軍船を造り内外より鐵の厚板を張り著て、大炮を打掛ると雖ども崩壊せざる様に丈夫にすべし。本邦は船を製すること國禁なり。然れども世界の

事體大に變化せり。可不察哉。年々廣大堅固なる軍船を十艘づゝ製し、此船に大炮數多載て大洋に乗出し、諸士・軍卒・水手等三百人も五百人も乗り組んで大炮の點放を修練し、水戦法を日々操練し其精妙を究むべし。且又大洋を遠く乗り廻し、航海操舟の術を學び天象測量の法を熟習して、本邦四海の産物を運漕することを要とすべし。第七、諸大名に命じて武備を精銳にすることを勤しめ、貧窮なる國には金・銀・米穀を賜り其家人の給分を豐饒にし、武藝を勉勵し俠骨を磨き、英氣を振て死を畏ること無からしめ、軍船の無き國には軍船を配り、大炮の少きには大炮を假し、日夜武事を精究し、百姓にも時々給たづなざるを助て農務を勉め勵し物産を興さしめ、且數數密使を巡廻せしめて、領主の節儉を脩めて武道に心を盡し、士民を撫育するや否を踏勘せしめ、能なれば此を賞し、不能なれば此を教戒し、貧困なるは此を贖救すべし。是れ懷諸侯の道なり。此七事を行ふときは多年ならずして外寇防禦の武備自然に全からん乎(註二)と述べてゐる。

信淵は嘉永二年三月某國侯の詰問に答へて「存華挫狄論」五卷を著はした。先づ其の序に於て、「天地無私と雖ども、四大洲の人性不同を奈んともすることなし。蓋し亞細亞洲人は禮を崇び義を行ひ、各確然として其境界を守り、他國を侵伐し他人の物を奪ひ取るの念寡し。故に遠く海外に出でて利慾を業とする者あること稀なり。又歐羅巴洲人は利を好み慾を縱にし、欺き奪ふの念深くして貪り悻して飽くことなし。故に遠略を事とし、大船に乗り過く四海を航行して諸國に交易を通ずることを勤む。其初めて他邦に入津するときは、必ず先づ方物を獻じ和親を結びて産物を互市し、其國武備の弱きを伺ひ得れば則ち襲ふて之を取り、其奪ひ取ること能はざるをば、姑く覺を伺ひ、取る可き時の至るを俟つ。凡そ創事開端ば以後永久に子孫をして其志を繼がしめ、終には其所欲

を成さんと欲す。此れ歐羅巴人の性なり。故に歐羅巴人の心は全く豺狼と同じく、嚴密に不可不備者なり」(註三)と説きて東西思想の相違を闡明したる後、「滿清も夷狄なり、英吉利亞も夷狄なり。然るに愚老が英吉利亞を挫きて、滿清を存せんことを欲する者は、滿清の中華を一統して、仁明の君數世繼出て、天意を奉るの政を行ひけるを以て、中華の人民大に蕃息し、古の三倍に及び。故に我れ其功を賞するの意あり。且つ又彼滿清は今世に當りて世界の大邦たり。然れども蒙古の忽必烈の如く、我本邦を凌ぐの行ひなし。然るに近來倏然として、自ら大として外攘の武事を務めず。故に英夷之を侮り舟師を帥ひ來て侵伐し、共に戰ひて數々大に打破り、江南四省に血を流す。滿清防ぎ戰ふこと能はず、金を納れ五都會の地を割きて和を乞ひたることに詳なり。若し其れ此上にも國益を式徴するときは、西夷貪悻あくことなきの禍、或は東漸して本邦に至らんことをはかる。故に愚老は滿清の君臣をして心を苦しめ思ひを焦し、貧を賑し死を吊ひ、上下勞苦を同くし兵を訓練すること數年、乃ち復讐の義兵を起し、英夷を征伐して大に此を打破り悉く侵地を恢復し、嚴く此を逐ひ攘て東洋に遺類なからしめ、永く本邦の西屏たらしめんことを欲す」(註四)と論じて、今次の興亞聖戰の示標を豫示せるあたり、達人の百年後の形勢をも大觀せる寔に至れり極まれりと云ふべきであらう。

信淵が歿前床褥中にありて校正したと云はるゝものに、「陸戰法秘訣」及び「水戰法秘訣」がある。信淵は前書に對して、「西洋人と陸戰するには極大切なる秘訣あり。若し其秘訣を心得ずして妄りに對戰するときは、軍の手始めより死傷の甚多きこと清國の英夷と戰ひたるが如く、毎戰清國軍卒死傷數千人、而して英夷軍卒は大抵死亡一人も無く、手負僅か七八人に過ること無し。因て其然る所以を審かにするに、我が寛文年中に當て、入爾瑪尼

亞國の益華兒多帝英主にて、總て諸國の戰を爲し、大敵を打破り、大勝利を得べき兵器は大小炮銃に勝れる者の無きを察し、古より戰闘に用ひ來れる干戈・刀戟・弓矢・長鎗等の武器を皆悉く廢て、唯スナツパン銃・カラベイン銃と大炮の三種のみを戰場に用ひ、敵を百歩の外にて打倒すことを專務とし、弓備・鎗備等は絶て用ること無く、五百人備は五百人皆鐵炮打、千人備は千人皆鐵炮打ばかりにて、萬人の備へと雖ども皆然り。最初は隣國此法を侮りけれども、ゼルマニア國に戰ふ者は皆數多の軍卒を打殺されて大に此を畏れ、後には西洋諸國一統皆アンバルト帝の兵法を用ることゝ爲て世界の戰法一變せり。清國諸將等今世の戰法一變したるをも知ずして、弓組・鎗組等を備て英吉利亞人と戰ふ。故に毎戰大敗し、十餘度の合戰に三四萬の軍卒を打殺されたるに、英夷の死傷僅か百人に過ること無し。益華兒多の戰法畏るべきこと斯の如し。故に其心得なく妄に對戰するときは死人の山を作すに至る。是を以て愚老は行軍炮と疊楯車を妙用して、益華兒多の兵法を打破り、西洋人をして一敗塗地しめんと欲し、「陸戰法秘訣」を著せり」と説明し、後書に對しては、「西洋人の性にて廣大堅固なる軍船の無き國をば攻取ること自在なりとし、大邦と雖ども此を侮り侵し掠めて畏ること無きは其常なり。即ち世界に雄なる大莫臥兒を滅し、且つ大清國を糜爛したるを以て、其趣を察するに足れり。然るに本邦も亦廣大堅固なる軍船無くして、海防手當の甚だ不取締なる土地多し。故に西洋夷狄等此を侮りて時々來て無禮を爲すこと少からず。愚老年八十を踰て歩行叶はず、然れども壯心尙未已を以て、先年阿州にて造りたる異様の小船を製し、上に二重の櫓臺を設け、其の上に五貫匁の大砲を備へ、外寇來るときは此を逆撃て、何なる廣大堅固の戰艦なりと雖ども、海上にて打崩すべき水戰法を工夫せり。此大炮小船を數多乗出でて戰ふに於ては、西洋諸國の軍船

も本邦の武威を畏れざることを得ず」(註五)と説明してゐる。信淵は此の頃翻譯せる西洋諸國の兵學・炮術・火術等の書數部を讀みて、西洋の武備に精細を究極せるに驚歎し、又高島秋帆の洋式教練の法に察し、和洋の戰術を折衷して一家の見を樹てた。彼は洋式を師として是に模するときは彼を凌駕するを得ずと爲し、陸戰に於ては曾て阿波に於て工夫せる行軍炮の戰車に鐵板を張る等種々修正を加へ、又疊楯車によりて敵に接近し、我が國獨特の突擊戰法によりて敵を殲滅せんとし、水戰法に於ては、清國第一の名將たる陳化成が、吳淞城の守備を堅固にしたるも、遂に其の奮戰も報いられず徒死せるに鑑み、出擊戰法は防守の秘訣なるを察し、是も阿波にて製作せし異風炮異樣船を改良したる新製小艇放大銃論を高唱して、出擊して洋船を擊滅せんとせるものにして、林子平が「海國兵談」に於て説ける日本の四周に大砲を柵立せしめて防禦せんと論よりも數歩拔んじたものと云つて良い。總じて信淵は、高島秋帆が「五兵之中惟火最烈、古今水陸之戰以火成功者最多、兵法云、以火佐攻者明、是火器之利於戰陣久矣」と云へる如く、火器を重視したるは其の特徴である。其の他卓見頗る多きを觀る。信淵は興國の樞機は富國強兵にありとなし、而して是を遂行する要書として、「兵法一家言」(陸戰法)・「禦侮儲言」(水戰法)・「火攻新書」(火攻術)・「經濟問答」(富國策)・「混同秘策」(進攻即國防論)の五部を擧げ、「此五部の書は、我家の深秘にして他見を禁する所なり」と稱してゐる。就いて觀らるべし。

註一。吞海壘基論序(『佐藤信淵家學全集』下卷第八五四頁—第八五五頁)。

註二。防海餘論(同書第八四〇頁—第八四二頁)。

註三。存華挫狄論(同書第八六三頁)。

註四。同書(第九三九頁)。

註五。防海餘論(同書第八四七頁)。

註六。同書(第八四六頁)。

三九 信淵の終焉と歿後の餘榮

信淵は老齡にして宿病あるにも拘はらず、日夜驚くべき努力を以て、憂國の言を筆に載せて著述に専念するに及び、病勢は次第に募り、嘉永二年六月の頃より宿疾漸く迫り、更に食を甘んぜず、九月の始めより平臥して食せざること一百有餘日に及びしが、唯僅かに酒漿を以て糧に代へつゝも、臥床中尙筆を息めず、八月十日「陸戦秘訣」二卷、九月九日「水戦秘訣」三卷を脱稿したのを校正してゐたと云ふ。其の身は既に萎えたりといへども、其の神氣の旺盛なる眞に驚くばかりである。同月二十五日枕頭に錦なす茶梅と、薫香搖るゝ菊花の盆栽を娛みて左の七絶を賦した。

茶梅爛熳恰如錦

黃菊滿開全似金

枕側盆花無上樂

不愁病臥酒醜禁

翌嘉永三年正月元日病大いに漸みしも、尙北狄の空を睨んで憂國の七絶を口吟せしも、自ら書すること能はず、息昇庵に命じて是を書せしめた、其の詩に曰く、

欲獲龍王到北海

龍等逃去一無逢

試操大槓射溟漠

一發連貫十萬龍

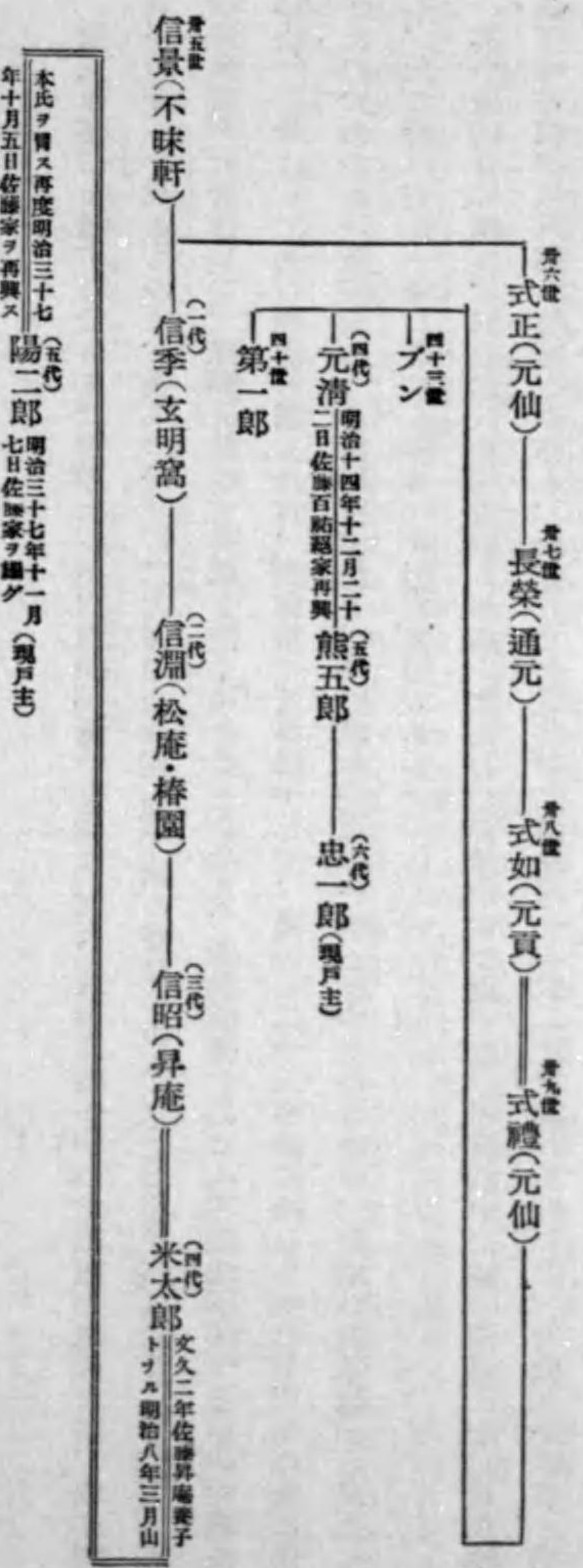
龍王は露帝を指すのである。信淵は「宇内混同秘策」を著はして、我が八紘一字の大理想を述べたが、我が國百年の憂へを遺すものは、極東に於ける二大西力たる英・露二國の侵略にあることを洞察し、歿する前九ヶ月「存華挫狄論」を著はして、支那を扶けて英國を挫くべきことを論じ、對英戰術として「陸戦法秘訣」及び「水戦法秘訣」を著はして其の戦法を遺したが、對露策に及び得ずして、僅かに二十八字詩に托して知己を百年の後に俟つたのであつた。後年果して日露戦役が起り、今に我が憂患の一つとなつてゐるので、信淵の眼識鋭しと云ふべく、此の詩は正に一卷の書にも勝るべき對露策でもある。

其の後病日に漸み、同月六日の晩景眠るが如く溘焉として此の世を逝いた。享壽八十二歳。同月二十二日淺草森下町曹洞禪窟萬壽山松應寺に葬り、法諡して眞武院賢剛徳祐居士と號した。其の出棺の際、青山某外大名・旗下の送葬する者陸續として二十町餘に及びしと云ふ。斯くして數奇なる運命に弄ばれつゝも、多くの示唆を後賢に遺して八十二歳の生涯に幕を閉じたのであつた。

信淵始め笹原氏いせ女を娶りしも、子無くして歿し、繼室渡邊氏を迎へて四男・二女を挙げ、長男信昭は昇庵と號して家を繼ぎ、久世・南部兩侯に侍醫として仕へ、致仕後は蘭學を教授し、父の門人と共に父祖の家傳書を校訂する所頗る多く、晩年幕末に至り世情を慨し、諸國を遊歴して畫策する所ありしも容れられずして、慶應元年

九月二日五十九歳を以て病歿した。二男を葉三郎と云ひ、故ありて家に養はず、三男を勘四郎と云ひ、長女をスカと云ふ。共に幼なくして病歿した。次女りそは根津氏に嫁し、四男祐三は諱を常信と云ひ、幼より穎敏にして諸兄の比にあらず、箕裘の業を繼ぐ此の兒にありとして寵愛せしも、天保十二年十一月二日十八歳を以て歿した。

佐藤氏系圖(其二)



嘉永三年五月友人横田敬忠文を撰み、息昇庵碑を松應寺の墓前に建立した。其の文に曰く、

椿園佐藤先生碑

先生、姓藤原、氏佐藤、諱信淵、字玄海、通稱百祐、號椿園、出羽人、其先出自佐藤次信、祖父信景、父信季、世以醫爲業、傍講農家之言、教授門人、先生幼從父而來于江戸、就宇田川氏學和蘭窮理之說、涉獵經史、學略成緒、仕某侯以病去、自是絕進士之念、益研究家學、又究天文、曆數、本草之學、最好銃器、刻意創製自走火船、其名隆隆起、于時諸藩厚聘招之、則必往而與聞其政、遂周遊諸州、得試其所學、終歸于江戸因家焉、門人益進、老而愈壯、其說愈奇、嘉永三年庚戌正月六日卒、年八十二、葬淺草松應寺、病中絕食百十餘日、以酒爲糧、猶著存華挫狄論、及病革賦詩曰、欲獲龍王到北海、龍等逃去更無逢、試操大槓射溟漠、一發連貫十萬龍、吟畢而瞑矣、其愛國之念、終始不變者如此、配笹原氏、無子先卒、再娶渡邊氏、生四男二女、二男一先卒、一先卒、長男昇庵、以醫仕盛岡侯、初侯勸先生仕、以老辭、使昇庵仕、先生狀貌魁岸、志氣慷慨、切齒北夷、振腕談折衝之術、不耳熱鬚奮不止也、平生好著述、及三百餘部、其書多散逸、存于篋者僅數十種、敬忠晚見先生、如舊知識、交情日益篤、相共每議論、有合有否、疾聲大呼、必不辨措也、解以杯酒結交、僅垂二年、而先生逝矣、嗚呼哀哉、先生履歷詳于其著書中、今撮其梗概、以識吾哀思、亦延陵挂劍之意也。

嘉永三年庚戌五月

横田敬忠撰 孝子昇庵建

明治維新以來信淵の所説が我が新興日本の國策に合致するもの頗る多く、且其の遺著が續々公刊せらるゝに及んで、漸く識者の視聽を集むるに至つたが、長くも明治十四年九月明治天皇奥羽諸州を巡幸して聖駕を秋田に駐め給ひしとき、羽生氏熟く信淵の事蹟を具狀せしに、翌十五年六月三日信淵の遺功を賞せられ、特旨を以て正五位を追贈せられた。明治三十二年十月六日佐藤家に由緒淺からぬ西馬普内町にては、信淵の五十年祭を営み、其の記念事業として産土神御嶽神社境内に「贈正五位佐藤信淵之碑」を建て、又佐藤家の菩提寺寶泉寺境内に「故佐藤玄明高碑」及び「贈正五位佐藤信淵墓」を建立した。信淵の誕生地たる新成村郡山には石川理紀之助・織田完之氏等の發起に由り、明治三十四年七月三十日「佐藤信淵先生誕生之地」の碑が建設せらるゝに對し、西馬普内町有志の發起の下に、同四十一年九月五日同町内舊佐藤家の舊跡を尋ねて、「佐藤信淵誕生地」の碑を建つると共に、寶泉寺兆域内にある不昧軒夫妻の墓碑を修築した。爰に於て血縁の絶えた佐藤家に後嗣が二軒も出來、又誕生記念碑が二ヶ所に建設せられたと云ふやうな盛觀を生ずるに至つた。秋田縣教育會にては明治四十二年十月十七日同市東根小屋に彌高神社を創建して平田篤胤と共に合祀したが、大正八年二月八日改めて是を舊秋田城趾千秋公園に遷座し、縣社に昇格せしめ、縣教育會が其の氏子となりて同縣出身の二大偉人の顯揚に努めてゐる。又西馬普内町にては大正八年十月六日の信淵七十年祭のとき、御嶽神社境内の記念碑の修築を行ふと共に、不昧軒翁夫妻の墓に石厨子を新設して其の保存に努めた。大正十三年二月十一日朝廷不昧軒翁の遺功を賞し、特旨を以て從五位を追贈せられた。信淵がその家學を大成したる千葉縣山武郡東金町大豆谷には、昭和十四年十二月二十五日東金町に於て、「佐藤信淵先生家學大成之地」の一大記念碑が建設せられ、又信淵が晩年僑居してゐた埼玉

縣北足立郡土合村鹿手袋の永堀家の舊土藏も保存せらるゝことゝなつた。信淵の遺著の保存に就きては、大正二年西馬普内町役場内に、「信淵文庫」を起し、西馬普内報效義會が其の蒐集管理に當つて居り、又新成村郡山の佐藤神社内にも蒐集せられてゐる。玄明窩翁以下佐藤家の墓は、深草區高原町十六番地萬壽山松應寺内にあつたが、同寺が明治四十四年十月七日今の杉並區高圓寺三丁目三百三番地に引寺するに當り、玄明窩翁以下の諸靈も同寺裏の兆域に遷されて鎮まつてゐる。而して昭和八年以來信淵崇拜者に依り、「佐藤信淵大人展墓會」が設けられ、松應寺に於て年々法要及び講演會が開催せられ、門前に「史蹟尊皇家贈正五位佐藤信淵大人墓所」の大石標が建設せられ、秋田縣教育會にては紀元二千六百年を記念して、彌高神社境内に「記念館」を新築し、篤胤・信淵兩大人の遺著・遺品を蒐集することゝなつた。

信淵を偲ぶ肖像は六種を存してゐる。最も信淵に酷似してゐると稱せらるゝものは、猶子大久保仁齋の繪けるものにして、是には信淵に最後迄親炙し最も信淵の總べてを知れる仁齋が左の題詩を記してゐる。

一夢八十又餘春

枕臥古今役鬼神

天地鋒鏗別事有

日輪吞屢復何論

曾存霹靂百千臣

更莫吟龍億萬屯

迷悟死生都罔敵

礮聲轟發仗天真

是信淵の絶命の詩と相照應せるものにして、信淵が死して尙海防を念とせる其の忠誠を表現して餘蘊なしと云ふべきであらう。

信淵は生前我が國の發展策に就きて、極めて示唆に富める多くの名説大論を發表したが、歿後九十餘年の今日、彼の宿論は一億同朋の血潮を高鳴らせ、聖戰目的の完遂、東亞共榮圈の確立、肇國大理想の顯現を鼓舞してゐる觀がある。

佐藤家五代著述書目録

傳ふるところに據れば、信淵の著書のみにも、三百部八千巻の多きに達してゐたといはれてゐる。これに父祖四代の分を加算すると相當多數に上つてゐたことゝ想像せられる。ところで、信淵の學は頗る廣汎に亘つてゐるから、五代の著書の外に信淵の参考用藏書も可成りあつたことゝ思はれるのであるが、信淵は屢々幕議を蒙り、または自己の都合で、江戸（京橋・日本橋・深川）・大豆谷（上總）・船橋（下總）・鹿手袋（武州）へと何回となく居所を移動して居り、殊に佐藤家にては、天明五年春、文化八年十一月十八日、同十二年春、文政十二年三月二十一日、弘化三年正月十五日、安政二年十月二日及び文久二年二月十九日の七回、藏書家の最も禁忌する祝融の厄に遭ひ、文化八年及び弘化三年の火災を除いては、みな家傳書の若干を焼亡してゐるが、安政大震災火災のときには、惜しくも家傳書の大部分を烏有に歸せしめて了ひ、息昇庵が竹口子恭に贈りし書翰にて知られる如く、亡父の舊門人より遺著を借り受けて寫し取りしところより察すれば、餘り流布せられざりしものは、この時に多く湮滅したるものと考へられる。また昇庵の歿後は、永く山本米太郎が保管してゐたが、遂に坊間に出て散佚したのである。著者は佐藤家の遺著を多く藏せらるゝ、帝國圖書館・東京帝國大學附屬圖書館・慶應圖書館・秋田縣立圖書館・西馬骨内報効義會信淵文庫・無窮會・伊達侯爵家及び織田雄次・佐藤堅司・有馬成甫の各氏等の所藏本、著者が多年蒐集せし家藏本、この外『佐藤椽園家傳書目録』並びに信淵の遺著中に散見する書名を拾ひ集め、現在までに知り得たところを整理し、五代別に分類してこの目録を作製した。（昭和十五年六月一日）